

8-26-1

予備

パート労働の課題と対応の方向性 (パートタイム労働研究会の中間とりまとめ)

平成14年2月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

はじめに

従来のわが国の雇用システムはフルタイム正社員を中心としたいわゆる長期雇用システムだった。このシステムの中で正社員は、広範な配転や転勤に応ずるなどの強い拘束性を甘受する見返りとして、年功処遇や雇用保障といった安心感を手に入れてきた。

一方、パートタイム労働者等の非正社員は、このシステムの中でいわば雇用調整のバッファーとして位置づけられてきた。企業は業績が悪化した時にはこれら非正社員の解雇や雇い止めを行うことにより、正社員の雇用をできるかぎり維持するという行動パターンをとってきた。

このようにわが国の労働市場は、フルタイム正社員にみられるような長期雇用を前提とした内部労働市場とパート労働者など地域の中での入離職を前提とした外部労働市場という二つの労働市場が補完しあう形で機能してきた。

しかし状況は大きく変化しつつある。激しい国際経済環境の変化の下で、正社員の強固な雇用保障や年功的処遇システムにも変革を迫られている。一方、20年前には雇用者全体の1割だったパート労働者もすでに2割を占めるに至っており、その一は1000万人を超えている。バッファーというにはあまりにも大きなグループであり、その役割も従来の補助的役割から基幹的な役割へ広がりを見せている。

さらに働く側の意識や家族のあり方も大きく変化しており、個人にとっての働くことの意味や目的も多様化している。

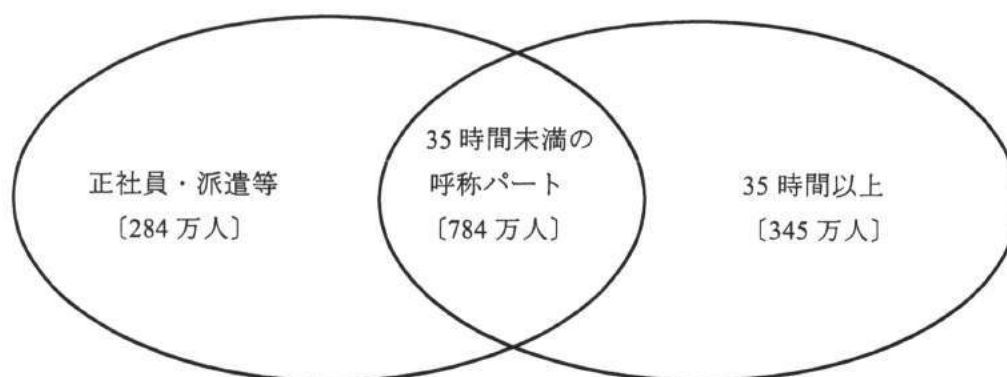
こうしたさまざまな変化の先に、今後、どのような雇用システムが展望されるのか、その中でパート労働者はどのように位置づけられるのか、その下での政策課題をどうとらえるのか、この中間とりまとめではこうしたパート労働に関わる問題について、できるだけ総合的な視点から論点整理を行う。

I パート労働の現状と問題点

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）（パート労働法）にいうパートタイム労働者とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」となっており、以下においても基本的にはこの概念をもってパート労働者と呼ぶ。ただ、もう一つ統計的な概念として、「勤め先の呼称がパートである者」というとらえ方がある。これらの中には短時間労働者でない者も相当数含まれており、一般的に「パート」という概念が短時間労働者という意味だけでなく、「正社員でない者」という意味で用いられている実態があることを示している。パート労働問題を考える上で、この現実も無視することはできないので、以下ではこうしたとらえ方についても視野に入れて検討することとする。

ここで、「パート労働者（ここでは週35時間未満雇用者）」と「勤め先の呼称がパートである者」の関係を整理すると、数的にはどちらも1100万人前後であるが、前者のうち2割は正社員や派遣等、後者のうち3割は35時間以上であり、800万人弱は両者が重なっている部分となっている（図表1）。

図表1 パート労働者と呼称パートの関係



資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査報告」（平成13年2月）

（注）「パート労働者」は35時間未満の雇用者とする

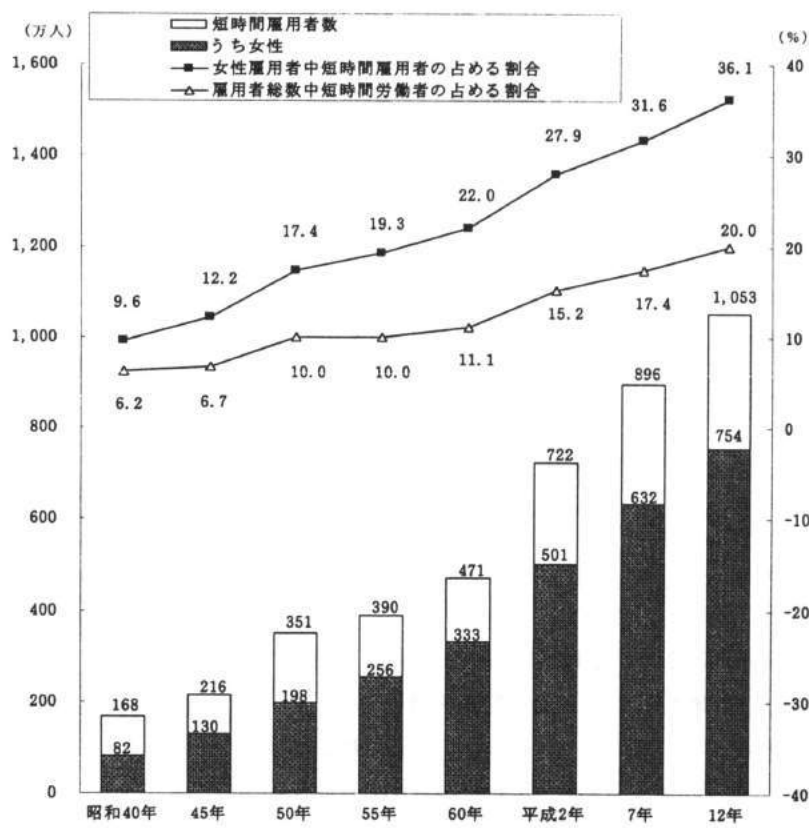
「呼称パート」とはパート・アルバイトと呼ばれている者を指す

1 パート労働者等の増加とその背景

1) 増加の実態

総務省「労働力調査」によれば、平成 12 年の週 35 時間未満非農林雇用者は 1,053 万人（うち女性 754 万人）で、非農林雇用者中に占める割合も 2 割（女性では 36.1 %）に達し、20 年前の昭和 55 年の約 1 割（390 万人）から大きく上昇している（図表 2）。また、「呼称パート」は 1,129 万人で非正社員の 8 割強を占めているが、景気後退期における正社員と非正社員の増減のパターンをみると、従来は景気後退期でも正社員の増加は続いており、非正社員の増加が抑えられるという形で調整がなされてきたが、今回ははじめて正社員が大幅に減少する一方で、非正社員は大幅に増加しており、明らかにパターンに変化がみられる（図表 3）。

図表 2 短時間雇用者（週間就業時間 35 時間未満の者）数の推移－非農林業－

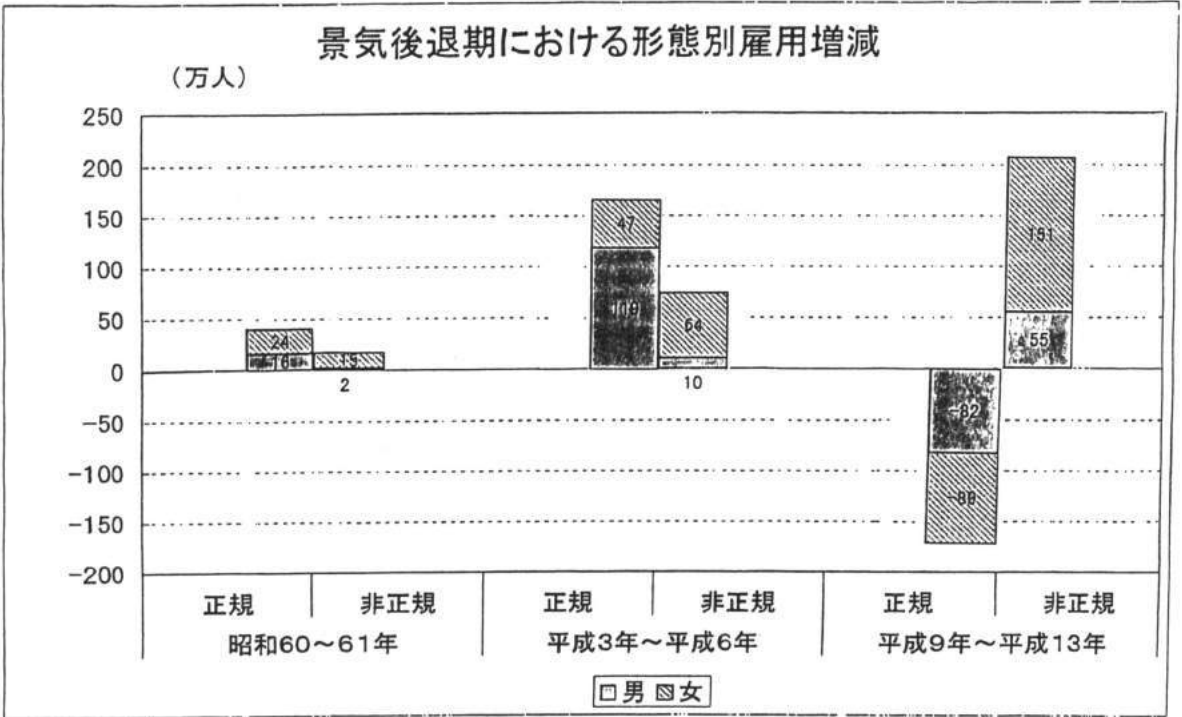


資料出所：総務省統計局「労働力調査」

(注) 雇用者は休業者を除く

- ・ 短時間雇用者中女性の占める割合 71.6 %
- ・ 女性雇用者中短時間雇用者の占める割合 36.1 %
- ・ 雇用者総数中短時間雇用者の占める割合 20.0 %

図表 3



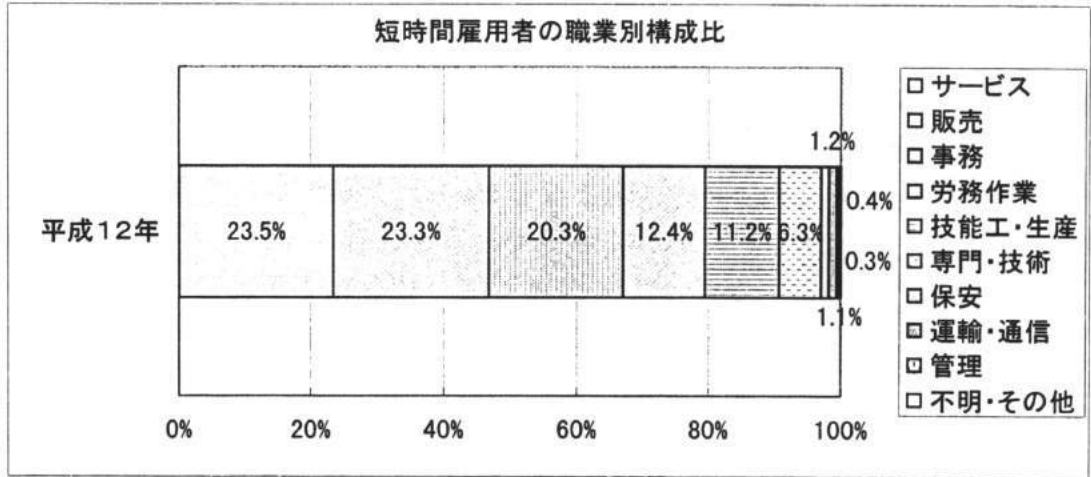
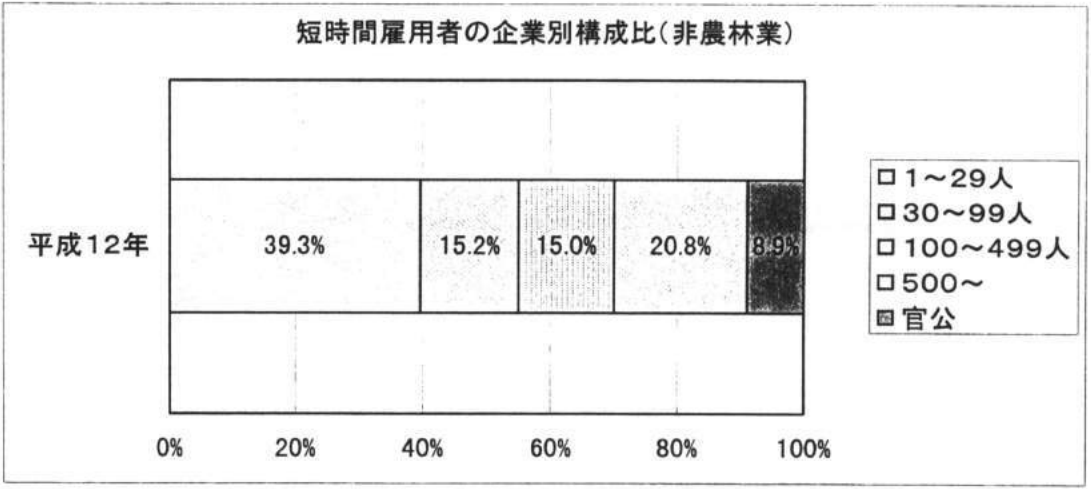
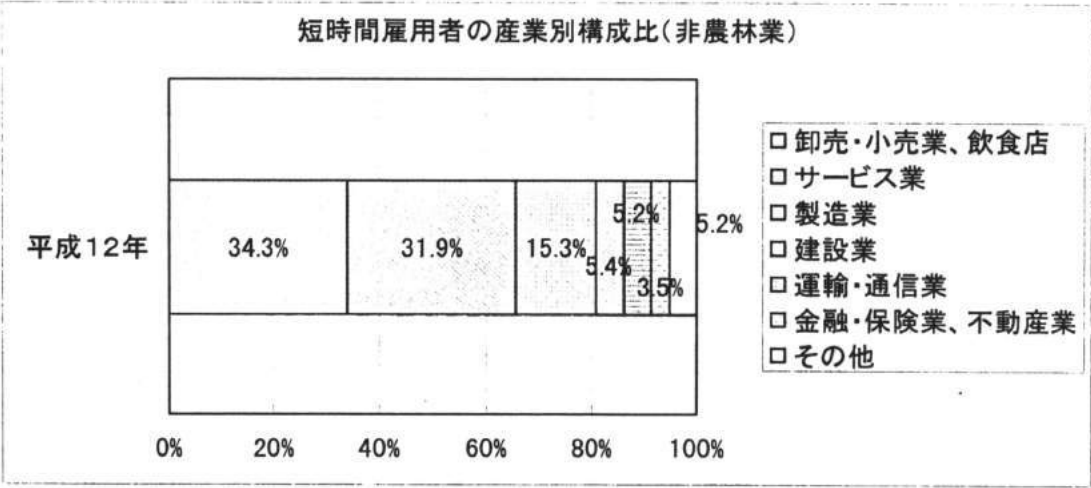
(注)非正規とは、パート、アルバイト、派遣、その他(嘱託など)をいう
(資料出所)総務省「労働力調査特別調査報告」

産業別にみると、「卸売・小売業、飲食店」(364 万人)、「サービス業」(339 万人)、「製造業」(163 万人)の3業種に8割以上が集中している(図表 4)。ここ 10 年の変化を各業種におけるパート比率でみると、特に卸売・小売業、飲食店で上昇が著しい(図表 5)。既存の業態におけるパート比率の引上げに加え、外食産業やコンビニエンスストアなどパート・アルバイトを多用する新しい業態の登場・成長も反映していると考えられる。

企業規模別にみると、約 4 割が 1-29 人規模で働いているが、ついで多いのは 500 人以上規模で約 2 割となっている(図表 4)。ここ 10 年の変化を各規模に占めるパート比率の推移でみると、特に 1000 人以上の大企業で上昇が著しく、10 年前は 7 %弱だったパート比率が約 3 倍の 2 割弱にまで上昇している(図表 6)。

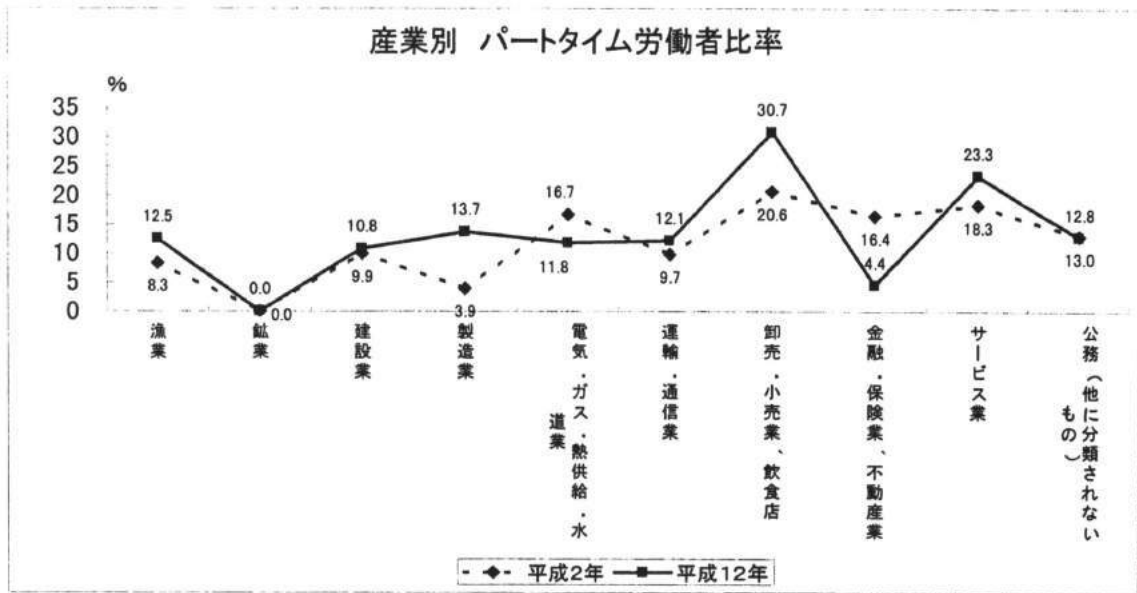
職業別にみると、サービス、販売、事務で 7 割弱を占めているが(図表 4)、ここ 10 年の変化を各職業におけるパート比率でみると、特に労務作業、サービス職業などでの上昇が著しい(図表 7)。

図表 4 短時間雇用者の産業別・企業別・職業別構成比



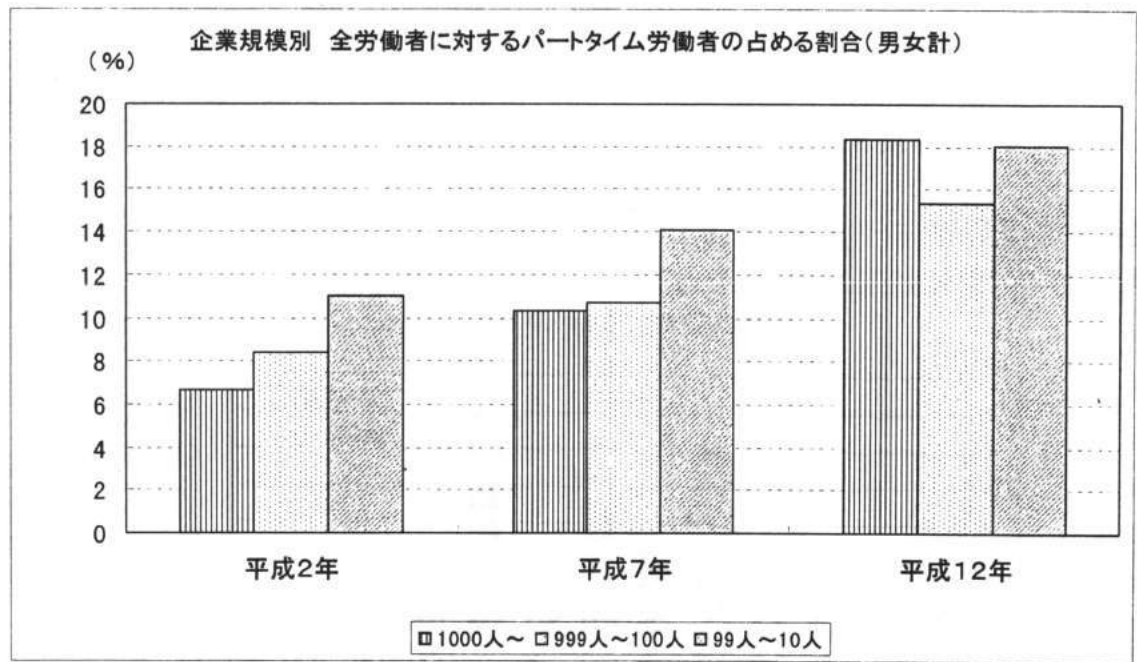
資料出所:総務省「労働力調査」
(注)「パートタイム労働者」とは正社員以外の労働者で、一日の所定労働時間または一週間の所定労働時間数が正社員より短い労働者が対象

図表 5



(注)・パートタイム労働者とは、35時間未満(週当たり)労働者である。
・パートタイム労働者比率は各産業毎に、従業者全体に対するパートタイム労働者の割合である。
資料出所：総務省「労働力調査」(平成2年、12年)

図表 6



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本調査」(平成2、7、12年)

図表 7

職業別短時間従業者比率(男女計)		(単位: %)			
		1985年	1990年	1995年	2000年
職業計		15.5	17.3	20.7	22.7
専門的・技術的職業従事者		15.0	14.4	17.1	18.8
管理的職業従事者		8.0	8.2	11.1	11.0
事務従事者		13.2	16.6	20.6	23.8
販売従事者		11.6	13.7	16.6	17.8
保安職業、サービス職業従事者		19.1	21.8	29.2	34.9
農林漁業作業者		36.7	42.0	43.8	43.0
運輸・通信従事者		5.7	5.5	6.7	10.2
採掘作業者		0.0	11.1	0.0	14.3
技能工・製造・建設作業者		13.7	15.2	17.2	16.9
労務作業者		27.4	29.2	37.7	42.3

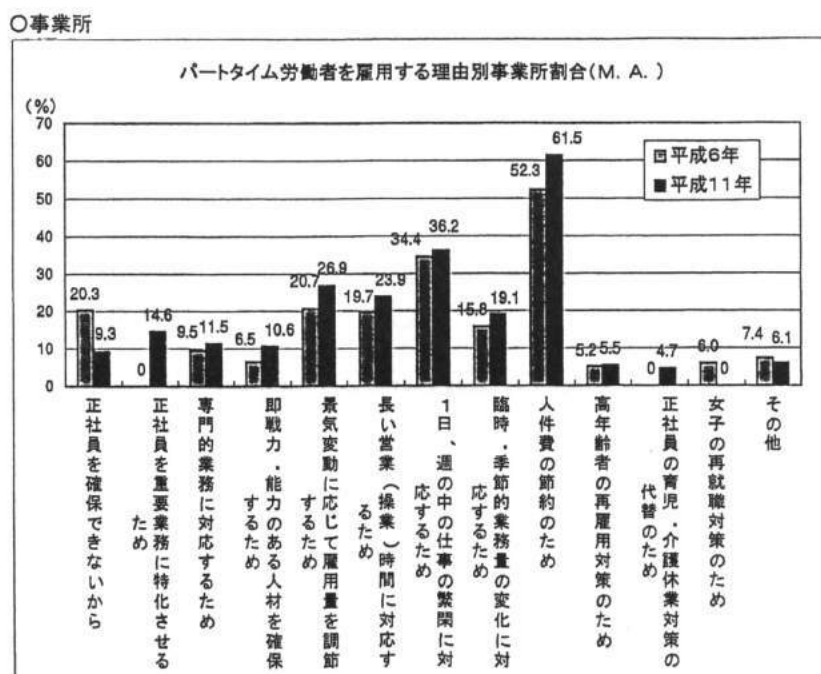
(資料出所)総務省統計局「労働力調査特別調査」(各年2月)

2) 増加の背景

① 需要側の要因

企業がパートを雇用する理由には、主に「人件費の節約のため」、「景気変動に応じて雇用量を調節するため」などコスト要因に基づくもの、「1日、週の中の仕事の繁閑に対応するため」、「長い営業（操業）時間に対応するため」など業務内容の特性や変化に基づくものが考えられるが、最近の状況をみるとコスト要因によりパートを雇用する企業が増えている(図表 8)。

図表 8



資料出所:厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査報告」(平成11年)

(イ) コスト要因

1)でみたように正社員と非正社員の増減パターンに変化がみられるが、これは国際競争激化の下でのコスト削減の必要性、経済の先行きに対する不透明感やデフレの進行などの下で、できるだけ賃金コストが安く、雇用調整も容易な労働者のウェイトを拡大したいという企業側のニーズがかつてなく強まっていることが、パート労働者等非正社員の増加に結びついていると考えられる。

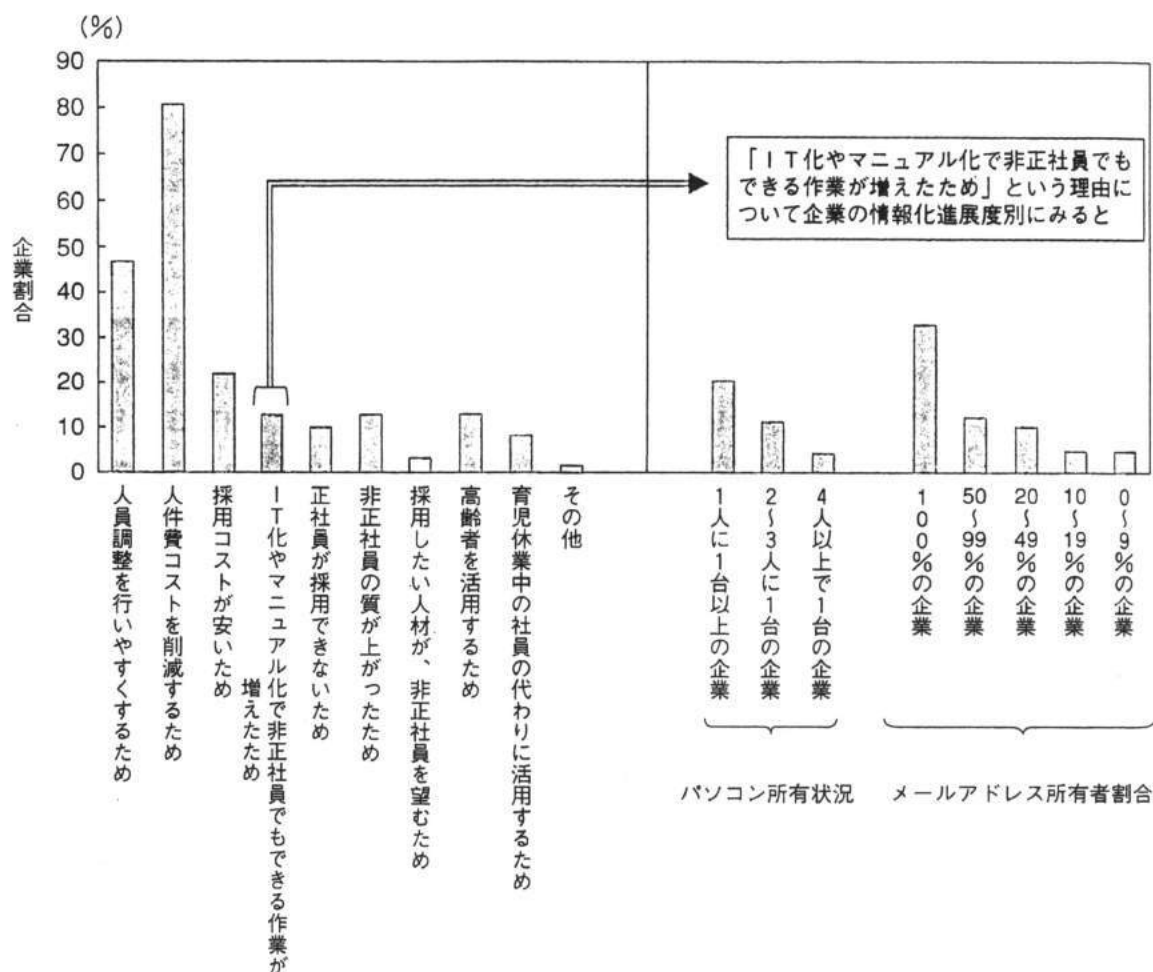
さらに電機業界などでは、パートも含めた「直傭形態」ではなく、いわゆる「構内下請け」の活用を広げることにより、人件費コストの柔軟化を進める動きもみられる。パートのみならず、直傭でないさまざまな形態にまで雇用形態が広がっていることも認識しておく必要がある。

(ロ) 業務変化要因

一方、サービス経済化の進展も、繁閑業務の拡大とともに、繁忙期だけの対応をするパート労働者の需要拡大の大きな要因となっている。特に、流通業や外食産業などではパートが重要な戦力となっている。近年、流通業などでは営業時間の延長に対応してシフト制を組むためにパート化が一層進んでいる面があり、短時間でも店長やマネージャー等責任のある仕事を担える人材も必要になってきており、こうしたパート比率の高い業種では、パートの基幹化も進んでいる。

また、近年急速に進んでいるIT化は基幹的業務と定型的業務の二極分化をもたらす面があり、定型的業務については、正社員から非正社員パートにシフトする動きもみられる（図表9）。

図表 9 非正規社員の活用理由



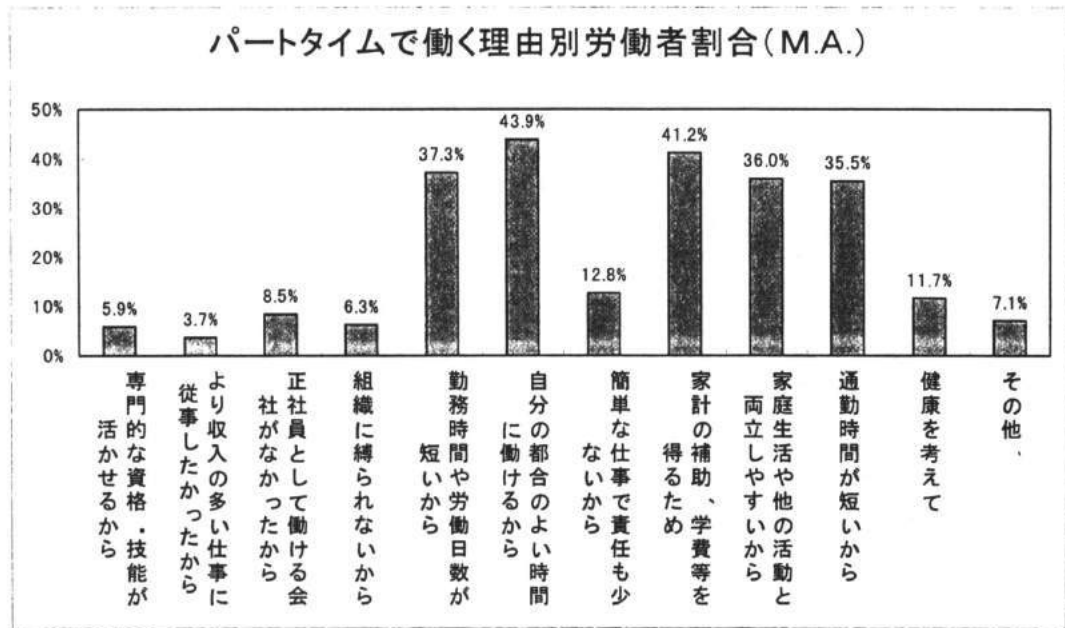
資料出所 (株)三和総合研究所「『IT革命』が労働に与える影響についてのアンケート調査」(労働省委託、2000年)
(注) 複数回答。

(注) 従業員30人以上、農林水産業と公務を除く、全国の企業を対象に、業種別・規模別に層化して抽出した企業(2000社)を対象とした調査である。

② 供給側の要因

短時間パートに現在の就業形態を選択した理由を聞くと、「自分の都合のよい時間に働けるから」、「家計の補助、学費等を得るため」、「勤務時間や労働日数が短いから」、「家庭生活や他の活動と両立しやすいから」など、時間的な自由度を積極的に評価する者が多く、「正社員として働ける会社がなかったから」という者は割合としては1割弱となっている(図表10)。

図表 10



資料出所：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態
(備考)女性パートのうち、「パート等で仕事を続けたい」とする者
(労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年))

パートの7割強は女性である。ここ10年でみても女性パートは250万人増加しており、全体の増加の4分の3を占める。

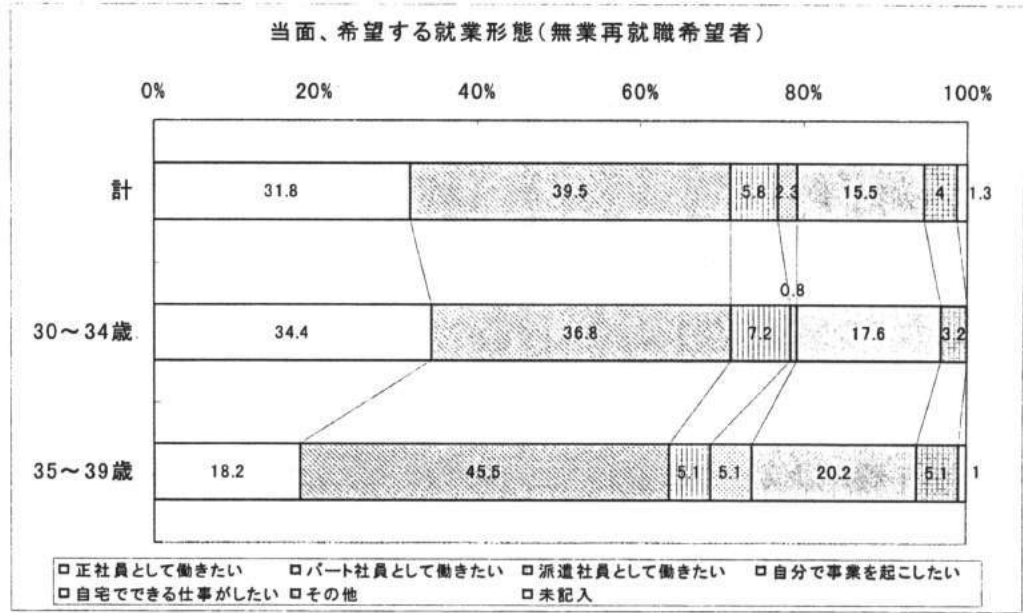
日本労働研究機構の「高学歴女性と仕事に関するアンケート」により、女性が理想とする就業パターンをみると、「子供ができたなら職業をやめ大きくなったら再び職業を持つ方がよい」(再就職型)が依然として継続就業型より多いが、子育て後の入職の場合、その多くはパート入職であり、例えば女性の30歳代の未就業からの入職の7割強がパート入職となっている。ライフスタイルに合わせ、家庭生活との両立が可能な短時間就業を選んでいる姿が窺われる。ただ、30歳代の再就職を希望する高学歴女性に希望就業形態を聞くと、当面はパート就業が多いが、長期的にはパートとして経験を積んだ後や子供の進学後に正社員に移行したいと考える層が多い(図表11)。ライフステージに応じて柔軟に働き方を変えたいと望んでいることわかる。

ここ10年の年齢別パート比率の変化をみると、男女とも若年層において上昇が著しい(図表12)。また、新規学卒でも女性の2割、男性の16%はパートで入職しており、その割合はここ数年で大幅に上昇している(図表13)。いわゆる「フリーター」の増加現象であるが、これには若年者の意識変化もさることながら、近年、正社員の就職機会が大きく制約されて

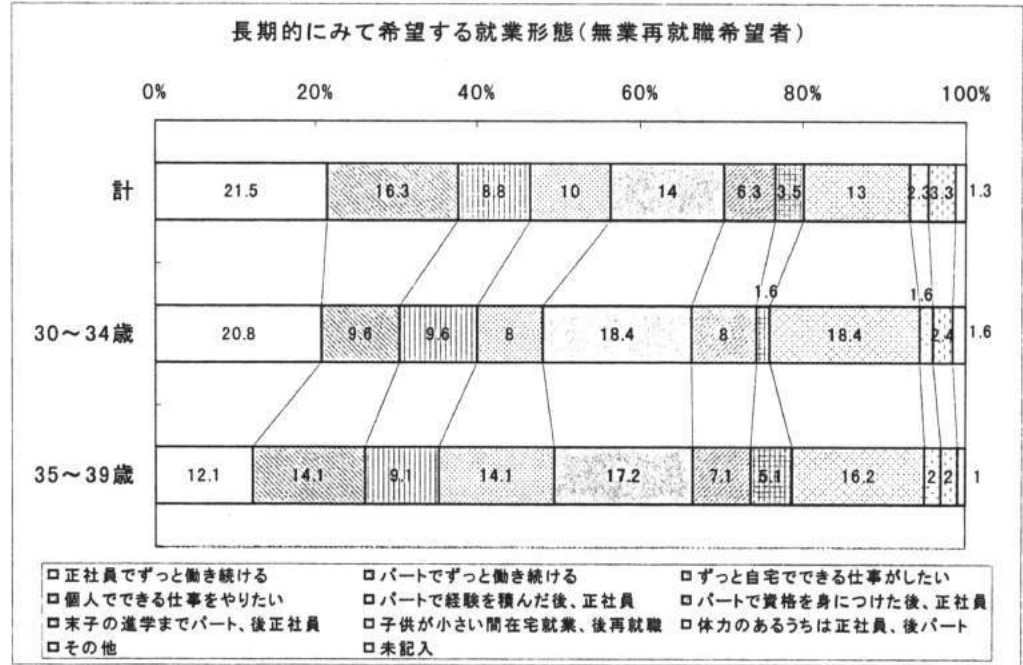
いることも影響していると考えられる。

60 歳以上の高齢層は特にパート比率が高い（図表 12）。ここ 10 年で高齢者パートは男性が 48 万人、女性が 35 万人増加している。60 歳時点の平均余命が 20 年となっていることから、高齢期になっても無理のない範囲でこれまでの経験を生かして働きたいと考える層も増えてきている。

図表 1 1



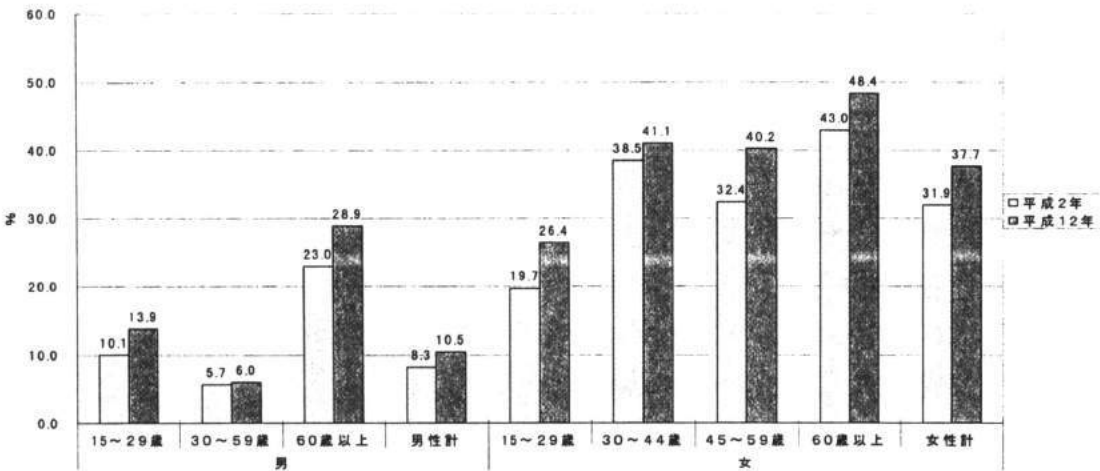
資料出所：日本労働研究機構「高学歴女性と仕事に関するアンケート」（平成10年）



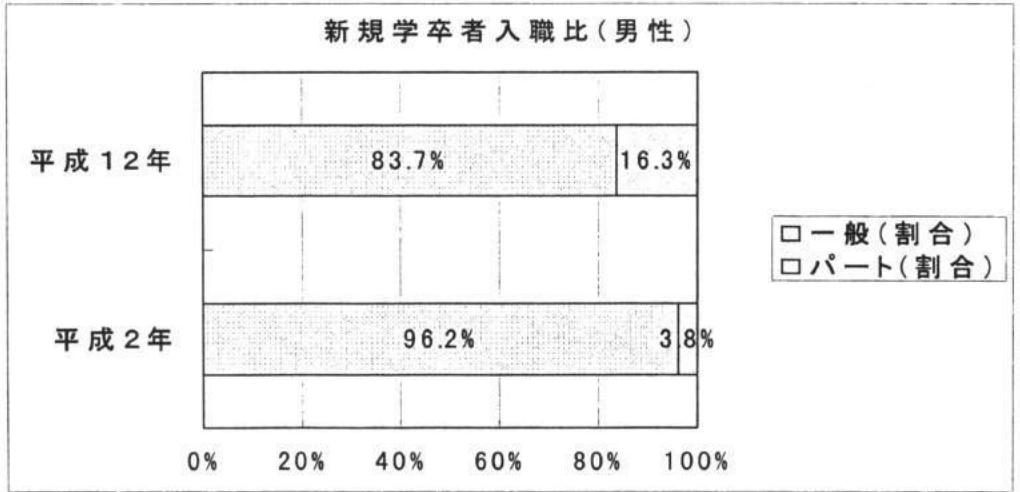
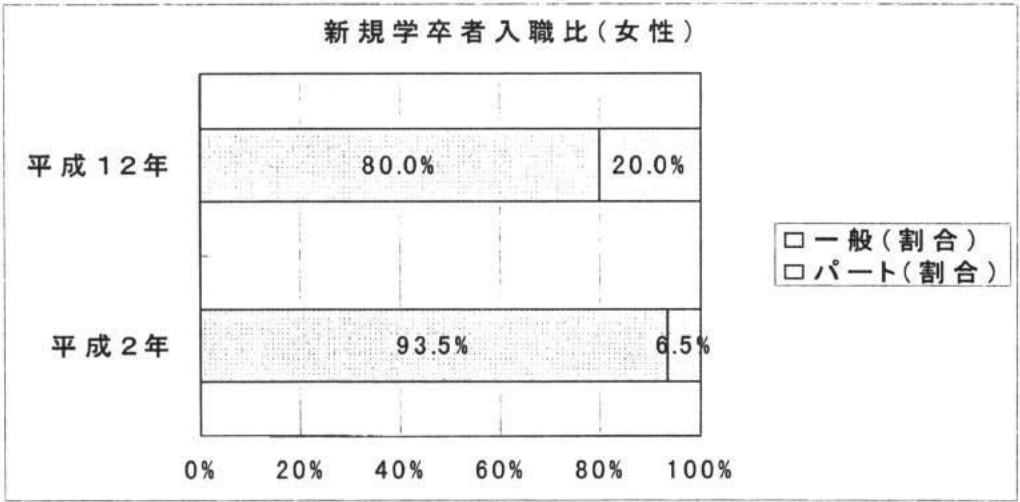
資料出所：日本労働研究機構「高学歴女性と仕事に関するアンケート」（平成10年）

図表 1 2

性・年齢別 短時間労働者比率（非農林従業者のうち35時間未満従業者）



図表 1 3



2 環境の変化（柔軟で多様な働き方へのニーズの高まり）

1 でみたように、パート労働者の増加は需要供給両面のニーズによってもたらされているものであるが、ここでパートも含めた労働者の働き方に対して、今後も含めてどのような環境変化要因が働いているのか、整理してみよう。

需要面では、サービス経済化の一層の進展の下で業務の繁閑への柔軟な対応が求められている。最近はこれに加えて厳しい国際経済環境の下でコスト削減要請が強まっており、雇用コストの効率化、雇用の柔軟性を確保することが、企業経営上、重要な課題となっている。今後の企業の雇用への考え方を聞いてみても、正社員は減らし、パート等の非正社員を増やしていくとする企業が多い。

さらに、今後は、少子化により若年者の確保が難しくなる。本年1月に発表された「将来人口推計」（国立社会保障・人口問題研究所）によれば、わが国の少子・高齢化は今後さらに加速する見込みであり、家庭責任のある女性や無理なく働きたい高齢者などの短時間就業希望者を、企業の中で有効に活用しうる柔軟なシステムを作っていく必要性が一層高まると考えられる。

一方、供給面では、それぞれのライフステージの中で、短時間での働き方を選択する層が増加している。

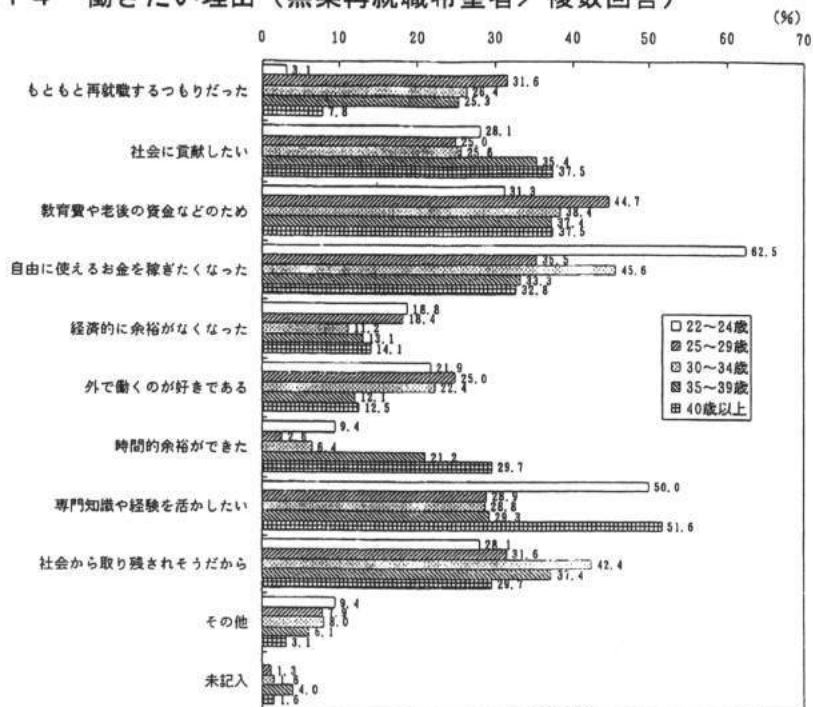
一つは高学歴化の進んでいる女性である。結婚出産等で退職した層の多くはその後も就業希望を持っており、そのうちかなりの者が、自らの専門知識や経験を生かせ、自己実現の可能な仕事を求めている（図表 14）。また、子育て後の当面はパート就業希望が多いが、経験を積んだ後や子供の進学後には正社員に移行したいと考えるなどライフステージに応じた働き方を求めている。

もう一つは高齢者である。平均余命も伸びており、彼らは第一線を退いた後も、短時間で無理なく、しかしこれまで培った経験、能力を生かせる仕事をしたいと考えている（図表 15）。

こうした供給側の短時間での働き方へのニーズは今後の少子化の下で、上記のような企業側のニーズともあいまって実現されていく可能性がある。

さらに、フルタイムで働く層の中にも、仕事一辺倒ではない生き方を指向する層が若年層を中心に広がりつつある。

図表 1 4 働きたい理由（無業再就職希望者／複数回答）



資料出所：日本労働研究機構「高学歴女性と仕事に関するアンケート」（平成10年）

（注）大学卒の女性（5000人）を対象とした調査である。

図表 1 5 性、年齢階級、適当な仕事が見つからなかった理由別高年齢就業希望者割合 (%)

性・ 年齢階級	適当な仕事が見つ からなかった		理 由					
			今までの技 能、経験を活 かせる仕事 がなかった	労働時間が 希望と合わ なかった	賃金、報酬 が希望と合 わなかった	通勤時間が 希望と合わ なかった	その他	不 明
男	[63.7]	100.0	66.7	7.4	7.0	1.0	17.7	0.2
55～59歳	[64.2]	100.0	61.7	3.8	19.5	0.4	14.1	0.6
60～64歳	[70.5]	100.0	67.8	8.0	5.7	0.7	17.6	0.2
65～69歳	[55.8]	100.0	67.9	8.6	2.0	1.7	19.8	-
女	[45.1]	100.0	44.7	16.3	2.5	4.7	31.1	0.8
55～59歳	[48.4]	100.0	42.0	21.3	3.5	4.4	28.4	0.4
60～64歳	[48.3]	100.0	45.4	14.9	2.1	5.6	31.3	0.7
65～69歳	[36.8]	100.0	47.1	11.6	1.8	3.5	34.6	1.4
(前 回)								
男	[59.3]	100.0	64.1	11.1	7.6	2.3	15.0	-
55～59歳	[57.8]	100.0	68.2	5.3	12.4	2.4	11.6	-
60～64歳	[66.7]	100.0	66.6	10.4	9.3	1.9	11.9	-
65～69歳	[50.4]	100.0	58.3	14.5	2.9	2.8	21.6	-
女	[39.4]	100.0	34.2	24.8	4.8	5.9	30.3	-
55～59歳	[42.7]	100.0	31.3	30.8	6.2	5.6	26.1	-
60～64歳	[43.3]	100.0	34.8	22.2	5.0	7.3	30.7	-
65～69歳	[30.1]	100.0	37.8	20.4	2.2	3.4	36.2	-

性、年齢階級、希望する勤務形態別高年齢就業希望者割合

(%)

性・ 年齢階級	適当な仕事が見つ けられなかった	普通勤務で 雇われたい	短時間勤務 で雇われたい	任意に行う 仕事をしたい	家庭で内職 をしたい	自分で事業 をしたい	その他	不 明	
男	[63.7]	100.0	43.4	41.1	7.7	1.9	1.1	4.2	0.6
55～59歳	[64.2]	100.0	76.8	17.2	1.0	-	0.8	3.0	1.2
60～64歳	[70.5]	100.0	41.6	43.3	7.7	1.5	0.9	4.2	0.7
65～69歳	[55.8]	100.0	28.1	50.7	11.2	3.6	1.5	4.8	-
女	[45.1]	100.0	22.9	55.7	6.1	9.5	0.7	4.4	0.8
55～59歳	[48.4]	100.0	29.0	55.3	3.9	6.1	0.8	4.3	0.6
60～64歳	[48.3]	100.0	19.8	58.3	7.1	8.3	0.9	4.9	0.7
65～69歳	[36.8]	100.0	19.9	51.1	7.3	16.4	0.4	3.6	1.3
(前 回)									
男	[59.3]	100.0	39.8	41.1	9.8	1.8	2.3	5.3	-
55～59歳	[57.8]	100.0	67.5	12.8	9.5	0.8	3.8	5.7	-
60～64歳	[66.7]	100.0	43.0	43.4	7.0	0.5	2.3	3.7	-
65～69歳	[50.4]	100.0	23.4	48.5	14.6	4.2	1.6	7.8	-
女	[39.4]	100.0	14.3	54.4	12.4	11.9	1.2	5.8	-
55～59歳	[42.7]	100.0	15.0	60.5	10.4	7.0	1.5	5.6	-
60～64歳	[43.3]	100.0	14.6	53.3	11.3	13.5	1.2	6.1	-
65～69歳	[30.1]	100.0	12.5	46.5	17.9	16.8	0.7	5.6	-

資料出所：厚生労働省「平成12年高年齢者就業実態調査報告速報」

一つの方向性として、主に男性が若年、壮年の時期に集中的に働くことで産業社会や家計を支えた時代から、女性や高齢者も含め、幅広い社会構成員がそれぞれのライフスタイルにあわせてゆとりをもって働くことで、社会や家計を支える時代に大きく変化しつつあるということであろう。こうした変化の中で、供給側においても、そのライフステージに応じた多様で柔軟な働き方が選択できることが大きな課題になっていると考えられる。

このようなことから、「働き方についての柔軟性、多様性を確保していくこと」が、企業にとっても、個人にとっても今後の基本コンセプトになるといえよう。

こうした中で、パート等の働き方も正社員の単なるバッファーとしてではなく、確固とした働き方として確立されつつある。

3 問題点と課題

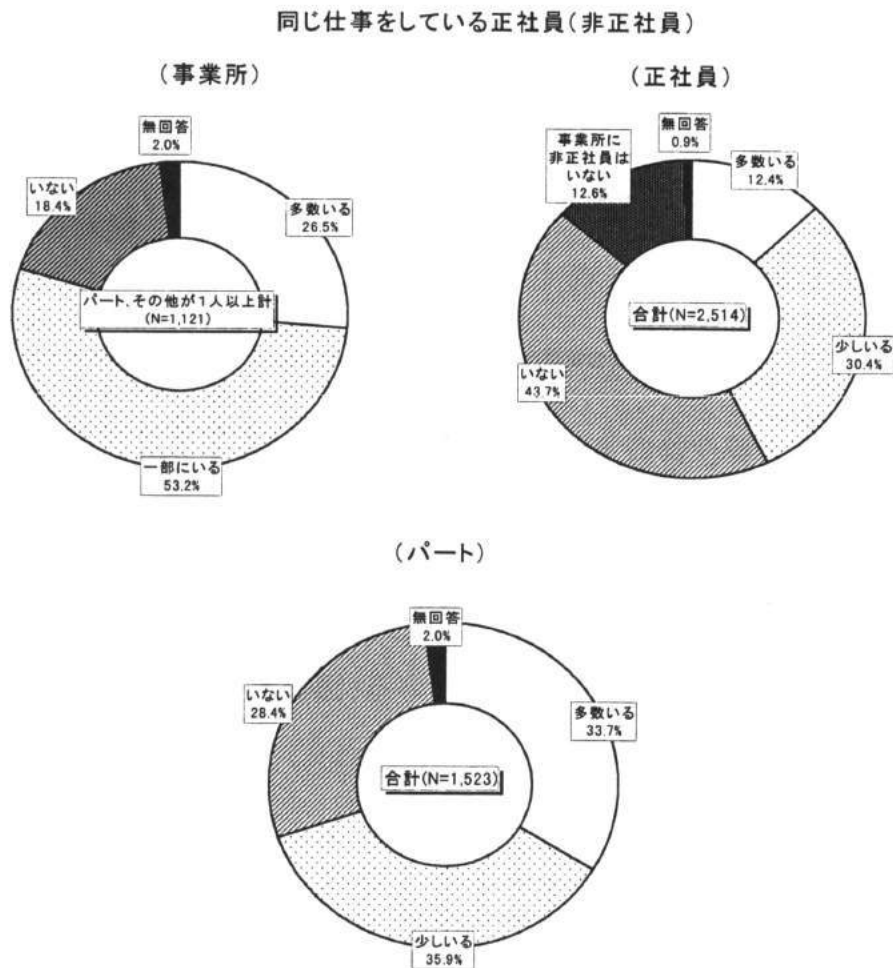
しかし、柔軟で多様な働き方はそれなりの雇用の安定性や処遇が確保されていなければ、それを本当に選びとれる形では広がっていかない。そのような条件は整っているだろうか。

1) パートの基幹的役割の増大

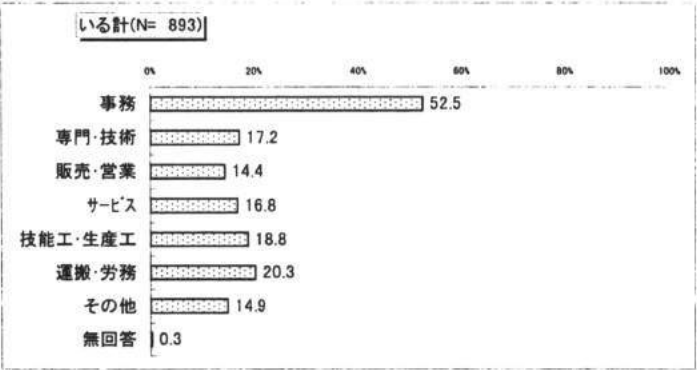
1 でみたようなパートのウェイトの増大に伴って、従来正社員が行っていた役割の一部をパートが担うということが起きてきている。

「自分と同じ仕事をしているパート等の非正社員がいるかどうか」を正社員に聞くと、「多数いる」とする者は1割強、「少しいる」が3割を占めており、さらに3年前に比べてそれが「増えている」事業所が「減っている」事業所を大幅に上回っている（図表 16）。

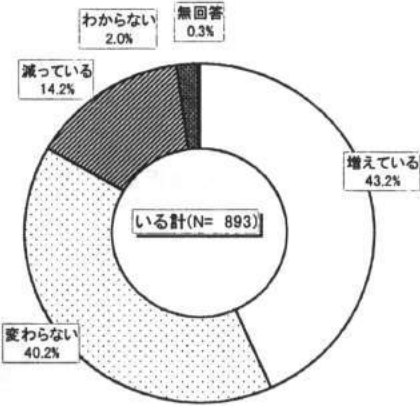
図表 16



正社員と同じ仕事をしているパートが携わっている職種(事業所)(M. A.)



3年前と比べた正社員と同じ仕事をしている非正社員の増減(事業所)



資料出所：21世紀職業財団「多様な就業形態のあり方に関する調査」

責任の重さ等役割の違いはあるにしても、従来正社員がやってきた仕事にパート等が組み込まれ、基幹的な役割を持つ層が増大していることが類推される。

ただ、仕事の内容のみならず、責任の重さや配転、転勤、残業などの拘束性も含めて正社員と同じというケースは事業所、正社員、パートいずれからみても全体の4～5%となっている(図表17)。

図表 17

残業等の拘束性や責任の重さ等も含めて同じ仕事をしているパート（非正社員）の割合

	事業所	正社員	パート
パート（非正社員）の割合	4.7%	4.1%	5.0%

（注）正社員と同じ仕事に従事しているパート（非正社員）の就業状況について聞いたものである。残業・休日出勤について「同じ」又は「多い」、かつ 配転及び異動（注）変更を伴う）について「正社員・パート（非正社員）ともあるパート（非正社員）の配転及び異動の頻度が正社員と比べて多い又は同じ」又は「正社員・パート（非正社員）ともない」、かつ 責任の重さについて、「同じ」又は「重い」と回答したものの、事業所内パート（非正社員）がいる回答者全体に占める割合である。
なお、事業所については、配転及び異動の頻度は聞いていない。

（注）事業所及び正社員とは、正社員と同じ仕事に従事している非正社員（パート）の就業状況を探る。パートとは同じ仕事に従事している正社員の働き方との比較を導くため、単純に比較できない。

資料出所：21世紀職業財団「多様な就業形態のあり方に関する調査」

2) 処遇の実態

このようなパートの基幹的な役割の増大の下で、パートの処遇の実態はどうなっているか。

① 賃金格差の実態

パートの所定内給与を時間換算で正社員と比較すると男性で5割強、女性で7割弱の水準であり、その格差の推移をみると拡大傾向がみられる（図表 18）。

図表 18

性別一般労働者とパートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移

年	女 性			男 性		
	一般労働者	パートタイム労働者	格差（一般=100）	一般労働者	パートタイム労働者	格差（一般=100）
平成元年	934円	662円	70.9	1542円	855円	55.4
2年	989円	712円	72.0	1632円	944円	57.8
3年	1072円	770円	71.8	1756円	1023円	58.3
4年	1127円	809円	71.8	1812円	1053円	58.1
5年	1187円	832円	70.1	1904円	1046円	54.9
6年	1201円	848円	70.6	1915円	1037円	54.2
7年	1213円	854円	70.4	1919円	1061円	55.3
8年	1255円	870円	69.3	1976円	1071円	54.2
9年	1281円	871円	68.0	2006円	1037円	51.7
10年	1295円	886円	68.4	2002円	1040円	51.9
11年	1318円	887円	67.3	2016円	1025円	50.8
12年	1329円	889円	66.9	2005円	1026円	51.2

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 一般労働者とパートタイム労働者では、勤続年数、職種等に違いがあるので、単純には比較できない。

(注) 一般労働者の一時間あたり所定内給与額はそれぞれ該当する

一般労働者の所定内給与額と所定内実労働時間数から次式により試算した。

「一般労働者の一時間あたり所定内給与額＝所定内給与額÷所定内実労働時間数」

パートタイム労働者の一時間あたり所定内給与額については、統計表上の数字を用いた。

こうした格差拡大にはいくつかの要因が考えられる。

第一は職種構成の変化である。職種別にみるとパートは販売店員（百貨店店員を除く）、スーパー店チェッカーなど賃金水準の低い職種でそのウェイトを増しており、これが全体の賃金格差拡大に影響していると考えられる。そこでパートの職種構成を正社員にそろえ、いわば同じ職種における正社員との賃金格差を女性について推計すると、正社員の約8割の水準となり、職種構成の違いを加味しない場合に比べて10%以上格差は縮小する（図表19）。

第二は就業調整の影響である。パートの中には、本人の収入が一定額を超えると所得税や社会保険料がかかる、配偶者手当がもらえなくなる等の理由から、収入が一定額を超えないよう就業調整を行う層が約4割程度存在する。こうした就業調整行動は基本的には労働時間の調整によって行われるが、時間当り賃金の伸びも就業調整パートは非就業調整パートより低くなっており、少し古いが、平成7年でみて、パート全体の賃金が就業調整要因により9%押し下げられているとの分析もある（参考1）。これを元に就業調整の影響がなかった場合のパートの正社員との賃金格差を推計すると平成2年から7年にかけて、賃金格差はむしろ

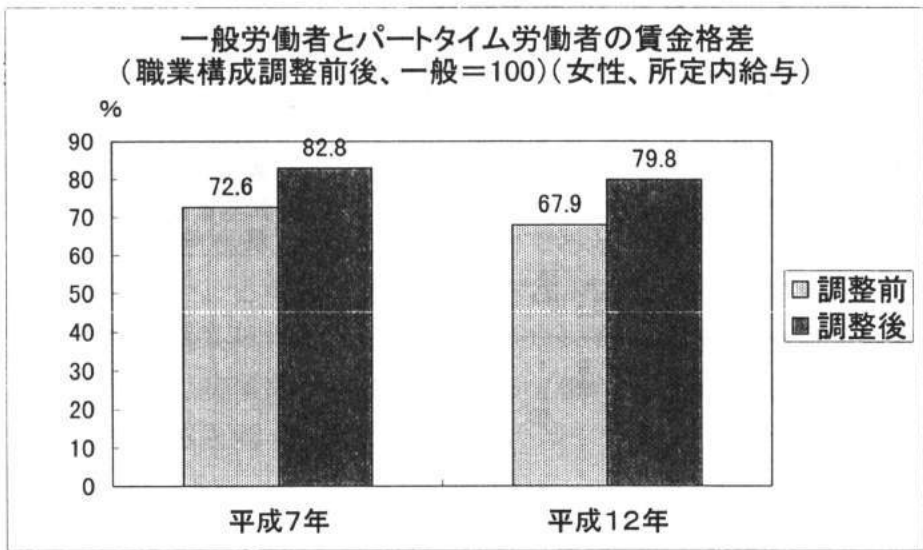
縮小している。

第三は時短の影響である。正社員の場合、月給制が多いため、月給一定の下で時短を実施した場合、時給換算した賃金は上昇するため、自動的に時給制の多いパートとの賃金格差が拡大する。平成元年以降の時短による正社員の時給上昇効果により、女性の正社員とパートの賃金格差は5%程度拡大していると推計される(図表20)。

以上、賃金格差の拡大については、上記のようないくつかの要因が絡み合っていると考えられる。

さらに、賃金(所定内給与)以外の労働条件についても、賞与・退職金制度の適用を受ける正社員は9割を超えるのに対してパートはそれぞれ4割強、1割弱等、正社員とパートの状況には大きな差がある。(図表21)。

図表19



(備考)

- ・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成7年、12年)(パートについては特別集計データ)により、短時間・在宅労働課で推計した。
- ・労働者数が少ない等の職種を除いた職種(平成7年については82職種、平成12年については86職種)を対象としている。
- ・調整後の数値は、一般の賃金とパートの職種別労働者構成を一般の職種別労働者構成に置き換え調整したパートの賃金と比較したものである。

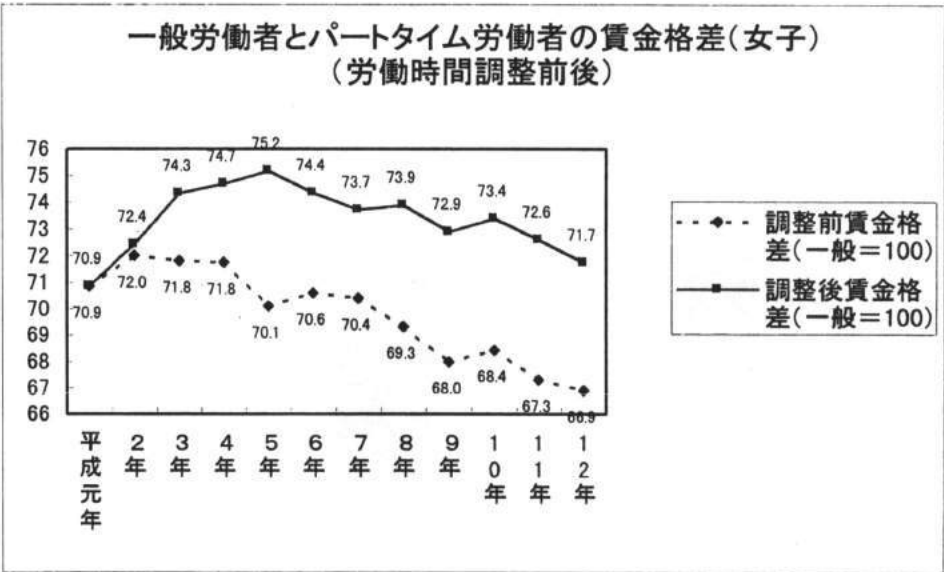
参考 1

収入調整の影響			
	労働時間数	時間賃金額	賞与
平成2年	▲23%	▲4%	▲51%
平成7年	▲30%	▲9%	▲48%

(資料出所)労働省「パートタイム労働者総合実態調査」個票データによる推計結果
神谷隆之「女性労働の多様化と課題」ファイナンシャル・レビュー1997年12月号より転載

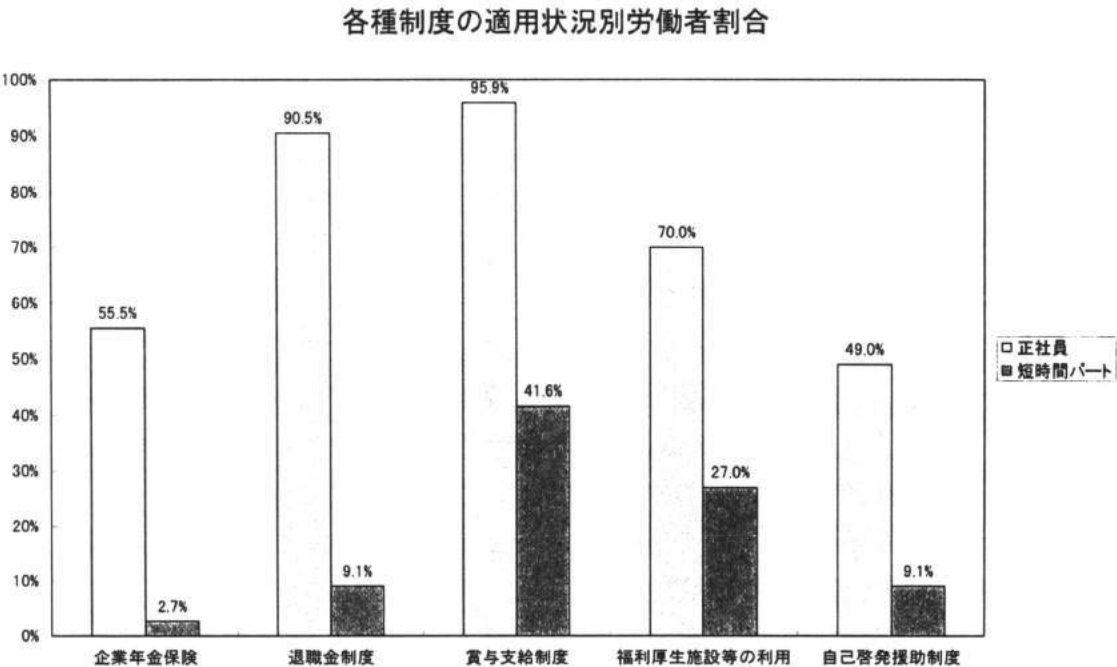
(注)上記推計結果より、収入調整の影響がなかった場合の賃金格差を推計すると、
平成2年 $72.0 \times 1.04 = 74.9$
平成7年 $70.4 \times 1.09 = 76.7$

図表 2 0



- (備考)
1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により算出した。
 2. 「労働時間調整後」は、一般労働者の所定内労働時間を平成元年で固定した場合の賃金格差データ

図表 2 1



資料出所：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成11年）

② 契約期間

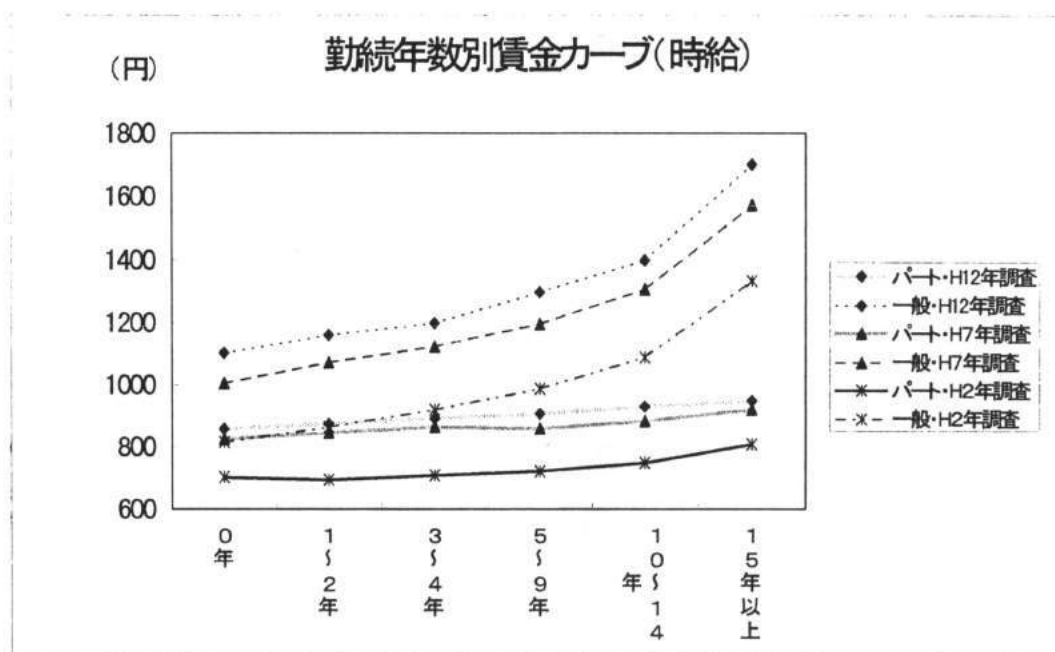
欧米諸国の状況と比べると、我が国においては契約形式でみたいいわゆる常用パートタイム労働者（臨時や有期労働でないパート）の割合が少ないのが特徴である。オランダ、フランスの女性では常用パートがそれぞれ 8 割強、8 割弱と多数派であるのに対し、日本の女性では 4 割にすぎない。このような差異は、我が国においては、これらの国に比べ、有期労働契約に対する規制が少ないため、有期労働契約の下で更新を繰り返し、実質的に長期にわたって働くことが可能であることも理由の 1 つであると考えられる。

③ 背景となる構造と問題点(内部労働市場と外部労働市場)

こうした処遇格差の背景には、正社員とパートが属する労働市場の違いが大きく横たわっている。

図表 22 は正社員とパートの勤続年数別の賃金の動きである。二つを比べると、採用時の賃金差もさることながら、勤続を重ねた時の賃金の上がり方の違いが顕著であるが、これには次のような構造が背景にあると考えられる。

図表 2 2



(備考)

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(パートについては特別集計)により、短時間・在宅労働で算出した。
パートタイム労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

いわゆる内部労働市場に属するフルタイム正社員の賃金体系は、一般的に長期的視点に立ったキャリア形成を前提としており、経験年数に応じて賃金が上がる仕組みとなっている。そこには家計の支え手を想定した生計費的な要素もある程度内包されている。

一方、パートの賃金は、一般的に補助的で代替可能な仕事を想定しているため、採用賃金も地域の相場に応じたいいわゆる市場賃金の色彩が強く、その後勤続を重ねても傾向として賃金がフラットな仕組みとなっている。その仕組みは家計の支え手を想定していないため生計費的な要素も基本的には内包されていない。

これらのシステムはパートの役割が補完的なものに留まっていた時代には、企業に属する人々に一定の理解を得てきた。企業は正社員の高いモラルによって活力と発展を、正社員は高い処遇と雇用保障によって生活の安定を、パートは都合のいい時間帯に税・社会保険のかからない範囲で夫の安定した所得に少し補てんしうる収入を、それぞれ得てきた。

しかし、こうした基本的な構造による問題点が表面化しつつある。

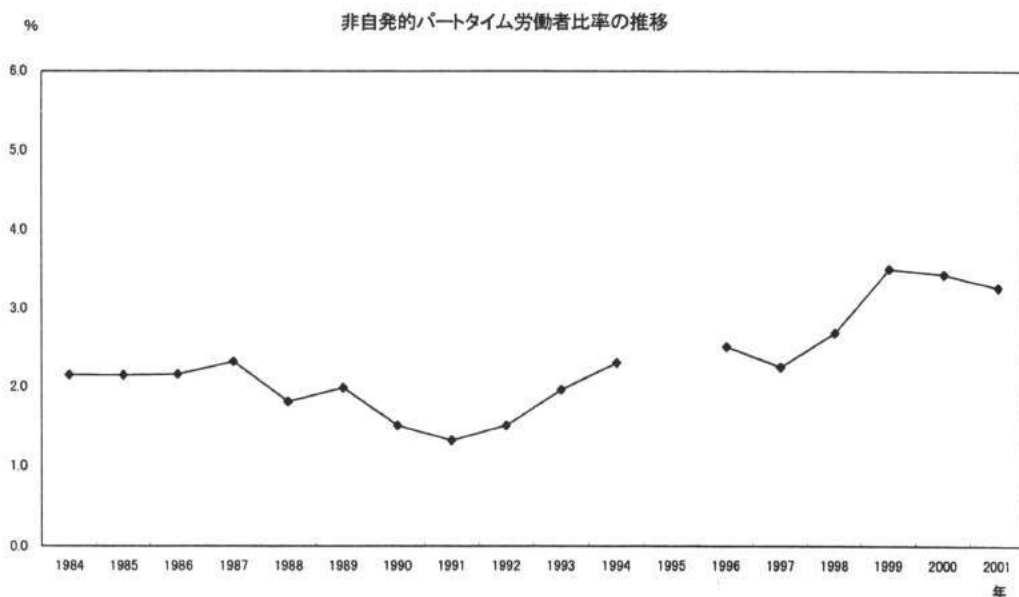
第一に、上記のような構造は、パートが補助的仕事に留まっているうちは、ある種の安定性を持っていたが、パートがそれなりにスキル、経験を蓄積し、基幹的な役割を担う働き方をするようになると、正社員とパートの間の処遇格差の存在は、当然コスト削減が求められている企業にとって、正社員を極力絞りパート等非正社員で対応するという動きを強めることとなる。新規学卒でもパートで入職する割合が増えている。

その結果、正社員の雇用機会が不足し、正社員を希望しながらやむなくパート就労を選ぶ「非自発パート」も趨勢的に増加している(図表 23)。求人倍率をみても、パートは求人超過であるのに対して、正社員は大幅な求人不足である(図表 24)。現状の処遇格差が続くと、こうしたアンバランスがさらに拡大する懸念がある。

一方、企業にとって、こうしたパートへのシフトは短期的にはコスト削減をもたらすが、中長期的には顧客に対するサービスや業務運営能力の面でのマイナスとなったり、また、責任範囲の増大等により正社員が多忙となり、部下の育成に時間が割けないため長期的な人材育成に障害が生じるとの実証分析もある(注)。

また、パートにとっても、基幹化により一時的労働にとどまらず職場での就労期間が長くなるにつれて賃金格差への不満は高まる傾向にある(図表 25)。

図表 2 3



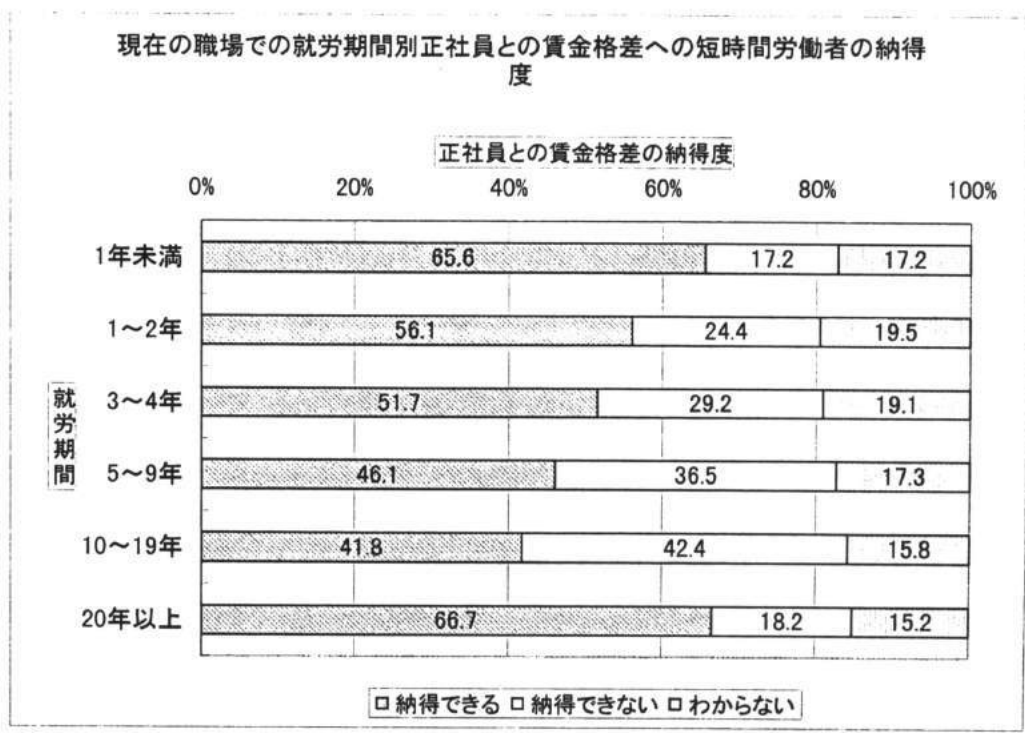
(備考) 非自発的パートタイム労働者比率＝従業者のうち35時間以上働く希望のある短時間労働者
(35時間未満の者)

÷ 勤め先や事業の都合(景気が悪かった)による短時間労働者の労働力人口に対する割合

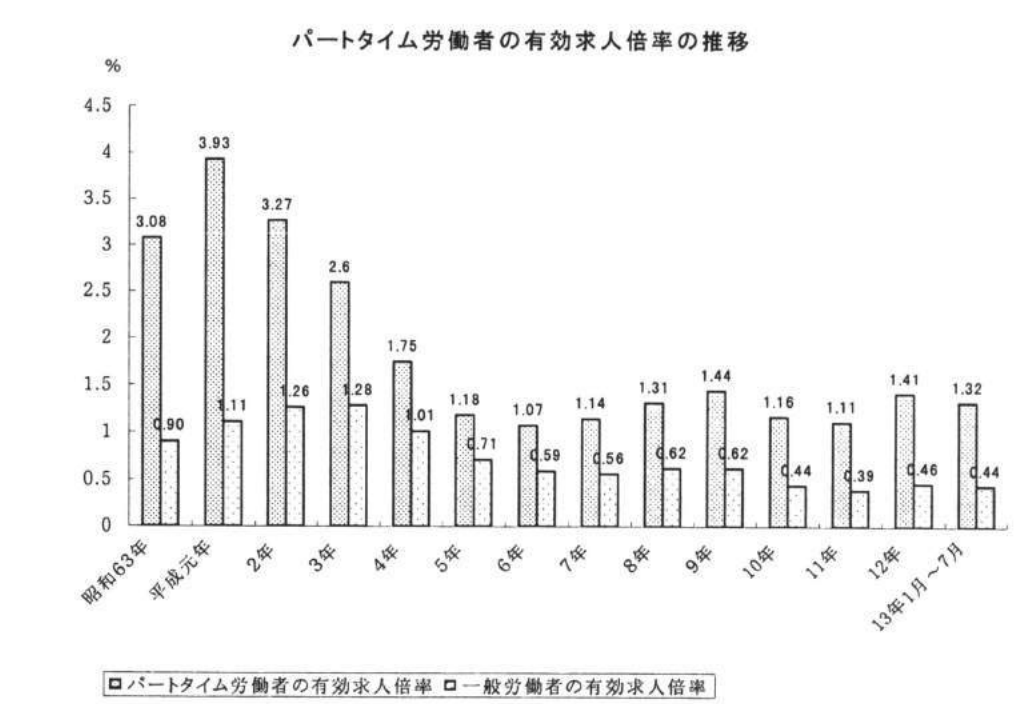
(注) 95年は調査項目が異なっているため、データを外している。
(資料出所) 総務省統計局「労働力調査特別調査報告」(各年2月)

(全就業者＋全失業者)

図表 2 4



図表 2 5



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

(注1)有効求人倍率における「パートタイム労働者」とは、1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業場において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短い者をいう。

第二に、家族のあり方が多様化する中で、パートが上記のような構図で想定したような標準形ではとらえきれなくなっていることである。

離婚や未婚の母の増加とともに母子世帯が増加しており、これらの就業者のうち約4割はパートとして就労している。こうした世帯のみならず、増加している単身世帯、夫が失業している世帯でも女性のパート就労は決して家計補助ではなく、家計を支える役割を求められる（図表26）。第一であげたような非自発パートも然りである。

このようにパートの属性も多様化している。家計を支える役割を持つパートが企業の中である程度基幹的な役割を担っているとすれば、当然、処遇格差の存在は、企業の中で不公平感を増大させると考えられる。

第三に、正社員についても、多様な働き方が求められてきていることである。

これまで企業は高賃金と雇用保障の見返りに、残業や配転等の強い拘束性を正社員に対して求め、これによって生産性の高さを追求してきた。

しかし、仕事一辺倒ではない生き方を指向する層にとってそれは必ずしも魅力のある働き方ではない。実際にフリーターとなっている若年層の多くが「正社員としての仕事に就く気がなかった」と答えているのは、こうした事情も影響していると考えられる（図表27）。

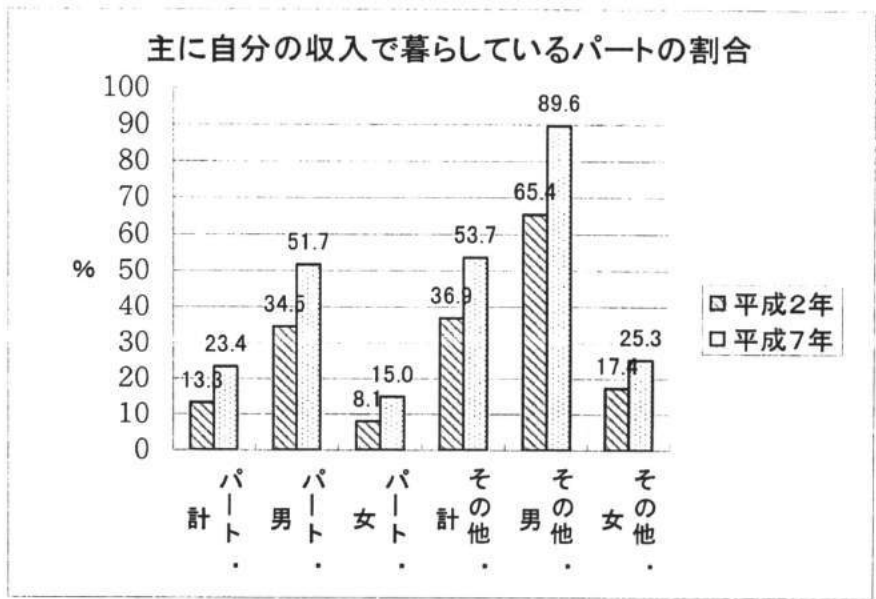
また、現実には家族的責任を負うことが多い女性が家事育児と両立させて仕事を続けようと考えても、強い拘束性を求められる現在の働き方の中では就業継続が難しくなるのが実態である。しかし、いったん退職して、育児等が一段落したところでまた復帰しようとしても、内部労働市場には再参入できず、パート等の非正社員になるしかないのが現実である。特に、短時間であっても責任ある仕事をしたいと望む女性にとって、それを実現することは難しい状況である。

今後、少子化の下で若年層の希少性がますます高まり、女性の有効活用が必要になるとすれば、正社員の働き方にももっと多様性を持たせることが企業の人的資源の活用という観点からも重要になると考えられる。

（注）佐藤博樹 「雇用システムの変化から見た人事管理の課題」 日本労働研究雑誌
1999.special issue

佐野嘉秀 「パート労働の職域と労使関係」 日本労働研究雑誌 2000.8

図表 2 6

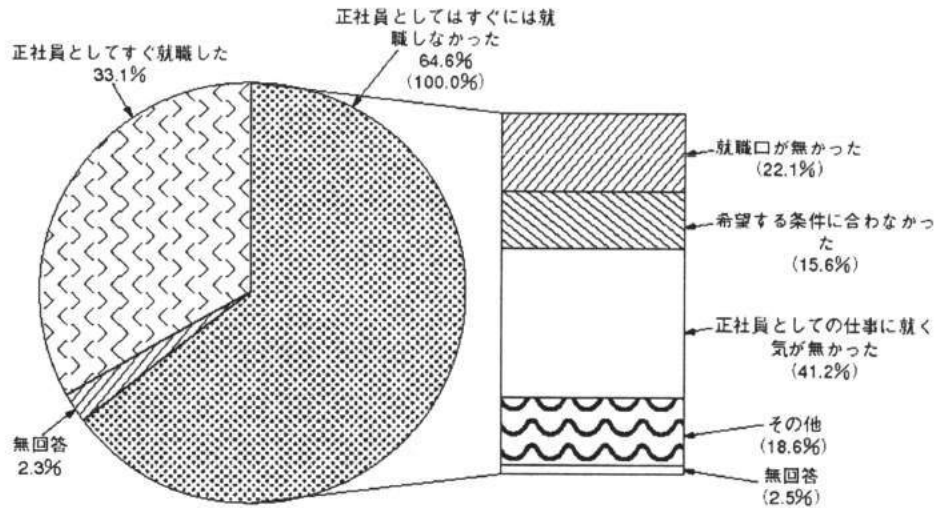


資料出所: 労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

(注)「パート」とは正社員以外の労働者で名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者をいう。「その他」とは、正社員以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い者をいう。

図表 2 7

第2-(2)-1図 フリーターの最終学校卒業又は中退時の就業状況



資料出所 (株)リクルートリサーチ「アルバイトの就労等に関する調査」(2000年)

(注) () 内の数値は、「正社員としてはすぐには就職しなかった」(64.6%)を100%としたときの内訳である。

3) 今後の課題

1、2 でみたように、パート等の多様な働き方の拡大は不可逆的な流れである。ただ、これが現在の雇用システムの中で無秩序に拡大すれば、労働市場全体の不安定化や処遇の低下、ひいては能力発揮への阻害につながるおそれがあり、それは企業の人的資源の活用という中長期的観点からも望ましいことではない。そのような状況をもたらさずにこのような働き方が広がっていくためにはどうすればよいのか、新たな雇用システムの構築も含め、多様な働き方がより望ましい形で広がるような方途を考える必要がある。

パート等の多様な働き方の拡大は、フルタイム正社員のウェイト低下とともに進行しており、パート労働をめぐる諸問題は、ますます正社員を含めた労働市場全体に波及する問題となりつつある。フルタイム正社員とパート非正社員という二者択一の中では、短時間でも意欲と能力を持って働きたいと感じている層や就業意識の変化の中で従来型の会社人間とは違った働き方を求める層など、ニーズの多様化した人材の能力の十分な発揮は難しい。こうした中で、正社員も含めた雇用システムについての新たな構想が求められている。

Ⅱ 雇用システムの変化の方向

I でみたように、企業と働く側双方が求めている「柔軟で多様な働き方の実現」が双方にメリットをもたらす形で図られることが、今後、豊かで活力ある社会を実現するための鍵になると考えられる。そのための今後の雇用システムをどう構想すればよいのか、また実際の姿はどう動こうとしているか。

1 正社員も含めた雇用システムの多元化

これまでのわが国の雇用システムは、やや単純化すれば、残業や配転などの拘束性は高いが雇用保障や高い処遇に守られたフルタイム正社員グループと、自由度は高いが雇用保障が不安定で低い処遇のパートを含めた非正社員のグループという二者択一の構図が続いてきた。

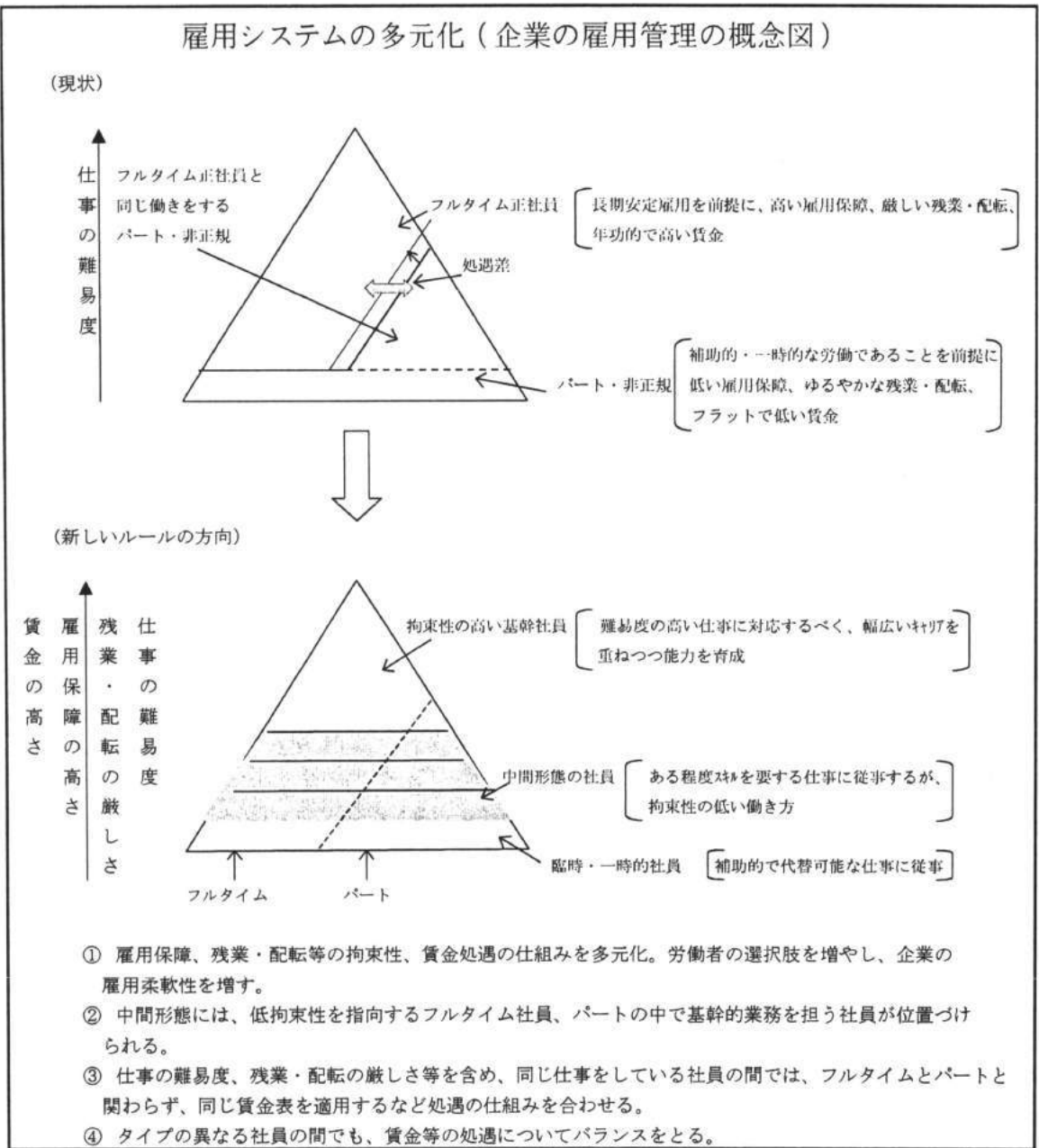
しかし、I でみたように働く側の意識は変化している。もっと多様な選択肢があり、またライフステージに応じて柔軟に働き方を変えられる「多様なシステム」が求められている。それは多様化する個人の能力を十分に引き出すために、企業にとっても重要な仕組みである。

一つの方向性として、従来の正社員に比べると残業、配転などの拘束性は低いが、だからといってすぐ「非正社員パートで補助的な仕事」というのではなく、ある程度基幹的な仕事をフルタイムや短時間で行う「中間形態」の形成が考えられる。

I でみたように、就業意識の多様化の中でフルタイムであっても拘束性の少ない働き方を希望する層も増えている。これまでのような正社員かパートかという二者択一ではなく、より拘束性の少ないフルタイムの働き方とそれに応じた雇用保障や処遇の組み合わせが「第三の選択肢」としてあれば、多様化した労働者のニーズにも合致し、企業にとって雇用管理の柔軟性を高めることにもなる。

他方、パートであっても基幹的な役割を果たしている層も増えている。これらについては要求されている役割と処遇のギャップがそのモラル低下に結びつく懸念も大きい。上記のようなフルタイムグループが中間形態に位置づけられるならば、これらに近い役割を果たす基幹的パートについても、同じ枠組みの中に位置づけ、パートかフルかにこだわらず、できるだけ統一的な雇用保障・処遇の仕組みを作っていくことが重要と考えられる（図表 28）。

図表 2 8



このように従来のフルタイム正社員とパート非正社員の間に「中間形態」を形成するなど、できるだけ「連続的な仕組み」を作っていくことが、企業と働く側双方が求めている「柔軟で多様な働き方の実現」のための第一の条件であると考えられる。そしてこうした仕組みはすでに流れとして形成されている複線型人事管理の延長線上に位置づけられるものでもある。

実際に流通業など、パートを多く活用している産業では、中間形態的な働き方を導入して、パートの能力発揮に役立てている企業が多い。

例えば、百貨店のA社では、パートタイム労働者と正社員との中間形態として、職種や勤務エリア・専門領域があらかじめ明確にされており、定められた領域の中で専門性を高めていく有期契約の準社員制度を導入している。正社員のように、全国転勤・あらゆる分野への人事異動の可能性といった無限定の拘束性を求められることはなく、マネジメント業務に従事することもないが、専門領域の中でリーダー的業務を担うなど基幹的な役割を果たしている。パートタイム労働者の中にも、補助的な業務に従事するグループと補助的パートの指導的な立場に位置づけられるグループとが存在する。すなわち、補助パート、より基幹的なパート、準社員、正社員といった連続的な仕組みの中で、それぞれの役割・業務等が明確に位置づけられている。

また、スーパーのB社においては、全国異動のフルタイム社員と異動がなく補助的業務のパートタイム社員の間、いくつかの社員群が異動可能範囲の違い等によって位置づけられており、やはり連続的な仕組みとなっている。これらの中間的な形態においては、パートタイムであっても、管理職に就くチャンスが開かれているなど、基幹的な役割を期待されている。

これらの企業における「中間形態的な働き方」は、従来のフルタイム正社員に比べて、異動の範囲等において拘束性は少ないものの、フルタイム、パートタイムに関わらず、基幹的な役割、責任ある役割を期待されており、企業にとって不可欠な存在となっている。

2 さまざまな働き方を納得して選択できる「働きに応じた処遇」の確立

第二に、こうした多元的なシステムが有効に機能するためには、それぞれの働き方が納得して選択されることが必要であり、それが可能となるためには、仕事とそれに対する処遇との関係において公平性が確保されていることが重要である。

もとより賃金処遇制度の考え方は企業によりさまざまである。年齢や生計費などの属人的な要素、潜在的なものも含めた職能の要素、より顕在的な職務や成果の要素などをどのように組み合わせて評価し処遇することが公平であると考えるかは、まさに企業の人事政策に属する問題である。

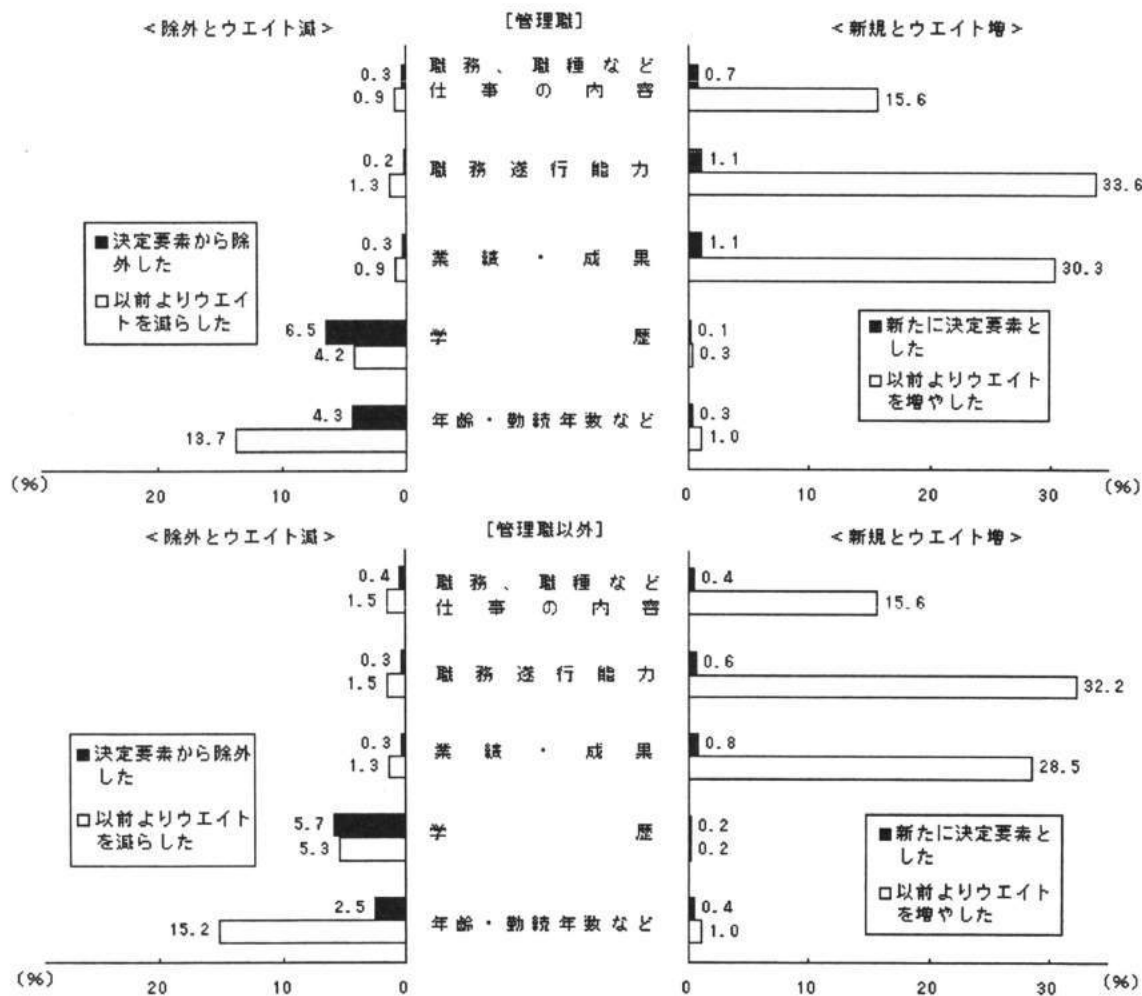
ただ、人員構成の高齢化や厳しい国際経済環境、さらには共働きの増加など家族のあり方の多様化等の環境変化の中で、わが国の企業の賃金処遇制度に対する考え方も大きく変化しつつある。企業が賃金決定において何を重視するかをみると、年齢・勤続年数から職務遂行能力、業績・成果へと重視す

る要素がシフトしている（図表 29）。

大きな方向性として、いわば生計費などの「必要に応じた処遇」から「働きに応じた処遇」に評価のウェイト変化の流れが窺われる。年齢別賃金カーブのフラット化や家族・扶養手当の支給企業割合の低下の動きなどもこうした流れを裏づけるものである。

「働き」を評価する要素として、現時点だけでなく中長期的な観点からの評価も当然含まれるが、ウェイトの置き方としては、年功的な運用から、「職務」やその遂行の「能力・成果」で客観的に評価・処遇する方向に徐々に変化しつつある。

図表 2 9



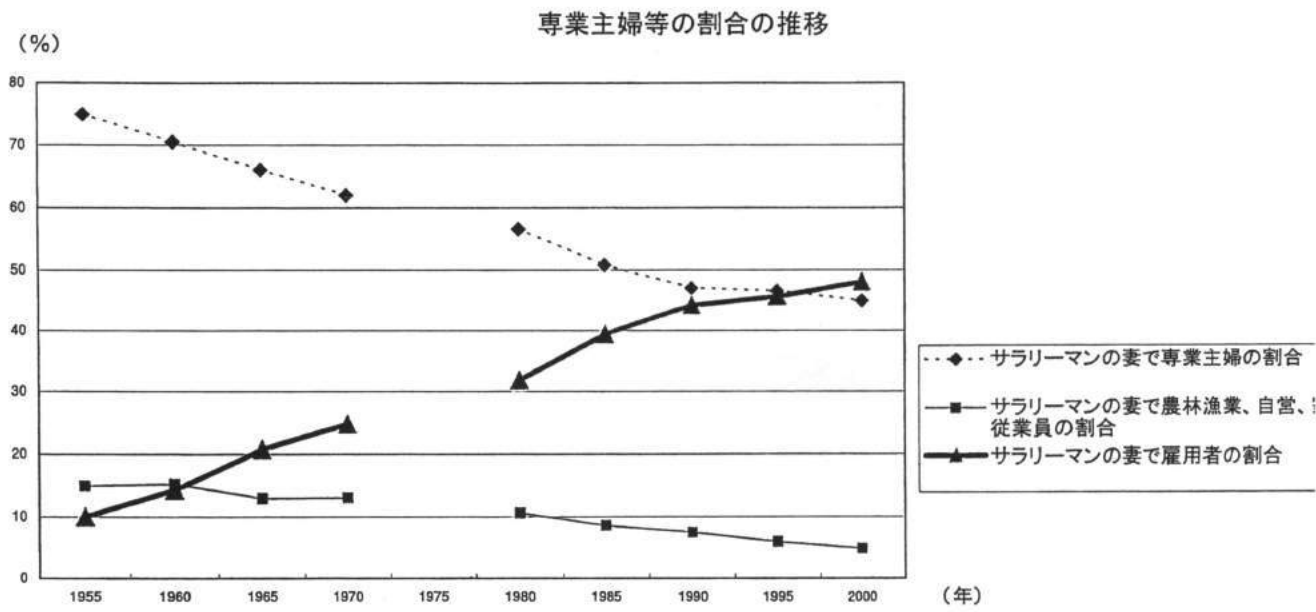
資料出所：厚生労働省「平成 1 3 年就労条件総合調査結果速報」

こうした処遇制度の変化の流れは、基幹的な仕事を担いつつあるパートにとって、その働きに応じた処遇がなされるという意味で望ましい方向である。

ただ、正社員とパートとの処遇格差の背景には、Iでもみたように「家計の支え手としての正社員」と「家計補助的なパート」といった「必要に応じた処遇」の発想が根強くあるのが現実である。

しかし、共働き世帯が多数派となる中で（図表 30）、正社員だからといって世帯全体の生活を支えなければならないというのは必ずしも平均的な姿でなくなりつつある。

図表 30



(備考)

1. 雇用者(非農林業)を「サラリーマン」とする。「サラリーマンの妻で専業主婦」は、夫が雇用者(非農林業)で妻が非労働力の者とした。
2. 1955年から70年までは、総務省統計局「国勢調査」により、80年以降は、総務省統計局「労働力調査特別調査」により作成。

上記のように企業の賃金処遇制度は「必要に応じた処遇」から「働きに応じた処遇」に重視される要素のウェイトが変化しつつある。こうした流れの中で、賃金についての考え方が「世帯単位」から「個人単位」へと変化していくことが、家族のあり方が多様化する中で、さまざまな労働者が納得して働けるための条件になりつつある。

実際、パートを多く活用している企業には、「働きに応じた処遇」に留意し、パートのモチベーション向上に役立てている例が多い。

前述のB社においては、異動可能範囲の異なる社員群の間で役職に応じた手当（マネージャー手当等）を同じにし、職務に応じた処遇を行っている。

また、金融業のC社においては、スキルや知識のある人は、正社員やパート等の雇用形態に関係なく公正に扱い、その分責任も負ってもらうという考えに立ち、職能資格の同じ正社員とパートの所定内給与について同一処遇にしている。すなわち、パートの時給は、同資格の正社員の月給を労働時間で換算した額を支給しており、このような制度により、意欲、能力のあるパートのモチベーションを高めている。

3 ライフステージに応じて多様な働き方の間を行き来できる連続的な仕組みの構築

第三に、多元化したシステムの中で、フルとパート、補助的役割と基幹的役割など、ライフステージに応じて、柔軟に行き来のできる連続的な仕組みが重要である。

Iでもみたように、現状では、女性が家事育児と両立させて仕事を続けようと考えても、強い拘束性を求められる現在の働き方の中では就業継続が難しく、また、いったん退職して、育児等が一段落したところで復帰しようとしても、内部労働市場には再参入できず、パート等の非正社員になるしかないのが現実である。

まずは、内部労働市場の中でのフルとパートの行き来の可能性が広がれば、子育て期は短時間で働き、一段落したところでまたフルに転換することにより、継続的に能力を発揮することができる。現在、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）により、1歳に満たない子（平成14年4月1日より3歳未満に引き上げ）を養育する労働者で育児休業をしないものに関して事業主が講ずべき措置の選択肢の1つとして短時間勤務制度を設けることが規定されており、約3割の企業が制度を導入している。その他の理由による場合も含め、フルとパートの行き来の可能性を広げることは、わが国において十分に評価されているとはいえない「短時間で働くこと」の有効性をさまざまな工夫によって高める契機になると考えられる。加えて、高齢社会における職業生活から引退へのソフトランディングを図るためにも、フルタイム勤務から短時間勤務形態への円滑な移行の仕組みを構築していくことが今後の重要課題である。

このように内部労働市場の中で、本格的な短時間就業（後述するような「短時間正社員」的な働き方）が一つの働き方として広がってくれば、外部労働

市場からの参入による働き方にも違った評価がなされる可能性が出てくる。例えば、子育て後に再び入職するパートが、当初は補助的な仕事だとしても、経験を重ねる中で、短時間のまま、さらにはフルタイムで、もっと基幹的な役割を果たしたいと考えた時、その意欲、能力に応じて活躍の機会やそれに見合った処遇が選択できる仕組みが重要であると考えられるが、上記のような内部労働市場における変革は、同時にこうした選択の仕組みの可能性を広げるものでもある。

例えば、拘束性の高い基幹社員（フルタイム、パートタイム）、中間形態の社員（フルタイム、パートタイム）、臨時・一時的社員（フルタイム、パートタイム）のような多様な類型をライフステージに応じて選択できる道が開かれていれば、企業としても意欲のある優秀なパートを確保できるはずである。

ちなみに、21 世紀職業財団の「多様な就業形態のあり方に関する調査」によれば、パートの正社員登用制度のある事業所は約 3 割であるが、制度のある事業所で最近 3 年間に正社員に登用された人数は平均約 3.6 人であり、それなりの登用実績があることがわかる。

さらに、このようにフルとパートの行き来の可能性が広がることは、社会全体としては、短時間で働く層の拡大を通じて、雇用機会を増やす働きがある。いわゆる多様就業型ワークシェアリングの実現である。また、女性にとって、子育てしながら勤め続けられ、さらに子育てのためのいったん退職しても再び活躍の道が開かれているという状況が、子供を産み育てることの安心感をもたらすことで、少子化そのものを抑える可能性も期待される。

上でみたような多元的で連続的なシステムを導入している企業には、ライフステージに応じた就業形態の移動を可能としている例が多い。

例えば、前述の A 社においては、キャリアアップによるモチベーション向上を図る目的で、補助業務を担うパートタイム労働者からリーダー的業務も担う準社員への転換が可能な仕組みを作っており、現在準社員からマネジメント業務まで担う正社員への道を検討している。

また、前述の B 社においては、本人の希望により、異動の範囲やフルかパートかを選択できるようになっており、ライフステージに応じて働き方を変えられる仕組みになっている。こうした制度の下で、例えば、育児、介護等の理由で全国異動が困難になったので、地域異動社員に転換して働き続けているケースもみられる。

さらに、衣料販売の D 社においては、パートから、希望者は店長代理を経

て、店長に昇格することが可能であり、店長に昇格すると同時にフルタイム正社員となる。現在、店長のうち、過半数がパートからの転換であり、主婦パートにとって、こうした道が用意されていることが大きな魅力となっている。D社としても、パートから転換した店長の実力を高く評価しており、人材登用やパートのモチベーション向上の面で、得るものが大きいと考えている。

4 新たな雇用システムがもたらす労使双方へのメリット

こうした新たな雇用システムが労使双方にもたらすメリットについて、ここでまとめておこう。

まず、企業側にとっては、①基幹的なパートの処遇を魅力あるものとするにより、短時間という時間制約はあるが優秀な人材を確保・活用できること、②正社員も含め、多様な雇用形態における働き方や処遇のあり方全体を見直すことから、必ずしもコストアップとにならないこと、③今後、少子・高齢化の下で重要になると考えられる、女性や高齢者など短時間での就業を希望する層の有効活用が図れること、などがメリットとして考えられる。

また、働く側にとっては、①働きに見合った処遇が確保されること、②正社員、パートともに、それぞれのライフステージに応じて、望ましい働き方を選択できる可能性が広がること、などがメリットとして考えられる。

Ⅲ 政策の方向性

わが国では、昭和 60 年代以降、サービス経済化の進展等によるパート労働者の拡大の下で、これを良好な雇用形態として社会的に確立することを目的として施策が進められてきた。平成 5 年には法律に基づくパート労働法が制定され、事業主による雇用管理改善が法律上の努力義務として規定され、賃金等については基本指針において「就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して定めるように努めるもの」とされた。以降、都道府県労働局、21 世紀職業財団等の活動を通じて、パート労働法や指針についての周知、短時間雇用管理者の選任、助成金の支給や相談援助の実施等の施策が行われている（図表 31）。

図表 3 1

パートタイム労働相談件数(平成 12 年度)(%)

個人	契約、雇入通知書、就業規則等	6.3
	賃金、賞与、退職金等	5.8
	労働時間、残業、休日等	6.0
	退職、解雇、定年等	5.6
	社会保険、労働保険、税金、年金等	46.8
	その他	29.5
事業主	契約、雇入通知書、就業規則等	14
	賃金、賞与、退職金等	2.8
	労働時間、残業、休日等	6.1
	退職、解雇、定年等	1.4
	社会保険、労働保険、税金、年金等	7.0
	パート法、助成金等	49.0
	その他	19.7

資料出所：21 世紀職業財団調べ

これらの施策は、事業主による雇用管理の自主的な改善を基本的な枠組みとしているが、Ⅰの 3 で述べたように、これらの施策の下でも、パート労働者の通常労働者と比べた処遇格差は依然として大きく、パート法に掲げられた処遇の均衡に近づいているとはいえないのが現状である。

こうした経過も踏まえ、今後、Ⅱでみたようなあるべき姿に近づけていくための政策の方向性はどのようなものであろうか。

1 基本的考え方

これまでみてきたように、今後、パート等の多様な働き方が拡大していく中で、その雇用保障・処遇を「働きに見合ったもの」にしていくことが、処遇の公平性を高め、能力の発揮を促すために、また、労働市場のバランスを

確保していくためにも必要である。

ただ、パート労働者がすでに 1000 万人という大きなグループとなり、また、フルタイムの就業意識も変化している。部分的にパートの処遇改善をすればいいということではなく、フルタイム正社員の働き方や処遇のあり方も含めた雇用システム全体の見直しの中でこの課題をとらえる必要がある。

そのためには、Ⅱでみたような雇用システムの変化が求められるが、こうした変化はすでに進みつつある複線型人事管理や成果主義的処遇制度の流れの延長線上にあるものであり、政策的には、すでに形成されているこうした流れをさらに推進していくことが重要と考えられる。

そのための第一の条件は、パートのみならず、正社員の働き方や処遇の見直しも含めた全体の雇用・処遇システムのあり方について、労使が主体的に合意形成を進めることである。

その際、以下のような論点が合意形成のかぎになると考えられる。

- ①使用者団体が「短時間正社員」の考え方を提案したり、実際に企業でパートのキャリアアップの仕組み作りなどが広がっているが、すでに大きなウェイトを占めているパート等に対して、働きに見合った処遇を確立することが、今後、企業活力を確保し続けていくためにも重要な条件であることを企業がどれだけ強く認識しうるか。
- ②これまで正社員中心に組織されてきた労働組合も、パートの賃上げ要求を具体的に掲げるなど、パートの処遇改善への取組を強めているが、さらに一步進めて、正社員の処遇を見直してでもパート等の処遇向上を図ることが、パートの利益のみならず、将来的に正社員の存立基盤の確保にも結びつくとの立場に立ちうるか。

今、まさに政労使の間でワークシェアリングの議論が活発化しているが、こうした機会をとらえて、今後、「企業活力」と「雇用安定」の二つの課題を同時に満たすような雇用・処遇システムのあり方について、正社員もパートも含めた全体のシステムを視野に入れつつ、真剣な議論が行われることが期待される。

第二の条件は、政府がこうした労使の取組を推進するべく、多様な働き方がより望ましい形で広がっていくための制度改革を実行することである。

そのための制度改革には二つの視点があると考えられる。

一つ目の視点は、多様な働き方が可能となるような制度改革の視点である。就労形態の多様化を可能とする制度改革として、派遣労働者の拡大、有期労

働契約の拡大、裁量労働制の拡大などが掲げられている。これらの制度改革は、基本的に雇用の選択肢を拡大する方向での条件整備と考えられる。

二つ目の視点は、多様な働き方が広がる中で、働き方相互の間での処遇に不公平が生じないように、新たなルールを社会的に確立していくという視点である。多様な働き方が「望ましい形で」広がっていくためには、就労形態の多様化に対応した社会保険制度等の改革を進めるとともに、こうした公正なルールの確立という視点からの改革の方向性がさらに検討されることが重要と考えられる。

仮に、一つ目の視点のみで制度改革が行われた場合、必ずしも働きに見合っていない処遇面の格差が縮まらないまま、非正社員化の進行が加速するおそれがある。他方、二つ目の視点から公正なルールの確立のための制度改革のみを進めようとした場合は、企業の自由度を損ない、結果的に雇用機会を狭めるおそれがある。これら二つの視点を組み合わせた総合的なパッケージの中で制度改革を進めていくことが重要である。

2 具体的な方向性

1) 政労使による包括的合意形成の推進

厳しい雇用失業情勢の下で、ワークシェアリングの議論が活発化している。

日経連・連合の「雇用に関する社会合意」推進宣言（平成 13 年 10 月 18 日）では「雇用の維持・創出を実現するため、日経連・連合は多様な働き方やワークシェアリングに向けた合意形成に取組み、労使は雇用・賃金・労働時間の適切な配分に向けた取組を進める」としている。

ワークシェアリングは、雇用情勢が厳しい時に、労働時間を短縮し、仕事を分かち合うことにより、雇用環境を好転させる解決策として主に欧州諸国で採られてきた政策であるが、わが国での議論は大別して短期と中長期の二つの視点に整理される。

このうち短期的な対応として議論されているのはいわゆる緊急避難型ワークシェアリングの可能性である。すなわち経済活動の落ち込みに対し、一人当たりの労働時間を減らすことによって雇用を維持しようとする考え方であるが、その際、時間短縮のやり方として、従来のように月給を下げずに時短をすることは企業にとって雇用コストの削減につながらない。今

後、雇用の維持や創出のために、労使が時間当たり賃金（時間賃金率）を増大させない形で時短の実施について包括的な合意に至るかどうかが課題となっている。

このことは直接、パートの均衡処遇に結びつくものではない。ただ、一般的に正社員は月給制、パートは時給制という給与支給形態の違いが、これまで両者の比較を難しくしていたが、こうした議論の中で、正社員の時間賃金率意識が高まることになれば、正社員とパートの処遇実態の違いが目に見えるようになり、公平な処遇への一つのきっかけになると考えられる。

もうひとつ、短期的な対応だけではなく、より中長期的な視点で議論されているのは、多様就業型ワークシェアリングの実現の道である。Iでもみたように、「柔軟で多様な働き方の実現」は企業と働く側双方が求めている方向性であるが、これは短時間で働く層の増大を通じて社会全体の雇用機会の増大にもつながるものである。

ただ、現状のようなフルタイム正社員とパート等非正社員の処遇格差をそのままにしてこれを進めるならば、労働市場全体の不安定化や処遇条件の低下をもたらすこととなり、それはワークシェアリングのあり方として、望ましい方向ではない。

やはりパート等の非正社員でも能力を発揮でき、働きに応じた処遇が確保されることを前提とした「多様就業型ワークシェアリング」が構想されるべきである。

その際、パートの処遇改善だけを切り離して考えるのではなく、正社員も含めた総合的な働き方や処遇のあり方について、労使で率直な議論が行われることが望まれる。例えば、

- ・フルタイム正社員の働き方として残業・配転等の拘束性の高い働き方だけを前提に考えるのではなく、もう少し拘束性の低い働き方も導入していくことが必要ではないか。
- ・働き方を見直す中で、生計費や家族手当など、いわば必要に応じた処遇についても見直すべきではないか、
- ・働き方を見直す中で、「働きに見合った処遇」の仕組みに向けて、正社員、パート等様々な働き方全体を視野に入れた処遇システムの見直しを行うべきではないか、

などについて率直に議論し、新たな公平な配分のあり方について労使が包括的な合意をすることが期待される。

このような労使の取組を推進するため、政府は、政労使三者の合意形成を図るため「政労使ワークシェアリング検討会議」を開催したところであるが、今後は、こうした議論の場で、海外を含めた事例の提供、上記のような「働きに応じた処遇が確保されることを前提とした多様就業型ワークシェアリング」についての問題提起などを行うとともに、1 でみたように、多様な働き方がより望ましい形で広がっていくための制度改革を着実に実行することが必要である。

2) 雇用システム多元化の下での雇用の安定性の確保

今後、多様な働き方が広がっていく中で、それとバランスのとれた雇用の安定性をどう確保していくかは重要な論点である。それは雇用システムの多元化の下での雇用保障のあり方をどう構想するかということでもある。

わが国においては、企業側にとって、「期間の定めの無い雇用」については一般的に解雇権濫用法理の適用により解雇が制約される一方、「期間の定めの有る雇用」については原則として更新するか否かが柔軟に決定できる構造になっている。このような構造の下で、また最近の経営環境についての先行き不透明感の強まりもあって、ある程度、基幹的な役割が求められ、キャリア形成が必要となるような業務に従事しているパートでも、有期契約の反復更新で対応し、実態としては常用雇用に近い働き方をしている場合が多くみられる。

働く側からみると、勤続を重ねても短期契約の繰り返しというのは、雇用の安定性の面で不安が大きい。計画的なキャリア形成ができないという意味では、働く側のみならず、企業にとっても人材の有効活用の面でマイナスが大きいと考えられる。

このように無期雇用と有期雇用の取扱いについては、企業の認識も含めて落差が大きいために、基幹的、常用的な層においても有期雇用の活用が進み、その能力発揮や処遇の制約要因になっている面がある。こうした構図の中で、正規雇用機会の入口が狭まり、新規学卒でもパート入職が大幅に増えているのは1 でみたとおりである。

今後、雇用システムの多元化の下で、働きに見合った雇用保障、それによる雇用の安定を図っていくためには、

①無期雇用であっても、ケースごとの具体的な事情によって雇用保障に

かかる判断は必ずしも一律ではない裁判例の実態などについて理解を深めること、

②有期雇用であっても反復更新しているケースに対しては、適正なルール確保を徹底していくこと、

等が必要である。

こうした取組を通じて、現状、大きな落差のある無期雇用と有期雇用の取扱いに一定の均衡をもたらすことにより、就業実態に応じた雇用契約がゆがみなく選択され、全体として、雇用システムの多元化の下での雇用の安定や計画的キャリア形成に資するものと考えられる。

3) パートの均衡処遇に向けたルールの確立

これまでもみてきたように、今後、多様な働き方が「望ましい」形で広がっていくためには、パート等の処遇を働きに見合ったものにしていくことが重要である。そのための政策の方向性についてどのように考えればよいのだろうか。

① 基本的考え方

この問題については、近年、ヨーロッパにおいてルール化を進める動きがあり、わが国においても、「パートタイム労働に係る雇用管理研究会」などで検討されてきた。加えてこの「とりまとめ」の中では、Ⅱでパートの処遇問題を正社員も含めた雇用システム全体の見直しの中でとらえる必要性について述べてきた。ここではこれらの流れを踏まえた上で、パートの均衡処遇の進め方について基本的考え方を整理したい。

(イ) ヨーロッパの経験

ヨーロッパ諸国においては、サービス経済化への対応、女性活用を図るためにパート労働の発展が重要との観点から、1980年代の前半より同一労働同一賃金の考えに立脚した時間による差別的取り扱いの禁止の立法化が行われ、1997年にはEUパートタイム指令として共通のルールとなった。

このように、ヨーロッパにおいて立法化が可能であった事情としては、

- ・職種ごとの賃金が産業別協約により存在し、これにより賃金と職務とのリンクが明確になっていることから、同一労働同一賃金を受け

れる社会的基盤を有していたこと

- ・ 国により事情は異なり一般化はできないものの、例えばオランダのようにパートの活用が本格化する比較的初期の段階において、労使によりパート活用のいわば前提条件として均等原則を受け入れることが可能であったこと

が考えられる。

もっとも、差別的取り扱いとならないための合理的理由として何を認めるかについては、国によって一様ではない。格付けや勤続期間の違いが認められるのは一般的であるが、ドイツにおいては、家族的責任の違いも処遇差の合理的理由として認められる場合があると考えられており、イギリスでは、少なくとも現状では（注）、パートの契約が有期契約であれば、同じ有期契約のフルタイム労働者との間で比較を行うこととされており、契約期間の取扱いが異なる場合の処遇差は規制の対象外となっている。

また、法規制に至るプロセスも一様ではなく、フランスやドイツのように法規制を先行的に実施した国もあるが、オランダのように、均等処遇に関する労使合意（ワッセナー合意。1982年）から法制化（1996年）まで10年以上かけた国もある。

（注）期間の定めのある労働に関するEU指令が国内法制化されると、客観的な理由によって異なる取扱いが正当化されない限り、期間の定めのある労働者を期間の定めのない労働者と比べて不利益に取り扱うことが禁止されるため、契約期間の取扱いが異なることを処遇差の合理的理由とすることは認められなくなると考えられる。

（ロ）わが国企業の処遇システムの特性

（イ）でみたようにヨーロッパ諸国においては、職種概念が明確であり、職務に賃金がリンクしている。仕事が同じであれば、個人の属性や働きぶりによって賃金格差の生まれる余地が少ないという点で、同一労働同一賃金原則の前提条件が満たされているといえる。

一方、わが国においては、外形的に同じ仕事をしていても、年齢、勤続年数、扶養家族、残業・配転などの拘束性、職務遂行能力、成果などの違いによって、処遇が大きく異なりうる。それは、正社員とパートの

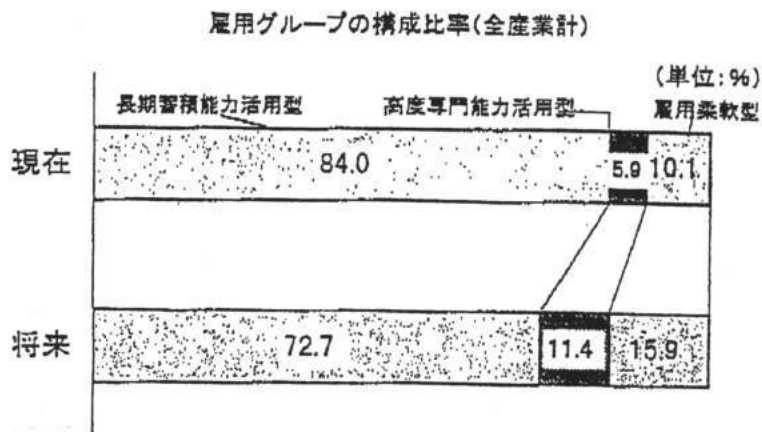
間だけではなく、正社員どおしにおいてもしばしばみられるところであり、わが国においてヨーロッパ的な意味での「同一労働同一賃金」が公序となっているとは言いがたい。労働基準法上、均等待遇原則を定めた第3条も、差別禁止事由として挙げられている「社会的身分」にはパートや非正社員といった雇用形態の違いは含まれないと解される。

もちろんⅡでみたように、わが国の企業の処遇制度も変化しつつある。生計費などの「必要に応じた処遇」から、職務や能力・成果などの「働きに応じた処遇」を重視する方向へ企業の評価のウェイトは変化しており、年齢別賃金カーブもかなりなだらかになっている。ただ、それは職務による評価に収斂するということではない。それぞれの職務において、各人がどのような成果をあげているか、またその職務遂行能力をどう評価するか、といった要素はむしろより重視される方向にある（図表 29）。

このように、わが国における今後の賃金制度の変化を考慮に入れたとしても、ヨーロッパのように「職務」による評価を主体とした「同一労働同一賃金」の考え方をそのままわが国にあてはめることはできないと考えられる。

いま一つわが国の雇用・処遇システムの特性として留意しなければならないのはこれまでもみてきたフルタイム正社員における広範な配転や転勤などの高い拘束性の存在である。今後、Ⅱでみたように、働く側のニーズの多様化の下で、フルタイムでもより拘束性の少ない働き方が広がっていくとしても、すべてがそうなるわけではない。これまでの正社員の幅広い配置転換を含めたキャリア形成システムがわが国の企業の活力や環境変化適応の面で重要な役割を果たしてきたことを考えると、このような基幹的な社員の層も今後、ある程度は存続していくものと考えられる（図表 32）。わが国において、パートと正社員の処遇の均衡を考える際には、このようなわが国の雇用・処遇システムの特性についても十分考慮する必要がある。

図表 3 2



資料出所：第2回「新時代の日本的経営」についてのフォローアップ調査報告
日本経営者団体連盟 労政部（平成10年8月）

(参考)

グループ別にみた処遇の主な内容

	雇用形態	対 象	賃 金	賞 与	退職金・年金	昇進・昇格	福祉施策
長期蓄積能力活用型グループ	期間の定めない雇用契約	管理職・総合職・技能部門の基幹職	月給制か年俸制 職能給昇給制度	定率+業績スライド	ポイント制	役職昇進 職能資格昇格	生涯総合施策
高度専門能力活用型グループ	有期雇用契約	専門部門（企画、営業、研究開発等）	年俸制 業績給昇給なし	成果配分	なし	業績評価	生活支援施策
雇用柔軟型グループ	有期雇用契約	一般職 技能部門 販売部門	時間給制 職務給昇給なし	定率	なし	上位職務への転換	生活支援施策

資料出所：新時代の「日本的経営」 日本経営者団体連盟（平成7年5月）

(注) 日本経営者団体連盟の常任理事会社と財務理事会社、及び東京経営者協会会員会社の合計1838社を対象とした調査である。

(ハ) 日本型の均衡処遇ルールの確立

これまでみてきたように、柔軟で多様な働き方が望ましい形で広がっていくためにはパートと正社員の均衡処遇を図っていくことが必要である。ただ、そのやり方として、これまでのようにルール化を労使に委ねるやり方ではⅢの冒頭で見たように限界があるし、他方、ヨーロッパ的な考え方をそのままあてはめることにも問題がある。いわば日本型の均衡処遇ルールの確立を考える必要がある。

そして、この課題については「パートタイム労働に係る雇用管理研究会報告」（平成12年4月）においてすでに方向性が出されているところであり、その主な内容は以下のとおりである。

1 正社員と同じ職務を行うパートタイム労働者（Aタイプ）に係る均衡を考慮した雇用管理のあり方

（1）処遇や労働条件のあり方

- ・ まず、処遇や労働条件の決定方式（例：賃金の構成要素、支払形態）を正社員と合わせていく方法がある。

ただし、合理的な理由がある場合には、決定方式を異にすることはあり得る。

- ・ 決定方式を合わせられない場合であっても、処遇や労働条件の水準について正社員とのバランスを図っていく方法が考えられる。ただし、正社員と比較して、例えば、残業、休日出勤、配置転換、転勤がない又は少ないといった事情がある場合、合理的な差を設けることもあり得る。
- ・ 同じ職務を行う正社員に賞与や退職金が支給されている場合には、パートタイム労働者に対しても、合理的な内容により、賞与や退職金に係る制度が設けられることが適切であると考えられる。
- ・ さらに、正社員との処遇や労働条件に差がある場合、パートタイム労働者の納得度を高めるためには、①決定方式や水準に違いが設けられている事情の明確化及び情報提供、②相談や苦情に応ずる体制の整備が必要となる。

（2）働き方の選択制を高めるための条件整備

- ・ 正社員への転換制度を設ける等、採用後改めて選択（乗換え）の機会を付与することが、パートタイム労働者の意欲や納得度を高め、能力発揮にも資するものと考えられる。

2 正社員と異なる職務を行うパートタイム労働者（Bタイプ）に係る均衡を考慮した雇用管理のあり方

Bタイプのパートタイム労働者については、正社員との間で具体的な比較を行うことは困難であるが、以下のような正社員との均衡を考慮した雇用管理が図られることが必要である。

（1）合理的な雇用管理の構築

就業の実態等に応じ、また、職務やそのレベル、職務遂行能力に見合った処遇や労働条件を考えることが重要である。

（2）働き方に係る納得性を高めるための条件整備

処遇・労働条件の違い等に関する必要な情報の提供及び相談体制の整備を行うことや、選択（乗換え）の機会を付与することが、その意欲や納得度を高めることにつながる事となる。

この考え方は、正社員との職務の同一性を第一の判断基準としつつ、同じ職務であっても、能力や成果などの他の諸要素や、配置転換の有無等働き方の違いによって処遇が違いうるわが国の実態に深く配慮した均衡処遇ルールといえる。

すなわち、第一に「同じ職務の場合に処遇の決定方式を合わせる」というルールは、同じ職務であっても、他の諸要素によって処遇が違いうわが国の処遇制度の実態に配慮し、例えば、同じ職務についている正社員が職能給であればパートも職能給というように処遇の決定方式は合わせ、その決定方式の下で各人をどのように評価・処遇するかは企業のルールに委ねるという考え方である。

「ただし、合理的理由がある場合は決定方式を異にすることはあり得る」というのは、例えば、いまは同じ職務に従事していても、正社員には幅広い配転があり、パートは職務限定というように雇用管理形態が異なる場合には、配転を前提とした正社員には職務との結びつきの相対的に薄い職能給、職務限定が前提のパートには職務給といったように賃金決定方式が異なることもあり得るということである。

第二に「残業、休日出勤、配置転換、転勤がない等の場合、合理的な差を設けることもあり得る」というのは、例えば、配転、転勤、残業など高い拘束性を甘受する義務のある正社員と配転、転勤、残業のないパートがいた場合に、現在は同じ職務に従事していても、両者に処遇差のあることが合理的であると考えるということである。

ただ、Ⅱでみたように、今後、働く側のニーズの多様化の下で、フルタイムでも残業や配転などについて、より拘束性の少ない働き方が広がっていき、そうしたフルタイムとパートとの間では拘束性も職務も同じになるとすれば、他に合理的理由がなければ、処遇の決定方式は合わせることが必要ということになる。要は、フルかパートかの違いだけで、職務も働き方も含めて同じであれば、同じ評価の枠組みの中で処遇するというルールである。

ちなみに、現状において、職務も責任も配転等の拘束性もすべて正社員と同じケース、すなわち上記ルールからみて処遇の決定方式を合わせ

るべきと考えられるケースは、事業所、正社員、パートいずれからみてもパート全体の4～5％となっている（図表17）。

第三に「水準についてのバランスを図る」というルールは、第一でみたように、職務は同じでも働き方、雇用管理形態が異なるために処遇の決定方式を異にせざるをえない場合に、どんな処遇格差も許されるかというところではなく、合理的な範囲内での差であるべき、とのルールである。ただ、どの程度の差なら合理的かという点については一律に定めるのではなく、それぞれの企業や労使に委ねられるべきであり、差が設けられている理由を説明することでパートの納得性を得るという企業・労使の自主性を重視したゆるやかなルールである。

ちなみに、上記の4～5％以外に、拘束性や責任の度合いは違っても、正社員と同様の仕事をしているパートは数多くみられるが、これらのパートが納得できると考えている所定内賃金の水準は、パート、正社員、事業所のいずれに聞いても、正社員の約8割というのが平均値であった（図表33）。

図表 3 3

正社員と同じ仕事に従事しているパート（非正社員）の賃金の納得水準

	事業所	正社員	パート
同じ仕事をしている非正社員（正社員）がいると回答した者に聞いた賃金の納得水準	77.6%	77.7%	78.9%

（注）「正社員と同じ仕事に従事しているパート（非正社員）」について勤続年数も同じとした場合、パート（非正社員）の納得を得られる賃金水準（1時間当たり所定内給与）について聞いたものである。

（注）同じ仕事に従事しているが、残業等の拘束性、配転及び転勤、責任の重さについては、異なる場合がほとんどである。

資料出所：21世紀職業財団「多様な就業形態のあり方に関する調査」

現在、「パートタイム労働に係る雇用管理研究会報告」の内容については、労使に対する情報提供に留まっているが、Iでみたような課題の大きさを考えると、今後の方向性として、この考え方を法律上明らかにすることにより、ルールの実効性をさらに高めていくことが考えられる。

ただ、上記のように、日本型の均衡処遇ルールについては、それぞれのケースに応じて判断すべき要素が多く、画一的な規制はなじまない。

法律で基本的な原則を示し、これを具体的な例示を含むガイドラインで補う手法が望ましいと考えられる。

なお、法制の検討にあたっては、フルタイム有期など短時間以外の非正規労働者への対応が抜け落ちることのないよう、手当てをあわせて考える必要がある。

(参考) 法制のタイプについて

研究会では、法制の内容について「均等処遇原則タイプ」と「均衡配慮義務タイプ」の2つの方向で議論がなされた。

「均等処遇原則タイプ」とは、事業主に対し労働時間の長短による合理的理由のない処遇格差を禁止するものであり、これに対し「均衡配慮義務タイプ」とは、事業主に対して労働時間の長短による処遇の格差について均衡に向けた配慮を義務づけるものである。この2つはいずれも事業主に対し正社員とパートの処遇格差に合理的理由を求める点で基本的な趣旨は共通にしているが、法的な効果としては次のような相違が生じうる。

「均等処遇原則タイプ」はこれに反する賃金等の取り決めについて私法的に無効とするものである。したがって、合理的理由がないとされれば私法的に重大な効果が及ぶことから、企業はこれを回避するため雇用管理の改善を積極的に行うと考えられる。ただし、(ハ)でみたようなわが国の処遇システムの実態を考えると、処遇格差の合理的理由は雇用システムの実態に即してある程度柔軟に認めることが必要になると考えられる。そうすると、このタイプの場合、合理的理由があれば私法上は問題とされないことから、正社員とパートの職務の分離や拘束性の違いの明確化によって合理的理由を整えるなどの対応で終わってしまうことも考えられる。

これに対して、「均衡配慮義務タイプ」は、「均衡の配慮」という概念が幅のある概念であるため、格差について一定の合理性があるとされた場合も含め、パート労働者の処遇の改善という政策目的にてらして必要な配慮を企業に求めることが可能と考えられる。具体的には、(ハ)で述べたような拘束性や責任も含めて職務が同じ状態に限らず、類似業務を行う場合についても、均衡に配慮した合理的な格差が企業に対して求められることになる。このため、企業は拘束性の違いの明確化や職務分離を行うだけでは不十分であり、処遇自体の実質的な改善が要請されることとなる。このタイプは「均衡配慮」というゆるやかな手法をとるものであるため、「均等処遇原則タイプ」ほど私法的効力を明確に持つものではないが、例えば、(ハ)でみたような拘束性や責任を含めて職務が同じであるにもかかわらず処遇に格差があるか、または職務が類似しているにもかかわらず処遇上明らかに合理性を欠く格差があるような場合には、私法的効力が発生する可能性がある。ただし、このタイプには、いかなる場合に私法上の効果が発生するかが「均等処遇原則タイプ」ほどには明確でなく、法規制としての実効性を欠くことになりかねないという問題点がある。

法制のあり方については、なおつめるべき課題が多く、今後、本研究会でさらに検討する必要があるが、いずれにしても、「均等処遇原則タイプ」では処遇格差の合理的理由の内容を明確化するために、「均衡配慮義務タイプ」では均衡のための配慮の内容を明確化するために、具体的なガイドライン等を策定することが重要であると考えられる。

(二) 均衡処遇ルールの影響を想定した道筋のあり方

こうした日本型の均衡処遇ルールを導入した場合、ヨーロッパ型ルールをそのまま導入した場合に比べれば影響は少ないと考えられるが、企業行動や労働市場に一定の影響が及ぶことは否定できない。

第一に考えられるのは、パートの雇用コストが増えることによるパート雇用機会の減少や、フルタイム有期や直僱形態以外の派遣労働者、構内下請などへの代替等の影響である。

第二に考えられるのは、パートと正社員との職務の分離である。均衡処遇ルールが導入されると、企業はこの適用によるコスト増を避けるために、低技能・低賃金の業務が明確に分離され、パートの業務として固定化するのではないかと指摘もなされている。確かに、Ⅱで構想した正社員も含めた働き方や処遇の変革は時間を要するものであり、企業の当面の対応としては、パートの処遇はそのままにして職務分離が進む可能性があると考えられる。

このような影響を勘案すると、法制的道筋を考えるにあたっては以下の三つが重要と考えられる。

第一は、企業の雇用意欲を削ぐことのないように時機を計ることである。

第二は、今後のワークシェアリングの議論等を通じた労使の合意形成により、Ⅱでみたような正社員も含めた処遇システムの変革が促進されるように図ることである。これが並行的に行われることによってはじめ、単なる職務分離による対応だけでなく、実質的なパートの処遇改善につながると考えられる。

第三は、企業にとって雇用の柔軟性を増す他の制度改革とあわせ、総合的なパッケージの中で有機的に打ち出していくことである。

② 具体的対応として検討すべき事項

以上のように均衡処遇の法制的あり方については今後さらに当研究会で検討を進める必要があるが、併せて、何が均衡かについて、上記「パートタイム労働に係る雇用管理研究会報告」の考え方をベースとしつつ、より具体的な内容をガイドライン(仮称)として示すことが必要である。

また、こうしたガイドラインの実効性を高めるための事後的な救済措

置の充実や、均衡処遇のベースとなる「働きに応じた処遇」を促すための職務や能力・成果の評価手法の開発などの取組もあわせて行っていく必要がある。

(イ) ガイドラインによる「均衡処遇」の具体的内容の明確化

ガイドラインの内容としては以下のようなものが考えられる。

a. 雇用管理における透明性・納得性の向上

- ・事業主は、雇用管理上の区分を設ける場合には、短時間労働者に対し、そのいずれの区分において処遇されるかを契約締結時に開示を行うこと。

[なお、キャリアアップ、昇進昇格制度などパートの納得性や生産性を高めている雇用管理事例を紹介するとともに、こうした制度の導入や積極的な開示を促す]

- ・上記の場合、他の雇用管理区分との処遇の違いについて、採用時及び短時間労働者から求めがあった場合には、事業主は短時間労働者に対してその理由の説明を行うこと。

[なお、処遇の差について合理的理由と考えられるものを例示する]

- ・事業主及び労働組合は、できる限り労働者の処遇の決定プロセスに短時間労働者の意思が反映されるよう配慮すること。

[なお、パートも含めた企業内最低賃金の導入やパートの賃金を学卒初任給を下回らないように設定している例などについて紹介する]

b. 雇用管理における公正なルール適用

- ・職務の内容、責任、権限、残業配転等の拘束性すべてにおいて違いが認められない場合は、短時間労働者と通常労働者との賃金算定など処遇の決定方法を同じにすること。さらに、労働時間もほとんど同じ場合は特段の配慮をすること。

[なお、こうしたケースで法的に争われた事例として丸子警報器事件(注)についてその内容を紹介する]

- ・上記の原則に照らして外形上の違いが認められ、処遇の決定方法を同

じにできない場合であっても、職務等の類似性に応じ、処遇の水準をできるだけ近づけるように努めること。

[なお、参考値として、同様な仕事をしているパートが納得できると考えている水準はパート、正社員、事業所ともに正社員の約 8 割が平均値となっていることを示す]

c 能力や意欲に応じ雇用管理区分の転換等が可能であること

- ・ 短時間労働者の意欲、能力、適性等に応じて、正社員（短時間正社員を含む）への転換の道を開くように努めること。

[なお、パートの正社員登用制度のある事業所（約 3 割）で、最近 3 年間に登用された人数は一事業所あたり平均 3.6 人に上ることを示す]

- ・ 上記のような転換制度の有無に関わらず、職務や成果に応じ、同種の職務を行う通常労働者と同様の昇進昇格制度を設けるよう努めること。
[なお、パートの昇進昇格制度のある事業所が 3 割弱に上ることを示す]

(注) 丸子警報器事件（平成 8 年 3 月 15 日長野地裁上田支部判決）女性正社員と職種、作業の内容、勤務時間及び日数等が同等である原告らを臨時社員（勤務時間が女性正社員より若干短い）として採用したままこれを固定化し、2 ヶ月ごとの雇用期間の更新を形式的に繰り返すことにより、女性正社員との賃金格差が拡大していった事案であり、「原告らの賃金が、同じ勤続年数の女性正社員の 8 割以下となると、公序良俗に反し違法になると判断する」とされた。

(ロ) 事後的救済のための円滑なルートの整備

現在、21 世紀財団の短時間雇用管理アドバイザー等により、パート労働者を対象とした社会保険適用も含めた幅広い相談が行われている

(図表 31)。現状をみると個人からの主たる相談内容は、社会保険適用関係が多く、賃金等に関する相談は 5.8 %程度となっている。

また昨年 10 月から施行された個別紛争処理システムにおいては、都道府県労働局について窓口を設け、広く労使間の個別紛争についてあっせんによる解決の道を開いている。今後、これらの機関がそれぞれの役割を明確にしつつ、有機的連携を図ることにより、トラブルが起きた時の事後的救済の円滑なルートが整備され、また、その過程で上記ガイドラインが活用されれば、均衡処遇の実効性を高めていくことにもつながるものと考えられる。

(ハ)「職務」とその遂行の「能力・成果」により客観的に評価・処遇する手法研究・開発

Ⅱでみたように「働きに応じた処遇」への流れは基幹的な役割を担いつつあるパートにとって望ましい方向であり、こうした企業の評価処遇の枠組みの中でパートも正当に評価されるようになれば、自ずから均衡処遇の実現につながることになる。その意味では、「働きに応じた処遇」を可能にする仕組みとして、個人の仕事能力や成果を公正かつ客観的に評価できる手法の開発が重要である。

現在、厚生労働省では、さまざまな職種での必要なスキルや能力開発のあり方を体系化した職業能力開発体系を活用して、各業界の労使との連携により、職業能力を適正に評価するための手法の開発を進めているが、こうしたノウハウがいわば公共財として企業において活用されるようになれば、「働きに応じた処遇」のための評価軸の確立に役立つことになると考えられる。

4) 多様な働き方を行き来できる連続的な仕組みの促進

Ⅱの3で述べたように、行き来ができる仕組みには大きく2つが考えられる。

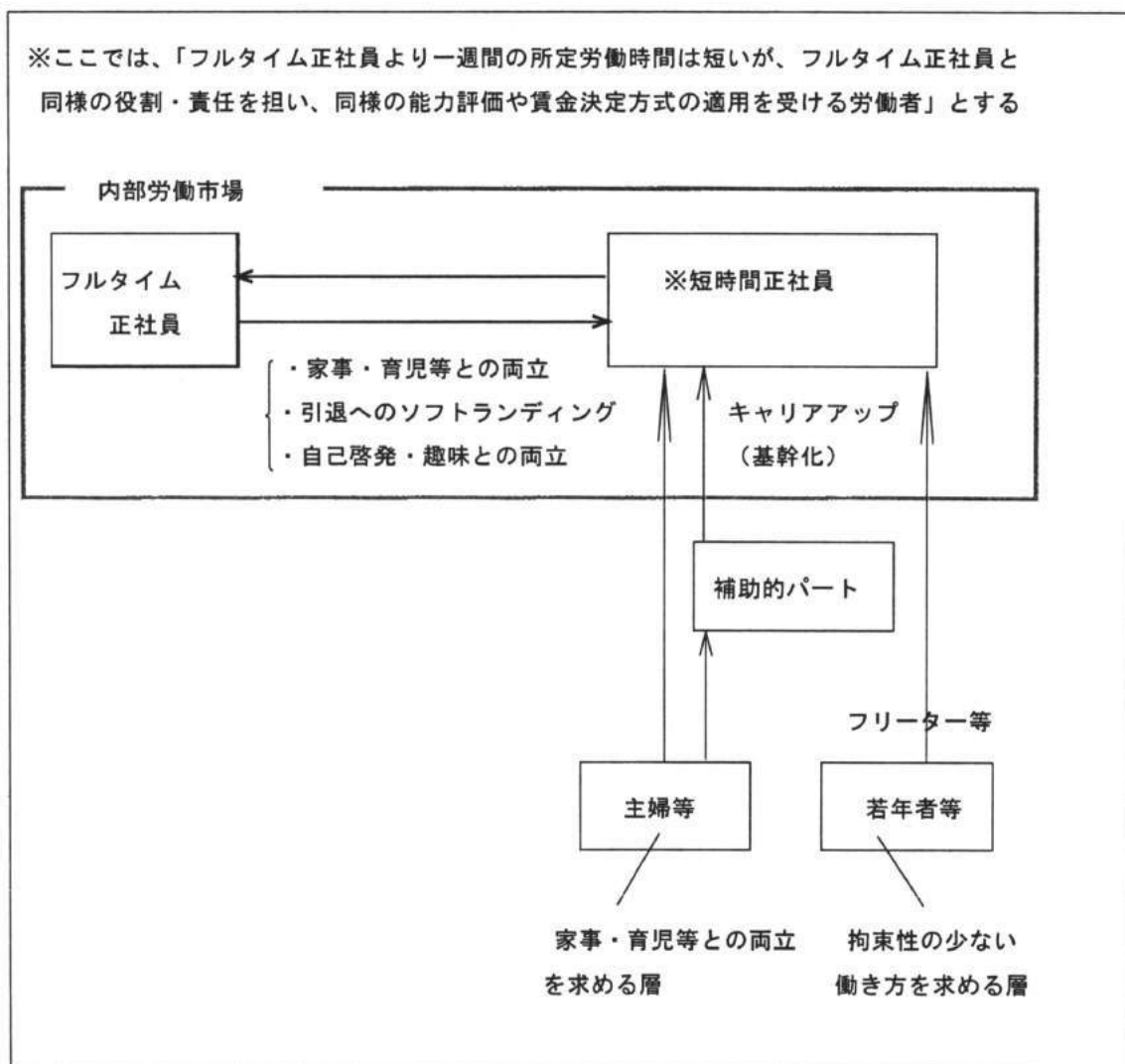
第一は、正社員として雇用されている者が、育児・家事、自己啓発等のライフステージの一定の時期に発生する必要に応じて正社員のまま短時間勤務として仕事を継続し、一定の時期の終了後に再びフルタイムに復帰ができる仕組みである。

第二は、外部市場からの参入形態として、現状のように補助的パートだけではなく、意欲と能力に応じて、キャリアアップし、もっと基幹的な役割のパート、さらにはフルタイム正社員というように多様な働き方が可能になるような仕組みである。

この二つの仕組みは、いずれも「基幹的であるが短時間」という働き方を共通項として持っている。行き来ができる仕組みを社会的に醸成していくために、これをいわばフルタイム正社員とパート非正社員のバイパスとして「短時間正社員」と位置づけ、これを政策的に広げていく方向性が考えられる(図表 34)。これをバイパスにして、パートとフルとの連続的な仕組みができていけば、実質的に処遇の均衡にもつながるものと考えられる。

(注) ここでは「短時間正社員制度」を「フルタイム正社員より一週間の所定労働時間は短い、フルタイム正社員と同様の役割・責任を担い、同様の能力評価や賃金決定方式の適用を受ける労働者」と定義するものとする。

図表34 短時間正社員概念



それではこうした「短時間正社員制度」には、どの程度ニーズがあるのだろうか。図表 35 は「短時間正社員制度」を対象者別に 4 つに分類し、これに対する事業所の実態、意向を聞いたものである。導入が最も進んでいるのは、育児・介護休業法においても、勤務時間短縮等の措置の選択的措置義務の対象となっている「育児・介護を行う正社員」を対象とするものであり、ついで多いのは正社員で育児介護以外の理由の者を対象にしたものである。パート等の非正社員を対象としたものは現時点での導入は少ないが、検討中か今後検討可能性ありとした事業所が約 2 割ある。

図表 3 5

短時間正社員制度の今後の検討の可能性(事業所)(%)

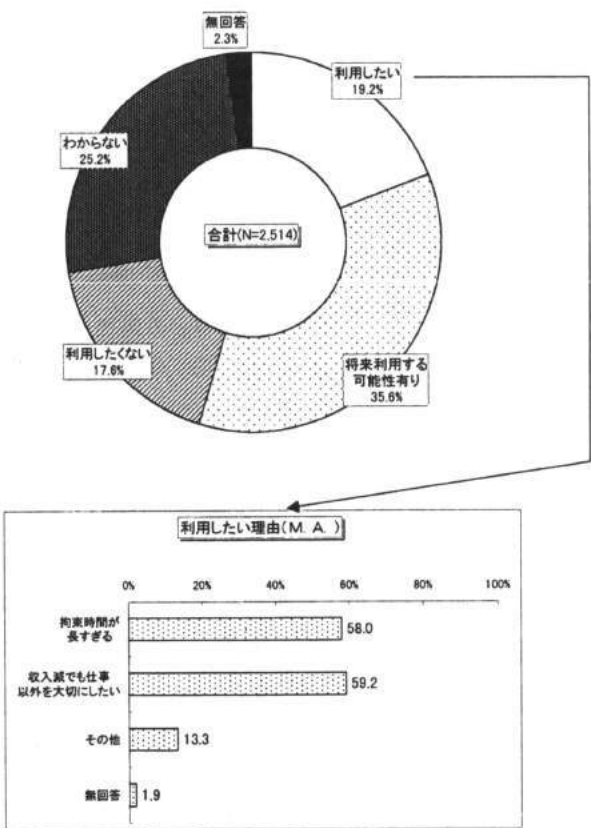
対象者	制度が既にある	検討中	今後検討の可能性 がある	今後検討の可 能性がない	無回答
既に正社員であって育児、介護を行う者を対象	27.2	3.6	21.3	42.6	5.3
既に正社員であって育児、介護以外の理由で短時間勤務を希望する者を対象	4.3	2.9	20.0	67.1	5.8
パート等の非正社員で短時間正社員への転換を希望する者を対象	1.6	2.8	17.5	71.5	6.6
新卒・中途採用者を対象	2.3	2.9	17.6	70.0	7.2

資料出所・21世紀職業財団「多様な就業形態のあり方に関する調査」

正社員に短時間正社員制度への希望を聞くと、「利用したい」が2割弱、「現在は利用しないが将来利用する可能性がある」が36%と利用への期待が高い(図表 36)。

図表 3 6

短時間正社員制度の利用希望(正社員)

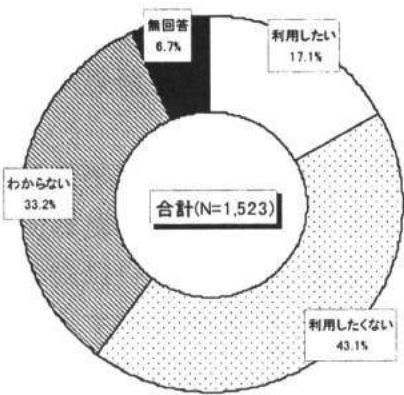


資料出所：21世紀職業財団「多様な就業形態のあり方に関する調査」

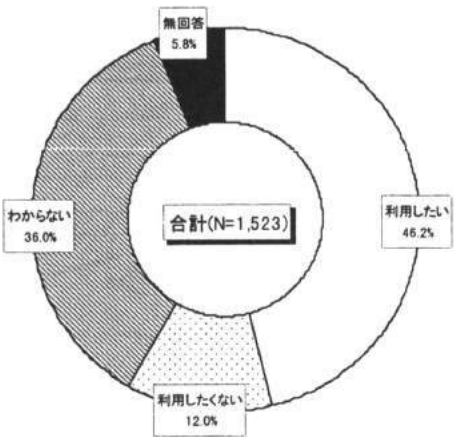
また、パートに希望を聞くと、残業や転勤がほとんどない制度への利用希望が多いが、フルタイム正社員と同じような拘束性のある制度についても2割弱が利用したいと答えている（図表37）。

図表37 パートタイム労働者における短時間正社員制度の利用希望

1 残業も転勤もフルタイム正社員と同様の「短時間正社員」制度



2 残業や転勤がほとんどない「短時間正社員」制度

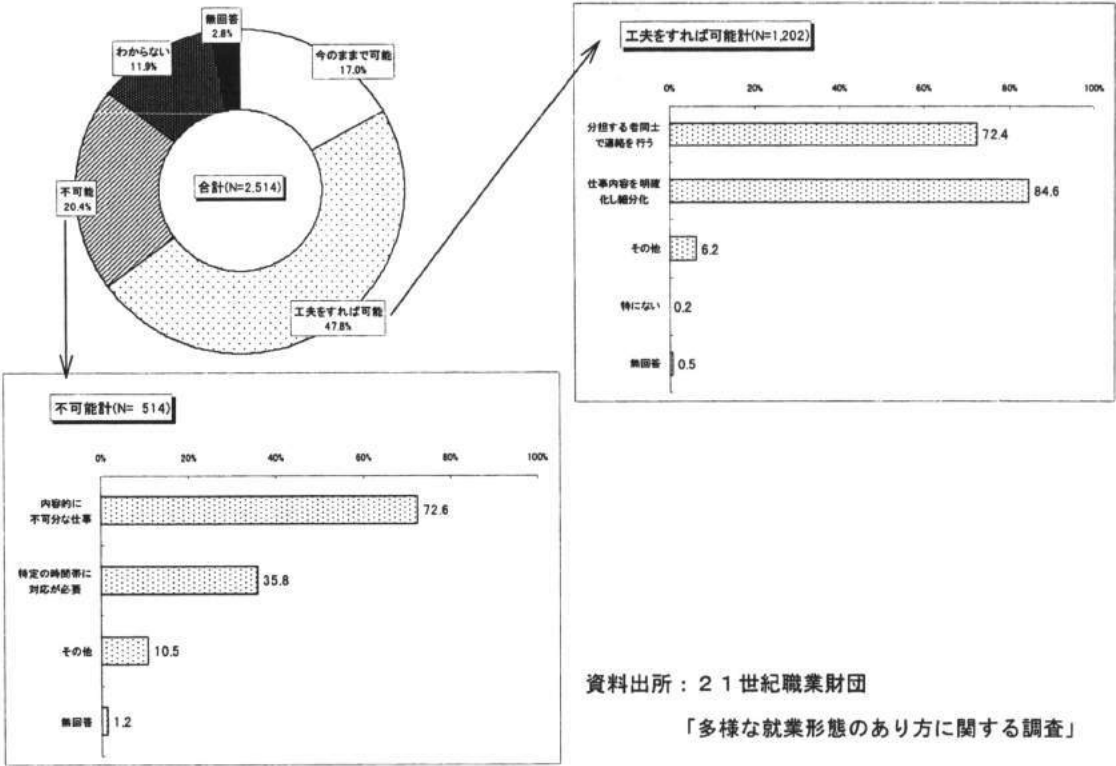


資料出所：21世紀職業財団「多様な就業形態のあり方に関する調査」

事業所、正社員、パートそれぞれがある程度期待をもって見ているこの制度が広がっていくためには、どのようなことが課題となるのだろうか。正社員に現在の自分の仕事を複数の短時間正社員に分担することは可能かを聞くと、「工夫をすれば可能」が最も多く、工夫の内容としては、「仕事内容を明確化し、細分化する」が8割強、「分担する者同士で連絡をきちんと行う」が7割強、また「分担は不可能」という者にその理由を聞くと「内容的に不可分な仕事だから」が7割強、「連絡等の業務が多くなりすぎるから」が4割強、「特定の時間帯に常に対応できることが必要だから」が3割強となっている（図表38）。こうした回答から判断して、ある程度自己完結的に行える業務や、分担が必要だとしてもあまり引継が煩雑にならない業務などが短時間正社員の働き方に適していると考えられる。

いずれにしても、こうした制度の導入については、業務の引継や情報共有の面で生産性が低下しないようにするため、一定のノウハウが必要となるし、そもそも「短時間で働くこと」に対する企業の意識が変わることも必要である。今後これらの取組に対する行政支援をしていくことも必要と考えられる。また、こうした制度を広げていくためには5)にも関わるが、短時間勤務になると適用関係が変わる現在の社会保険制度の仕組みについても見直しが必要である。

図表38 現在の仕事を複数の短時間正社員が分担することの可能性（正社員）



資料出所：21世紀職業財団
「多様な就業形態のあり方に関する調査」

5) 働き方に中立的な税・社会保険制度の構築

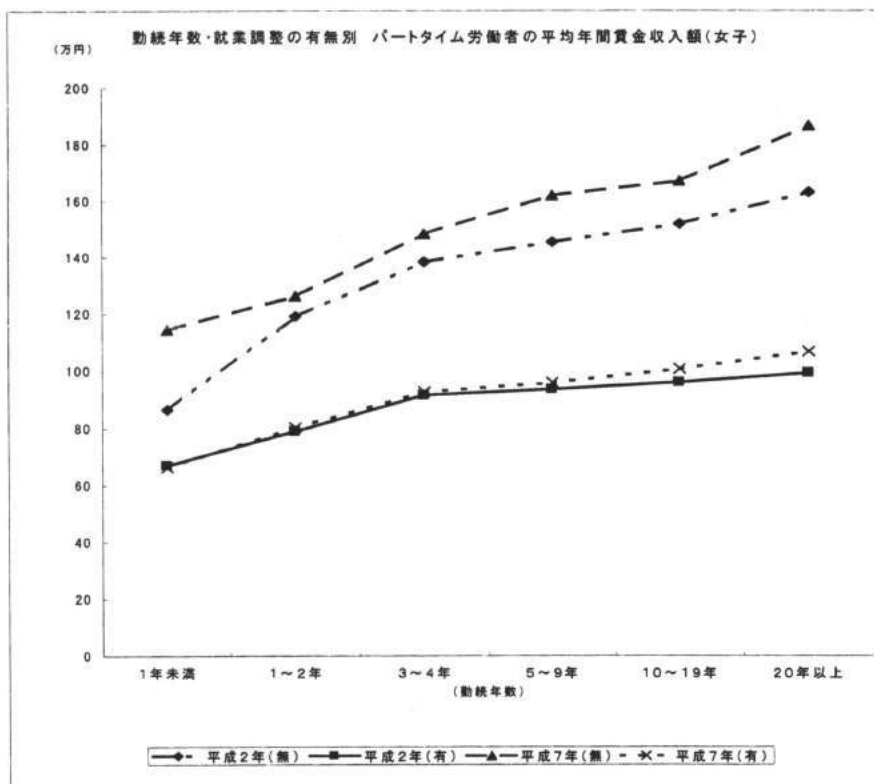
Iでもみたように、パートの中には、本人の収入が一定額を超えると所得税や社会保険料がかかる、あるいは配偶者手当がもらえなくなる等の理由から、収入が一定額を超えないように就業調整を行う層が4割程度存在する。

図表39は、就業調整をしている層と、していない層の勤続年数別の賃金カーブを比べたものであるが、就業調整パートの賃金カーブはフラットに近く、また時系列で見ても、非就業調整パートはそれなりに賃金カーブが上方にシフトしているのに対し、就業調整パートの賃金カーブはほとんどシフトしておらず、いわば天井に張りついている感が見られる。

このように就業調整行動はパートの低賃金を助長している面があり、それはパートの能力向上意欲にもマイナスとなっていると考えられる。

企業にとっても人材の有効活用や計画的な人員配置を妨げている面がある。

図表39



資料出所：厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(特別集計(平成2年、7年))

(注)・パート(学生アルバイトを除く)のうち、専門・技術的職業関係の仕事に就いているものを除き、時間給、1週間の出勤日数、1日の所定労働時間、夏季賞与額、年間賃金収入額のすべてに回答がなされているサンプルを対象とした。
・「就業調整有」とは、「年収が非課税限度額を超えそうになりますか。」という問いに対して、「最初から年収が非課税限度額を超えないように計画的に働く」又は「年収が非課税限度額を超えそうになったら休みを取るなどして調整する」、あるいは「年収に所得税がかからないようにすること以外の理由で年収が一定額を超えないように調整しますか。」という問いに対して「はい」と回答したもののデータである。
・「就業調整無」とは、「年収に所得税がかからないようにすること以外の理由で年収が一定額を超えないように調整しますか。」という問いに対して「いいえ」と回答したもののデータである。

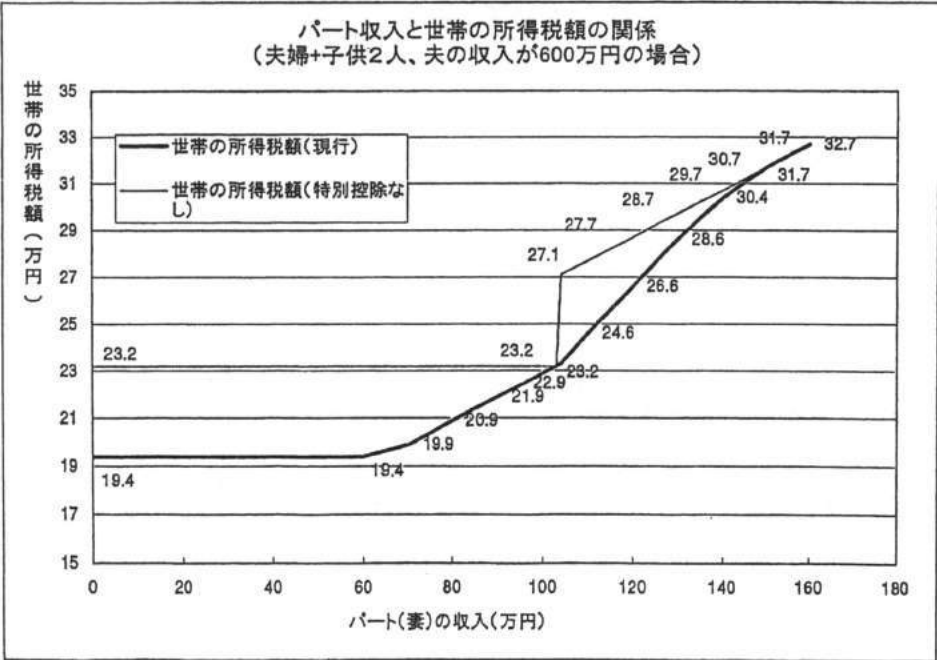
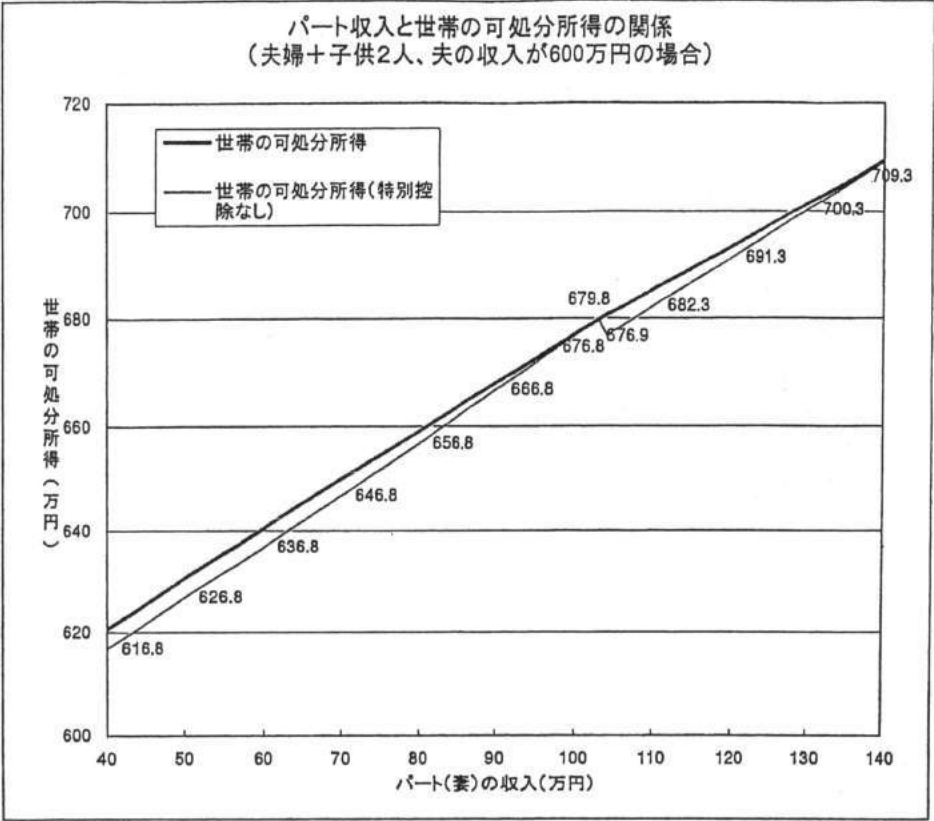
こうした就業調整の理由を聞くと、所得税の非課税限度額の関係で調整している層が3割強、税制上の控除がなくなるから調整している層が2割強と、税制の仕組みを理由として就業調整を行っている層が多い。

しかし、図表 40 で示されるように、昭和 62 年に配偶者特別控除制度が導入されてからは税制についてのいわゆる逆転現象すなわち、パートの勤労収入が一定額を超えると世帯収入がかえって減少するという現象は解消されている。にもかかわらずこれを理由にした就業調整が多いのはなぜであろうか。

非課税限度額である年収 103 万円を超えないように就業調整を行っているパートのうち7割強はこの額を超えると家計の手取りが減ると考えている。しかし夫の企業からの配偶者手当の支給停止により実際に手取りが減少する者はそのうち約5割であり、それ以外のパートは103万円では実際には手取りが減らないにも関わらず、減ると考えて就業調整をしていることになる（図表 41）。また、これらのパートに103万のラインを超えても手取りが増えるとしたらどうするかという問いに、それでも就業調整すると答えたのは2割だった。この2割は、課税されること自体に強い抵抗感を持っている層とみられるが、それ以外の層は、現行の税制に対する誤解から就業調整行動を行っていると考えられることから、これらについては、すでに手取りの逆転現象が解消されている現在の税制についてまず正しい理解を促していくことが重要であると考えられる。

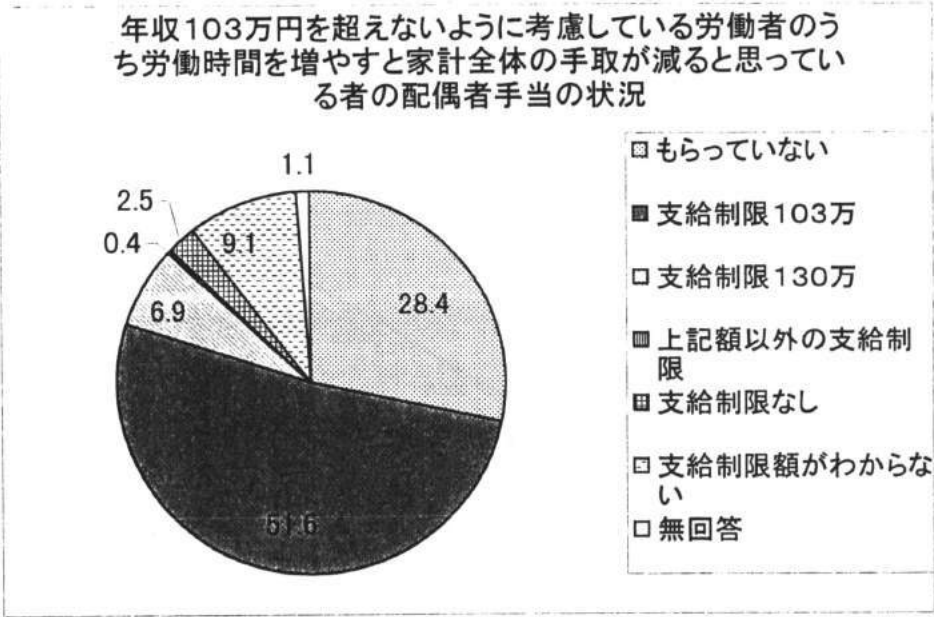
なお、今後の税制の見直しにあたっては、配偶者に係る控除制度等のあり方についても、就業行動との関連も考慮しつつ、公平・中立・簡素の原則を踏まえて検討が行われることが望まれる。

図表 4 0



(注) 短時間・在宅労働課試算による

図表 4 1



(資料出所) 21世紀職業財団「多様な就業形態のあり方に関する調査」平成13年

(注) 合計(N=275)

(注) 男女パート回答者のうち、年収103万円を超えないように考慮していて、かつ、労働時間を増やした場合の税・社会保険料負担について「税・社会保険料がかかる結果、労働時間を増やしても家計全体の手取が労働時間を増やす前より逆に減ってしまう」と回答した者についての、配偶者手当の状況をみたものである。

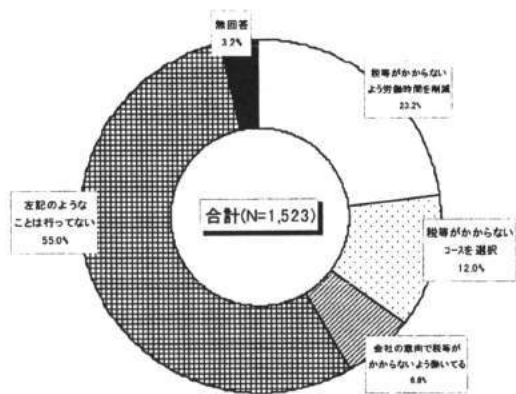
(参考) 就業調整パート

年収103万円以内にしている	うち約7割
↓	
労働時間を増やした場合、家計全体の手取が労働時間を増やす前より減ってしまうと思う	うち約7割 (就業調整パートの約5割)
↓	
配偶者手当の支給制限が103万円であるために、実際に手取が減る層	うち約5割 (就業調整パートの約4分の1)
↓	
実際には手取が減らないのに減ってしまうと思っている層	うち約5割 (就業調整パートの約4分の1)

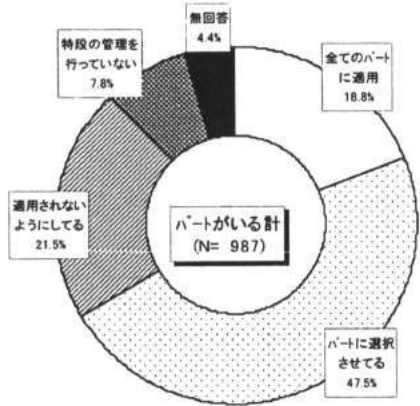
一方、健康保険、年金保険への加入義務が生じることを理由に就業調整しているパートも1割強存在する。これら社会保険については、年収130万円、通常労働者の4分の3の労働時間を超えると、保険料のかからない3号被保険者から、それぞれ保険料のかかる1号被保険者、2号

被保険者になるため、このラインで実際に手取り収入の逆転現象が生じる構造となっている。また、2号被保険者になると、事業主にも保険料負担が生じるために、事業主がそこに至らない短時間の範囲でパートの就業時間を設定しているケースも多い（図表42）。

図表 4 2 就業調整しているパートの割合



就業調整は誰が決めているのか



資料出所：21世紀職業財団「多様な就業形態のあり方に関する調査」

上記のような就業調整行動による弊害を考えると、このような就業調整行動が起こりにくい、働き方に中立的な制度への見直しに向けた検討が望まれる。

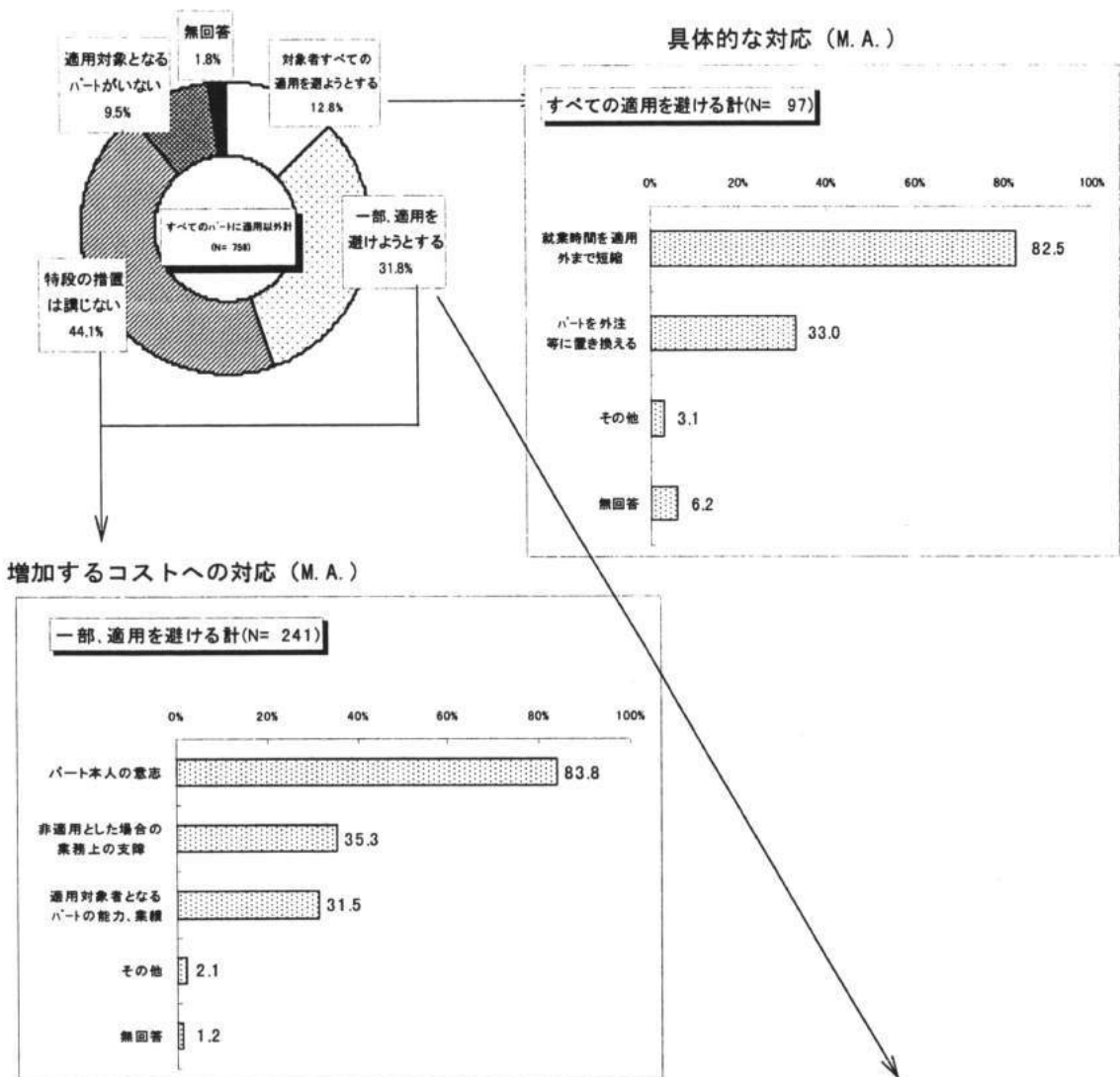
ちなみに、パートの社会保険の適用拡大について、「例えば、その範囲が現在通常労働者の4分の3から2分の1程度に拡大された場合、現在適用されていないパートが新たに社会保険の適用対象になるのを避けるために何らかの措置を講じるか」を聞いたところ、特段の措置は

講じないと答えた企業が半数弱を占めた（図表 43）。適用拡大によって、新たなラインで新たな就業調整が生じる可能性はあるものの、こうした企業の意向や現在のパートの所定労働時間の分布等を鑑みれば、それは現状に比べ、かなり少なくなるものとみられる。

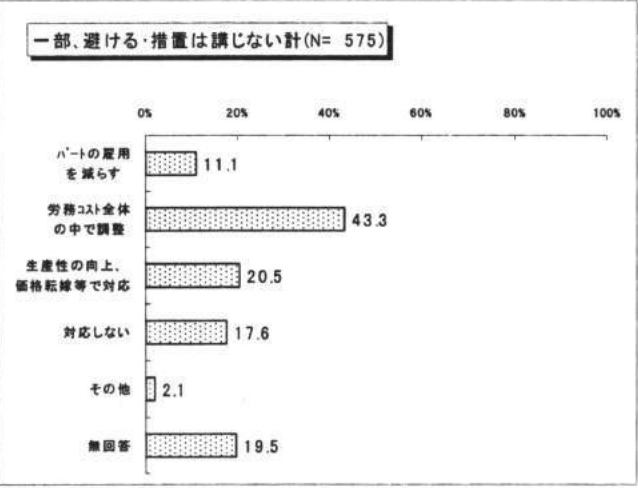
今後、「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金のあり方に関する検討会報告」（平成 13 年 12 月）に示されたように、厚生年金の適用について、被用者にふさわしい年金保障の確立、とりわけパートが多い女性に対する年金保障の充実という観点から企業行動や労働市場への影響・効果、年金財政への影響等を踏まえつつ、適用拡大を行う方向で検討を進めるとともに、被用者保険として適用対象について共通の基準により運営されている医療保険制度においても、その取扱いについて検討を進めることが重要と考えられる。

いずれにしても働き方に中立的となるように税・社会保険制度等の改革が進められていくことが、今後、柔軟で多様な働き方が望ましい形で広がっていくために重要な条件である。それはパートの能力発揮を進め、処遇の改善を図るためにも、また、企業が少子化に向けて、家庭責任のある男女や高齢者など時間制約のある人材の有効活用を図っていくためにも不可欠な条件と考えられる。

図表 4 3 通常労働者の 4 分の 3 を 2 分の 1 に適用拡大した場合の対応（事業所）



適用を避けるものを選ぶに当たっての考慮（M. A.）



資料出所：21世紀職業財団
「多様な就業形態に関する調査」

まとめ

（求められる方向性）

これまでみてきたように、企業、個人、双方が柔軟で多様な働き方を求める方向を指し示している中で、パート等の働き方が拡大していくのは不可逆的な流れである。主に男性が若年、壮年の時期に集中的に働いて産業社会や家計を支えた時代から、女性や高齢者を含め、幅広い社会構成員がライフスタイルに合わせてゆとりを持って働く時代に変化しつつある。

（問題点と課題）

ただ、現状をみると、パート等において基幹的な役割が増しているにもかかわらず、処遇や雇用保障の面で働きに見合った対応がなされているとは言い難い。正社員とパートとの大きな処遇差の中で正社員からパートへのシフトが加速しており、正社員雇用の入り口が狭まるなど、労働市場のアンバランスも広がっている。近年、若年のパート入職が急増している背景にも、若年者の意識の問題のみならず、こうした労働市場の問題が内在している。

今後、多様な働き方の拡大は不可逆的な流れであるとしても、それが労働市場全体の不安定化や処遇条件の低下に結びつくのではなく、いわば多様な働き方が「望ましい」形で広がっていくためには、どうすればよいのか。それは今後のわが国の労働市場のあり方にも関わる重要課題である。

（あるべき雇用システム）

こうした課題への対応を考える上で、1000 万人を超えるパートのグループとしての大きさやフルタイムも含めた就業意識の変化を念頭に置かねばならない。すなわち部分的にパートの処遇改善をすればいいということではなく、フルタイム正社員の働き方や処遇のあり方も含めた雇用システム全体の見直しが必要である。

一つの方向性として、現在の雇用システムを多元化し、フルタイムでも配転、残業などの拘束性の少ない働き方を中間形態として位置づけ、他方、パートであってもより基幹的な役割を果たすグループについては、やはりそこに位置づけ、その中では、フルとパートの評価・処遇の仕組みをできるだけ合わせていくという考え方がありうる。こうした多元化した仕組みの中で、フル、パートを問わず「働きに応じた処遇や雇用保障の仕組み」を確立していくことや、ライフステージの中でそれぞれの働き方の行き来が可能となる「連続的な仕組み」を構築していくことが根本的な問題解決への道であると考えられる。

(政策課題)

問題は、こうした仕組み作りをいかに進めていくかであるが、それはすでに進みつつある複線型人事管理や成果主義的処遇制度の流れの延長線上にあるものであり、企業の雇用処遇システムは、こうした仕組みを形成する途上にあると考えられる。これを政策的に推進していくための条件は何か。

いま、労使の間でワークシェアリングの議論が活発化しているが、こうした機会をとらえて多様な働き方が広がる中での雇用処遇システム全体のあり方について大所高所からの議論が行われ、

- ・企業側は、自らの活性化のために、パートの戦力化や働きに見合った処遇を進めることの重要性を、

- ・労働側は、パートのみならず、正社員の雇用安定のためにも、パートの処遇向上を正社員の処遇を見直してでも進めることの重要性を、

ともに強く認識する中で、正社員、パートの双方が「働きに見合っただけで処遇される」仕組みについて労使間の包括的な合意に至ることが期待される。

政府は、こうした労使の取組を推進するべく、多様な働き方がより望ましい形で広がっていくための制度改革を着実に実行していくべきである。実行にあたっては、「企業の雇用の選択肢を拡大する方向での制度改革の要素」と「多様な働き方下での雇用保障や処遇についての公正なルール確保の要素」の両面を有機的に組み合わせ、総合的なパッケージとして進めていくことが大切である。

前者の要素としては、派遣労働者の拡大、有期労働契約の拡大、裁量労働制の拡大など就労形態の多様化を可能とする制度改革が中心となるが、後者の要素としては、①パートについての日本型均衡処遇ルールの確立、②フルとパートの行き来ができる仕組みの推進、③働き方に中立的な税・社会保険制度の構築、などの制度改革や環境整備が重要である。

このうち、①については、「フルかパートかにかかわらず、働き方が同じであれば、同じ評価の枠組みの中で処遇する」というルールを確立するための法制のあり方についてさらに検討するとともに、ルールの具体的な内容をわかりやすく事業主等に示すためのガイドラインを策定すべきである。

②については、フルとパートの行き来ができる仕組みを社会的に醸成していく上で、フルタイム正社員とパート非正社員のバイパスとしての「短時間正社員制度」を政策的に広げていくことが有効であると考えられることから、企業のこうした制度導入への取組への支援のあり方を検討すべきである。

③については、税、社会保険制度の関係で、収入が一定額を超えないようにする就業調整行動については、低賃金を助長し、能力発揮への妨げにもなって

いることから、年金制度等について、適用拡大による労使の保険料負担の増加に配慮しつつ、パートに対して被用者にふさわしい年金保障を行うことの重要性を認識する中で、パートへの適用拡大を行う方向で検討を進めることが必要である。

参考資料

- ・パートタイム労働の課題と対応の方向性
(パートタイム労働研究会中間とりまとめのポイント)
- ・パートタイム労働研究会中間とりまとめ (概要)
- ・パートタイム労働研究会参集者名簿
- ・パートタイム労働研究会の検討経過
- ・パートタイム労働研究会開催要綱
- ・パートタイム労働研究会の検討課題に関する意見募集
集計結果について

パート労働の課題と対応の方向性

(パートタイム労働研究会中間とりまとめのポイント)

【Ⅰ パート労働の現状と問題点】

(パート労働者の増加)

- ・ 週 35 時間未満雇用者は 1053 万人(全体の 2 割。20 年前は 1 割)
- ・ パート等非正社員の増加 (H9 ~ 13 年 200 万人増) ↔ 正社員雇用の減少 (170 万人減)

(パート増加の背景)

(需要側の要因)

- ①コスト削減要請
- ②サービス経済化
- ③今後の少子高齢化
→ 女性・高齢者等の有効活用

(供給側の要因)

- ①女性・高齢者等短時間を指向する層の就業意欲の高まり
- ②若年層を中心とした就業意識の変化

(方向性)

今後の基本コンセプトは企業・個人とも「働き方についての柔軟性・多様性の確保」
⇒ 幅広い社会構成員がライフステージに応じ、ゆとりを持って働く社会へ

(問題点)

- ① パートの基幹的役割が増大している中での問題点
正社員とパートの大きな処遇差の中で、正社員からパートへのシフトが加速、正社員雇用への入り口が狭まるなどの労働市場のアンバランス。
- ② フルタイム正社員かパート非正社員かの二者択一では多様なニーズに対応できず

(課題)

- ・ 多様な働き方の拡大は不可逆的な流れ
- ・ ただし、労働市場全体の著しい不安定化、処遇条件低下とならない道筋が重要
→ パートのグループとしての大きさ(1,000万人超)、フルタイムも含めた就業意識変化
⇒ 正社員の働き方や処遇も含めた雇用システム全体の見直しが必要

【Ⅱ 雇用システムの変化の方向→柔軟で多様な働き方を選びとれる社会へ】

1 正社員も含めた雇用システムの多元化 (「中間形態」の形成)

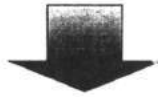
- ・ 「拘束性の高いフルタイム正社員 か 補助的パート」の二者択一からの脱却
- ・ 「中間形態」には、残業、配転などの拘束性は少ないが、基幹的な仕事をするフルタイム社員、基幹的パート双方が含まれ、その中ではフルもパートも統一的に雇用保障・処遇を行う

2 さまざまな働き方を納得して選択できる「働きに応じた処遇」の確立

- ・ 評価のウエイトは、いわば生計費等の「必要に応じた処遇」から「働きに応じた処遇」に変化の方向
- ・ こうした流れは 基幹的役割を担いつつあるパートにとって望ましい方向

3 ライフステージに応じて多様な働き方を行き来できる連続的な仕組みの構築

- ・ まず、正社員において 育児・介護・自己啓発等ライフステージに応じたフルとパートの行き来を活発化
⇒ 本格的な短時間就業 (ex. 短時間正社員) が一つの働き方として確立
⇒ 補助的パートから入職する層も 意欲・能力に応じて、短時間正社員等に移れる仕組み



【Ⅲ 政策の方向性】

(基本的考え方) Ⅱの仕組みづくりを政策的に促すための条件づくり

○ 正社員の働き方、処遇も含めた全体の雇用システム全体の見直しに向けた労使の主体的合意形成 (ワークシェアリングの議論の活用)

○ 多様な働き方が「望ましい」形で広がっていくための制度改革等の着実な実施

☆企業の選択肢を拡大する方向での制度改革の要素

(派遣労働者の拡大、有期労働契約の拡大など就業形態多様化を可能とする制度改革)

☆多様な働き方の下での雇用保障や処遇についての公正なルールの確保の要素

→ 両面を有機的に組み合わせ、総合的なパッケージとして進めることが重要

(具体的方向性) 上記「多様な働き方の下での雇用保障や処遇についての公正なルールの確保の要素」を中心に

○ パートについての日本型均衡処遇ルールの確立

【日本型均衡処遇ルールの考え方】

① フルかパートかの違いだけで、職務も責任も配転等の拘束性も同じであれば、処遇の決定方式を合わせ、その決定方式の下で各人をどう評価するかは企業のルールに委ねる。

(パートの中でこうしたケースに該当する者は全体の4～5%)

② 合理的な理由があり、処遇決定方式を合わせられない場合でも職務が同じなら処遇差は合理的範囲内であるべき。ただ、その判断は一律ではなく、企業、労使に委ねられるべき。

(ちなみに正社員と同様の仕事をしているパートが納得できると考えている水準はパート、正社員、事業所いずれからみても、正社員の約8割が平均値)

ルール確立のための法制的あり方についてさらに検討するとともに、その具体的内容をわかりやすく示すためのガイドラインの策定、その実効性を高めるための事後的救済措置の充実等が重要。

○ 多様な働き方を行き来できる連続的な仕組みの促進

フルタイム正社員とパート非正社員間のバイパス→「短時間正社員制度」の導入支援。

○ 働き方に中立的な税・社会保険制度の構築

- ・ 収入が一定額を超えないようにする「就業調整行動」はパートの低賃金を助長。
- ・ 税については、パート収入が一定額を超えると手取りが逆に減る現象はすでに解消。
⇒ 正しい理解の普及。
- ・ 社会保険制度については、パートの年金保障の充実、就業調整行動が起こりにくい制度となるよう、パートへの適用拡大の方向で検討すべき。

パートタイム労働研究会中間とりまとめ（概要）

I パート労働の現状と問題点

1 パート労働者等の増加とその背景

- ・平成12年のパート労働者（週35時間未満雇用者）は1053万人で全体の2割（20年前は1割）。
- ・一方、「呼称パート」は1129万人で非正社員の8割強を占める。景気後退期の正社員と非正社員の増減パターンに変化がみられ、今回（平成9～13年）ははじめて正社員が大幅に減少する一方で（170万人減）、非正社員が大幅に増加（200万人増）（図表3）。

（増加の背景）

① 需要側の要因

- ・コスト要因
国際競争激化、先行き不透明感の高まりの下で、賃金コストが安く、雇用調整も容易な労働者のウェイトを拡大したいという企業側のニーズのかつてない強まり。
- ・業務変化要因
サービス経済化の下で、業務の繁閑や長時間営業への対応のためパート化が進行。
- ・今後の少子高齢化への対応
若年者確保の困難化。女性、高齢者など短時間就業を指向する層の有効活用が必要。

② 供給側の要因

- ・短時間パートの就業理由
時間的な自由度を積極的に評価する者が多く、「正社員として働ける会社がなかったから」という者は割合としては少ない。
- ・女性
女性が理想とする就業パターンとしては依然「再就職型」が多数派であり、再入職時の雇用形態は7割がパート。ただ、長期的には正社員へ移行するなどライフステージに応じた働き方を希望。
- ・若年層
男女とも若年層でパート比率の上昇が顕著。新規学卒でもパート入職が大幅に増加（女性の2割、男性の16%）。こうしたいわゆるフリーターの増加の背景には仕事一辺倒でない生き方への指向など若年層の就業意識の変化がある。ただ、近年は正社員雇用機会の減少など需要側の要因も影響。
- ・高齢者
高齢化の下で、無理なくこれまでの経験を生かして働く高齢者パートも増加。

→柔軟で多様な働き方を求める傾向は需給両面のニーズであり、パート等の働き方が拡大していくのは不可逆的な流れ。主に男性が若年、壮年の時期に集中的に働いて産業社会や家計を支えた時代から、女性や高齢者も含め、より幅広い社会構成員がそれぞれのライフスタイルに合わせてゆとりを持って働く時代に大きく変化。

その意味で、「働き方についての柔軟性、多様性を確保していくこと」が、企業にとっても、個人にとっても今後の基本コンセプト。

2 問題点と課題

(1) パートの基幹的役割の増大

- ・正社員と同じ仕事をしているパート等がいる割合は（正社員からみて）4割強で、そうしたパートは3年前に比べて増加。責任の違いなどはあれ、従来正社員がやってきた基幹的な仕事にパートが組み込まれつつあることが類推される。

(2) 処遇の実態

- ・女性パートの所定内給与を時間換算で正社員と比べると7割弱の水準、格差の推移をみると拡大傾向（図表 18）。職種構成の違いを除去するため、パートの職種構成を正社員にそろえ、いわば同じ職種における正社員との賃金格差を推計すると8割強である（図表 19）。
また、賞与、退職金制度の適用を受ける正社員は9割超だが、パートでは4割強、1割弱と大きな差。
- ・常用パート（臨時、有期でないパート）の割合はオランダ、フランスの8割程度に比べ日本は4割。常用パートが少ない形でパート化が進行。

(3) 背景となる構造と問題点（内部労働市場と外部労働市場）

- ・正社員とパートとで勤続を重ねた時の賃金の上がり方の違いが顕著（図表 22）。
「長期的な企業内キャリア形成、家計の支え手を前提とした正社員の賃金体系」と「地域市場で代替可能な仕事、家計補助を前提としたパートの賃金体系」の違い。
- ・パートの基幹的役割が増している中での問題点
 - ①正社員とパートの大きな処遇差の中で正社員からパートへのシフトが加速しており、正社員雇用の入口が狭まるなど労働市場のアンバランスも拡大。非自発パートの増大。近年、新規学卒のパート入職が急増している背景にも、若年者の意識の問題のみならず、こうした労働市場問題が影響。
 - ②増加する母子世帯、単身世帯の場合、パートであっても家計の支え手（図表 26）。
こうした場合、働きに見合わない処遇差の存在は特に不公平感をもたらす。
 - ③「残業や配転などの拘束性は高いが雇用保障や高い処遇に守られたフルタイム正社員グループ」と「自由度は高いが雇用保障が不安定で低い処遇のパート等非正社員グループ」の二者択一の構図では、就業意識の変化が進む若年層やライフステージに応じた働き方を求める女性のニーズに対応できず。今後の少子化で、これら人材の有効活用が課題となる企業にとってこうしたニーズへの対応が必要。

→今後、多様で柔軟な働き方の拡大は不可逆的な流れであるとしても、それが労働市場全体の不安定化や処遇条件の低下に結びつくのではなく、いわば多様な働き方が「望ましい」形で広がっていくためにはどうすればよいのか。それは今後のわが国の労働市場のあり方にも関わる重要課題。

こうした課題への対応を考える上で、1000万人を超えるパートのグループとしての大きさやフルタイムも含めた就業意識の変化を念頭に置く必要あり。すなわち部分的にパートの処遇改善をすればいいということではなく、フルタイム正社員の働き方や処遇のあり方も含めた雇用システム全体の見直しが必要。

Ⅱ 雇用システムの変化の方向（柔軟で多様な働き方が選べとれる社会の形成に向けて）

1 正社員も含めた雇用システムの多元化（図表 28）

- ・「拘束性の高いフルタイム正社員か補助的パート」の二者択一からの脱却が必要。
- ・従来の正社員に比べ、残業、配転などの拘束性は少ないが、ある程度基幹的な仕事を行う「中間形態」の形成が一つの方向性として考えられる。
- ・基幹的パートについても「中間形態」に位置づけ、その中でパートかフルかにこだわらず、できるだけ統一的な雇用保障・処遇を行なう連続的な仕組みを形成。これは現在の複線型人事管理の流れの延長線上にあるもの。

2 さまざまな働き方を納得して選択できる「働きに応じた処遇」の確立

- ・企業の賃金決定における重視要素は年齢・勤続年数から職務遂行能力、業績・成果へ、いわば「必要に応じた処遇」から「働きに応じた処遇」にウェイトが変化しつつある。
ex.年齢別賃金カーブのフラット化。家族・扶養手当の支給企業割合低下。
- ・働きに応じた処遇の流れは、基幹的役割を担いつつあるパートにとって望ましい方向。ただ「家計の支え手としての正社員」と「家計補助的なパート」という発想を変える必要あり。共働き世帯が多数派となる中で、正社員も世帯全体の生活を支えなければならないというのは必ずしも平均的な姿でなくなりつつある。

3 ライフステージに応じて多様な働き方の間を行き来できる連続的な仕組みの構築

- ・まず、育児・介護に関連して、さらには他の理由を含めて、内部労働市場におけるフルとパートの行き来の可能性を広げることが重要。
- ・内部労働市場の中で本格的な短時間就業（ex.短時間正社員）が一つの働き方として確立されれば、外部労働市場からの参入による働き方にも選択肢が広がる可能性。補助的パートから入職しても、経験を重ねる中で、意欲と能力に応じて、より基幹的な働き方に移れる仕組みを広げていく。そのためにも雇用システムの多元化により「連続的な仕組み」を作っていくことが重要。

Ⅲ 政策の方向性

1 基本的考え方

こうした仕組み作りはすでに進みつつある複線型人事管理や成果主義的処遇制度の流れの延長線上にあるものであるが、これを政策的に促すための条件は何か。

○ 正社員の働き方や処遇の見直しも含めた全体の雇用システムのあり方についての労使の主体的合意形成

その際、合意形成のかぎとなるのは、

- ・企業側は、自らの活性化のために、パートの戦力化や働きに見合った処遇を進めることの重要性を認識しうるか。
- ・労働側は、パートのみならず、正社員の雇用安定のためにも、パートの処遇向上を正社員の処遇を見直してでも進めることの重要性を認識しうるか。

ワークシェアリングの議論の中で、こうした認識の醸成により、正社員、パート含めた「働きに応じた処遇」の仕組みに向けた労使間の包括的な合意形成を推進。

○ 多様な働き方が「望ましい」形で広がっていくための制度改革の着実な実行

その際、「企業の雇用の選択肢を拡大する方向での制度改革の要素」と「多様な働き方の下での雇用保障や処遇についての公正なルールの確保の要素」の両面を有機的に組み合わせ、総合的なパッケージとして進めていくことが大切。

- ・前者の要素としては、派遣労働者の拡大、有期労働契約の拡大など、多様な働き方が可能となるような制度改革を実行していくこと、
- ・後者の要素としては、働き方相互の間での処遇に不公平が生じないように公正なルールを社会的に確立していくこと、が重要。

2 具体的方向性

(1) 政労使による包括的合意形成の推進（ワークシェアリングの議論の活用）

- ①緊急避難型ワークシェアリング・・・時間賃金率意識が高まれば、パートの公平な処遇への一つのきっかけに。
- ②多様就業型ワークシェアリング・・・パートについても働きに応じた処遇が確保されることが前提条件であるが、パートのみならず、正社員も含めた総合的な働き方や処遇のあり方を労使で率直に議論し、新たな公平な配分のあり方について包括的合意に至ることを推進。

(2) 雇用システム多元化の下での雇用の安定性の確保

先行き不透明感の強まりの中で、企業は無期雇用を回避し、基幹的、常用的な層においても有期雇用の反復更新で対応する傾向。結果的に正社員雇用機会が大きく制約されているのが現状。

今後、労働市場全体の安定性を確保していくためには、①無期雇用でも雇用保障にかかる判断は一律でないことの理解を深めること、②有期雇用でも適正なルールの確保を徹底することにより、無期雇用と有期雇用の取扱いに一定の均衡をもたらし、就業実態に応じた雇用契約が選択される方向に持っていくことが重要。

(3) パートについての日本型均衡処遇ルールの確立

- ・ヨーロッパ諸国では同一労働同一賃金の考えに立脚した労働時間による差別的取扱い禁止の立法化。97年、EUパートタイム指令として共通のルール化。
- ・ただ、わが国では、ヨーロッパ諸国と仕事の組み立て方や処遇の仕組みが異なり、正社員の間でも外形的に同じ仕事でも処遇が異なりうる。ヨーロッパ的な意味での「同一労働同一賃金」原則が公序となっているとは言いがたい。
- ・今後、わが国で柔軟で多様な働き方が「望ましい」形で広がっていくためには、「日本型均衡処遇ルール」の確立が必要（「パートタイム雇用管理研究会報告」の考え方）。

①「同じ職務の場合に処遇の決定方式を合わせる」

同じ職務であれば、正社員が職能給ならパートも職能給というように処遇の決定方式は合わせ、その決定方式の下で各人をどう評価・処遇するかは企業のルールに委ねるべき。

②「残業、配転、転勤等の拘束性が正社員と異なる場合、合理的な差を設けることもあり得る」

現在は同じ職務でも、残業、配転などの拘束性が正社員とパートで違えば処遇決定方式に違いのあることは合理的。ただ、フルタイムでも拘束性の少ない働き方が広がっていけば、それとパートの間では処遇決定方式を合わせるべき。

要は、フルかパートかの違いだけで、職務も責任も配転等の拘束性も同じであれば、同じ評価の枠組みの中で処遇すべきということ。

現状、職務も責任も配転等の拘束性も同じであり、処遇決定方式を合わせるべきと考えられるケースは、事業所、正社員、パートいずれからみてもパート全体の4～5%（図表17）。

③「水準について正社員とのバランスを図る」

合理的な理由があり、処遇決定方式を合わせられない場合においても職務が同じなら処遇差は合理的範囲内であるべき。ただ、その判断は一律には定められず、企業、労使に委ねられるべき。

調査によると正社員と同様の仕事をしているパートが納得できると考えている所定内賃金の水準はパート、正社員、事業所いずれからみても、正社員の約8割が平均値（図表33）。

・「日本型均衡処遇ルール」は、それぞれのケースに応じて判断すべき要素が多く、画一的な規制にはなじまない。法律では基本的な原則を示し、その具体的な内容をわかりやすく事業主等に示すガイドラインで補う手法が望ましい。

・法制の検討に当たっては、

- ①フルタイム有期など短時間以外の非正規労働者への対応を考慮するとともに、
- ②企業の雇用意欲を削ぐことのないように時機を計ること、
- ③単なる職務分離に終わらせぬよう、ワークシェアリングの議論などを通じ、正社員も含めた処遇システムの変革が並行的に促進されるように図ること、
- ④企業にとって雇用の柔軟性を増す他の制度改革とあわせ、総合的なパッケージの中で有機的に打ち出していくこと、

など、そのあり方や道筋についてさらに考える必要がある

・今後、法制のあり方について検討するとともに、均衡処遇を進めるためのガイドラインの策定、ガイドラインの実効性を高めるための事後的な救済措置の充実、均衡処遇のベースとなる「働きに応じた処遇」を促すための職務、能力、成果の評価手法の開発などの取組をあわせて行なっていくことが重要。

(4) 多様な働き方を行き来できる連続的な仕組みの促進（図表34）

フルとパートの行き来ができる仕組みを社会的に醸成していく上で、フルタイム正社員とパート非正社員のバイパスとしての「短時間正社員制度」を政策的に広げていくことが有効であると考えられることから、企業のこうした制度導入への取組への支援のあり方を検討すべき。

(5) 働き方に中立的な税・社会保険制度の構築

- ・税、社会保険制度等の関係で、収入が一定額を超えないようにする就業調整行動がパートの低賃金を助長し、能力発揮への妨げにもなっている面あり（図表39）。
- ・このうち、税制についてはすでにパートの勤労収入が一定額を超えると世帯収入がかえって減少するといういわゆる「逆転現象」は解消しているが（図表40）、調査からも、税制に対する誤解から就業調整している層がかなりいることが判明（図表41）。まず現行税制について正しい理解を促すことが重要。
- ・社会保険制度においては、パートの年金・健康保険の充実に向けて、また現在のような世帯収入の逆転現象が解消され、就業調整行動が起こりにくい制度となるように、適用拡大の方向で検討を進めるべき。なお、パートの社会保険の適用拡大の下で適用を嫌って特段の措置を講じることはしないとする事業主が約半数（図表43）。

「パートタイム労働研究会」参集者名簿

(50音順、敬称略、○は座長)

おおさわ まちこ
大沢 真知子

日本女子大学人間社会学部教授

さとう あつし
佐藤 厚

日本労働研究機構主任研究員

○ さとう ひろき
佐藤 博樹

東京大学社会科学研究所教授

しらいし たかこ
白石 多賀子

雇用システム研究所代表

たけいし えみこ
武石 恵美子

(株)ニッセイ基礎研究所主任研究員

つちだ みちお
土田 道夫

獨協大学法学部教授

ながせ のぶこ
永瀬 伸子

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助教授

ほりうち ひでお
堀内 英男

(株)伊勢丹人事部労務厚生担当部長

みずまち ゆういちろう
水町 勇一郎

東北大学法学部助教授

わきさか あきら
脇坂 明

学習院大学経済学部教授

「パートタイム労働研究会」の検討経過

第1回(13.3.30)	・パートタイム労働をめぐる諸課題について
第2回(13.4.27)	・パートタイム労働問題のこれまでの検討状況等について ・我が国経済社会システムとパートタイム労働について（第1回）
第3回(13.5.21)	・我が国経済社会システムとパートタイム労働について（第2回） ・均衡処遇の実効性のある推進方策について
第4回(13.6.11)	・企業のパートタイム労働者の雇用管理の実態について ・パート労働実態追加調査（案）について
第5回(13.7.26)	・諸外国のパートタイム労働の実態について
第6回(13.8.30)	・均衡処遇について
第7回(13.9.20)	・短時間正社員制度及びワークシェアリングについて
第8回(13.10.9)	・就業調整等について
第9回(13.11.5)	・多様な就業調整のあり方に関する調査について ・中間とりまとめに向けた検討課題について
第10回(13.11.20)	・パート労働の課題と対応の方向性（検討のたたき台）について ・日経連との意見交換
第11回(13.12.10)	・パート労働の課題と対応の方向性（たたき台）について ・連合との意見交換
第12回(14.1.8)	・パート労働の課題と対応の方向性（たたき台）について
第13回(14.1.28)	・パート労働の課題と対応の方向性（案）について

パートタイム労働研究会 開催要綱

1 趣旨

近年、サービス経済化の進展、労働者の多様な就業ニーズ等を背景にして、パートタイム労働者は雇用者の2割を占めるに至っており、パートタイム労働は我が国の経済社会にとって欠くことのできないものとなっている。こうした中、パートタイム労働について、労働者の能力を有効に発揮できる良好な就業形態としていくことが一層重要となっている。

こうした事情を踏まえ、パートタイム労働の実態に即しつつ、パートタイム労働を巡る諸課題を整理し今後の在り方を検討するため、有識者により構成するパートタイム労働研究会を開催する。

2 構成等

- (1) パートタイム労働研究会（以下「研究会」という。）は、雇用均等・児童家庭局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 研究会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (3) 研究会の座長は、構成員が互選し、座長代理は座長が指名する。

3 検討事項

- (1) パートタイム労働に関する実態把握、現状分析
- (2) パートタイム労働に関する課題の整理
- (3) パートタイム労働に関する企業、行政の対応の検討

4 運営

研究会の庶務は、雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課で処理する。

パートタイム労働研究会の検討課題に関する意見募集集計結果について

厚生労働省においては、パートタイム労働研究会の検討の参考とするため、平成13年10月1日から11月30日まで研究会の検討課題について意見を募集した。集計の概要は次のとおりである。

- ① 合計 231件
- ② 性別 男性 95件 女性 105件 不明 31件
- ③ 労使 労働者 71件 使用者 76件 不明 78件 その他 6件
- ④ 就業形態 正社員 101件 パート 47件 その他 22件 不明 61件

検討課題に関する主な意見

(注)すべての回答者がすべての課題について意見を記入しているわけではないこと、中立的な意見もあることから以下の表では合計は231件を下回る。

1 パート労働者(短時間労働者)と正社員の均衡処遇をどう進めるか 企業の雇用管理の実態も踏まえつつ、パート労働者と正社員の処遇の均衡の確保を図るための方策について、どのように考えるか

均衡処遇を進める必要があるとの立場 113件	均衡処遇を進める必要はない、あるいは困難との立場 29件
(パートの意見) ・ オランダのように同一労働であれば賃金の区別をしないという意見に賛成。正社員を優遇しそれ以外を補助的な役割と位置づける会社社会に違和感を覚える。 ・ 勤務する職場では、正社員とパートで給料は3倍以上の開きがあるにもかかわらず、仕事内容はほとんど同じである。あまりにも多額な賃金格差では、職場の雰囲気は悪くなり仕事もおざりになりかねない。 ・ ワークシェアリング (正社員の意見) ・ 職種に応じて賃金体系を決め、正社員であろうがパートであろうがそのスキルに応じて報酬を与えるべき。 ・ 同一労働同一賃金は原則であり、仕事と同じである場合、パートの賃金は正社員と同じであるべき。 ・ 経営管理側の意識転換が必要。 ・ 労務給制度の浸透が必要。 (その他) ・ 仕事の結果で公平に査定し待遇も公平にあるべき。 ・ 日本のパートは企業側の人件費削減に対応している。 ・ 政労使3者納得のいく合意の上での立法化が有効と思われる。 ・ パート労働法に均衡ではなく均等待遇を明記すること。 ・ ILOパート条約に批准する。 ・ パートの処遇改善よりも正社員のパート化により処遇均衡を図る方法も検討すべき。	(パートの意見) ・ 賃金が安いということには、それだけ責任が薄いという利点もある。 (正社員の意見) ・ 何よりもまず景気の回復が必要。 ・ どんなときも、フルタイムで仕事をこなすことは、短時間パートとは比較にならない努力がいる。短時間のパートをフォローしながら自分の仕事もこなさなければいけない正社員とパートでは同じ立場になり得ない。 ・ 人件費を抑えなければ会社は倒産するため、必要だとは思わない。

2 企業・労働者双方のニーズに応じた柔軟な雇用システムをどう構築するか

フルタイム労働と短時間労働とを行き来できる仕組み(育児、技能修得のための通学等の必要に応じて正社員のまま短時間勤務できる仕組み、現在の短時間パートがフルタイム正社員に転換できる仕組み)、パート労働者のキャリアアップやパート労働者が短時間労働のまま正社員になる仕組みについてどのように考えるか。

柔軟な雇用システムが必要との立場 82件	必要がない、あるいは困難との立場 34件
(パートの意見)	

・ 短時間パートも希望と実績次第でキャリアアップ(フルタイム)できるようにしてほしい。 ・ 子育て期や介護の時期など男女ともパートとフルタイムを行き来できるようにしてほしい。 ・ 柔軟なシステムを作るための助成金を設けてほしい。 ・ 賛成であるが、このシステムにより労働者が不利にならないようにすることが必要。 ・ ワークシェアリングで働き方をいろいろ選択できるようにしてほしい。 (正社員の意見) ・ 正社員とパートの行き来を可能とするためには、企業が雇用する際に求めている職能をしっかりと定義し、それとともに賃金体系を見直し、現在の年功序列からスキルに応じ体系に変える必要がある。 ・ 仕事内容にあった勤務形態という視点を持つことが大事。 ・ 短時間正社員ができて良いが、フルタイム正社員との処遇差を明確にする必要。 ・ 一 ート労働者をキャリアアップして正社員にするのは、業務の拡大状況によっては最も有効な手段と考える。 ・ このような制度はどんどん進めた方がいいと考えるが、問題は中小企業では人の確保が難しく時間単位での細かな対応を求められていることである。 ・ 理想ではあるが、個々の企業、労働者だけでこの柔軟な雇用システムを作るのは無理なので、制度を進めていく企業への支援等社会全体の支援システム作りが急務。 (その他) ・ 家族的責任のために仕事を中断するのは、当人のみならず社会的にも損失。仕事を中断するのではなく、短時間勤務に切り替えて仕事を継続できる制度を導入することは、正社員とパート労働者との賃金格差は正にも効果を上げることができる。	・ 現在の経営環境下では、中小企業では不可能。大企業では難しい。 ・ 短時間労働者は正社員の処遇問題はあまり考慮しておらず、むしろ社会保険の適用や税金に関心があるようで、事業所は事業計画(の作成)に苦勞している。このような状態下で、制度を進めていく考えはない。 ・ コスト削減が不可欠(中国との競争)であり難しい状況。 ・ 代替要員の確保が非常に難しく、将来問題として検討する必要があるが当面は考えていない。 ・ 官公庁、大企業のパートを中心に考えるのではなく、中小企業の経営者、正社員、パートがどのような状況かを重点的に調査して対策を考えるべきだと思う。 ・ 企業・労働者双方のニーズに応じた柔軟な雇用システムは、時間と財源と人の問題を解決しないと構築は難しい。 ・ 労使双方のニーズに応じた雇用システムなどありえない。
--	---

3 就業調整問題への対応について、どのように考えるのか。
パート労働者が社会保険の適用要件等を考慮して就業時間・日数や収入を調整する問題についてどのように考えるか。

就業調整問題への対応が必要との立場 109件	対応は必要ない、あるいは困難との立場 13件
(パートの意見) ・ 共働きを想定した社会保険や税制のシステムを作してほしい。 ・ 短時間でも社会保険が適用になるようにしてほしい。 ・ パートの扶養の枠を引き上げてほしい。 ・ 個人単位の制度にしてほしい。 (正社員の意見) ・ 社会保険の収入130万円要件は廃止すべき。 ・ 配偶者優遇制度に問題がある。 ・ 社会保険の会社負担分を給料として上乗せしすべて労働者負担とした方がいい。 ・ 扶養のあり方の検討が必要。 ・ 早急解決は難しく時間をかけて行う必要。 (その他) ・ 制度そのものが不要 ・ パート労働者は現在の税制に振り回されている。 ・ 税や年金などの制度を世帯単位から個人単位に変える。 ・ 制度が正確に理解されていない部分が多い。	(パートの意見) - パートの処遇改善が進み正社員並みにならない限り、就業調整はなくなる。 (正社員の意見) ・ 損得勘定から見て就業調整は当然の自衛手段であるからやむを得ない。 ・ あくまで働こうとする者の姿勢の問題 ・ 労使双方合意の上での調整ならば、良いのではないか。 ・ 現時点ではよい解決策は見あたらない。 ・ 特別問題と感じたことはない。

